



埼玉県報

第502号
令和6年(2024年)
3月29日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(情報システム戦略課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし(情報システム戦略課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例のあらまし(みどり自然課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者福祉推進課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(少子政策課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(こども安全課)
- 埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例のあらまし(保健医療政策課)
- 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(国保医療課)
- 医療法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(医療整備課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業創造課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例のあらまし(水道企画課)
- 情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例のあらまし(政策調査)

課)

- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・総務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県公立学校情報機器整備基金条例のあらまし(ICT教育推進課)
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(警務課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)

条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(情報システム戦略課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例(情報システム戦略課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例(みどり自然課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例(障害者福祉推進課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例(障害者支援課)
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(少子政策課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(こども安全課)
- 埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例(保健医療政策課)
- 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例(国保医療課)
- 医療法施行条例の一部を改正する条例(医療整備課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(産業創造課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例(水道企画課)
- 情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例(政策調査課)
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例(教委・総務課)

- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県公立学校情報機器整備基金条例（ICT教育推進課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（保安課）

規則

- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢者福祉課）
- 埼玉県立熊谷点字図書館管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）
- 養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生産振興課）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建設管理課）
- 埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則（建設管理課）
- 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（河川砂防課）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則（河川砂防課）
- 埼玉県景観規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県特定の民間再開発事業認定規則を廃止する規則（市街地整備課）
- 埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則（市街地整備課）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則（政策調査課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）

- 埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則(教委・総務課)
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(県立学校人事課)

訓令

- 副知事の担当事務に関する訓令(行政・デジタル改革課)
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 予算の公表(財政課)
- 予算の公表(財政課)
- 自動車税(種別割)等の収納事務委託に係る告示(税務課)
- 軽油引取税免税証の無効告示(税務課)
- 自動車税(種別割)等の収納事務委託に係る告示(税務課)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示(災害対策課)
- 埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定に係る公

告（大気環境課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 平成 24 年埼玉県告示第 1743 号(埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 27 条第 2 項第 4 号等の知事が定める手順)の廃止(高齢者福祉課)
- 平成 24 年埼玉県告示第 1746 号(介護保険法施行条例第 103 条第 4 項等の費用)の一部改正(高齢者福祉課)
- 平成 24 年埼玉県告示第 1747 号(介護保険法施行条例第 154 条第 3 項第 3 号等の知事が定める基準)の一部改正(高齢者福祉課)
- 平成 24 年埼玉県告示第 1750 号(介護保険法施行条例第 309 条第 2 項第 4 号等の知事が定める手順)の廃止(高齢者福祉課)
- 平成 24 年埼玉県告示第 1751 号(介護保険法施行条例附則第 5 条第 3 項の知事が定めるもの)の一部改正(高齢者福祉課)
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
- 平成 16 年埼玉県告示第 486 号(埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行う施設の指定)の一部を改正する告示(生活衛生課)

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 熊谷中央土地改良区の清算人退任届 (大里農林振興センター)
- 熊谷中央土地改良区の役員退任届 (大里農林振興センター)
- 備前渠用水路土地改良区の役員就任届 (大里農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 小川都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知 (道路街路課)
- 中川・綾瀬川流域における基準降雨の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 富士見都市計画事業国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の事業計画変更 (第 1 回) の認可 (市街地整備課)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物 (建築安全課)
- 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く

建築物の一部を改正する告示（建築安全課）

- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 狭山都市計画下水道（狭山市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 運転免許証申請自動受付装置の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（川越県税事務所）
- 県道上尾環状線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道本田小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道児玉新町線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道矢納浄法寺線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道羽生停車場線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例施行規程（政策調査課）
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程（政策調査課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

- 教育行政相談に関する事務を行う職員の指定（教委・総務課）
- 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正（運転免許試験課）
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第180号中訂正（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県告示第243号中訂正（産業人材育成課）
- 埼玉県告示第943号中訂正（産業人材育成課）
- 埼玉県人事委員会規則1-76（令和5年3月28日399号）中訂正（総務給与課）
- 埼玉県労働委員会告示第1号中訂正（審査調整課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（財政課）

一 趣旨

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえ、知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険物取扱者試験手数料等の額を改定等するための改正

二 内容

(一) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえた手数料の新設

(例) 知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料

1 頭分につき 六十円

(二) 手数料の額の改定

(例) 甲種危険物取扱者試験手数料の改定

現行 六千六百元

改正後 七千二百円

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、二(二)の一部については令和六年五月一日、二(三)の一部については、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

七千百三十八人 ↓ 七千五百五十九人（+二十二一人）

公営企業管理者の事務を補助する職員

四百二十七人 ↓ 四百三十九人（+十二二人）

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百七一人 ↓ 百十一一人（+十四一人）

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、新たに導入される国外転出者の本人確認の仕組みに対応するため、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行うための改正

二 内容

(一) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 附票本人確認情報を利用・提供できる事務に関する規定を追加

イ 規定の整備

(二) 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

ア 埼玉県本人確認情報保護審議会の名称変更

イ 規定の整備

三 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律第二条中住民基本台帳法第三十条の六に一項を加える改正規定及び同法第四章の二の次に一章を加える改正規定の施行の日
ただし、二(二)イは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、マイナンバーを用いた情報連携を行う場合、主務省令に規定することによりマイナンバーの利用が可能となったことを踏まえ、所要の規定の整備を行うための改正

二 内容

法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（地域政策課）

一 趣旨

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（人事課）

一 趣旨

人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職から除外する職を定めるための改正

二 内容

管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除外

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（みどり自然課）

一 趣旨

彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更するための改正

二 内容

彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を、「百分の一・五」から「百分の一」に改める。

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 改正内容

(一) 全施設共通

協力医療機関との連携体制の構築

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

- ① 入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保
- ② 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
- ③ 入院の必要性が認められた場合、原則として入院を受け入れる体制を確保（軽費老人ホームについては①、②を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする）

イ 新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合は義務付け）

(二) 軽費老人ホーム

運営規程等の重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付け（令和七年四月一日から適用）

(三) 特別養護老人ホーム

ア 緊急時等の対応方針の年1回以上の見直しを義務付け

イ 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部経過措置あり

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢者福祉

課）

一 趣旨

厚生労働省令「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 改正内容

(一) 全サービス共通

運営規程等の重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付け（令和七年四月一日から適用）

(二) 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

入院中に医療機関が作成したりリハビリテーション計画書の入手及び把握を義務付け

(三) 短期入所

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

(四) 特定施設入居者生活介護

ア 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

イ 協力医療機関との連携体制の構築

- ① 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする
 - ・ 入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保
 - ・ 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保

- ② 新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合には義務付け）

ウ 口腔衛生管理体制の整備と計画的な口腔衛生管理の実施を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

(五) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売

ア 貸与及び販売について、一部福祉用具の貸与と販売の選択制導入に伴い選択できることについての利用者等への十分な説明と、選択に当たって必要な情報の提供等を義務付け

イ 貸与及び販売について、貸与継続の必要性の検討や販売計画の目標達成状況の確認等を義務付け

(六) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

ア 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

イ 協力医療機関との連携体制の構築

・ 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

- ・ 入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保
- ・ 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
- ・ 入院の必要性が認められた場合、原則として入院を受け入れる体制を確保

・ 新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合には義務付け）

(七) 介護老人福祉施設

緊急時等の対応方針の年1回以上の見直しを義務付け

(八) 介護療養型医療施設

令和六年三月末で廃止されるため関係基準を削除

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部経過措置あり（訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービスについては令和六年六月一日）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、事業者が必要かつ合理的な配慮をするよう義務を課す等するための改正

二 内容

条例第六条及び第十六条第三項において、社会的障壁の除去の実施について事業者が必要かつ合理的な配慮をするよう義務を課すとともに、条例第十六条第二項において、県が必要かつ合理的な配慮をする規定について法律等に合わせ、規定を整理するもの

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（障害者支援課）

一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準等を改定等するための改正

二 内容

- (一) 就労選択支援の基準の新設
- (二) 共同生活援助の支援内容の拡充
- (三) 障害者支援施設における地域移行等意向確認
- (四) 利用者の意思決定支援への配慮
- (五) 地域連携推進会議の設置又は外部の者による評価の実施・公表
- (六) 新興感染症発生時の対応の取り決め
- (七) 一部サービスにおける実施主体の拡充
- (八) 就労移行支援の定員規模の変更
- (九) その他の規定の整備

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、(一)については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（少子政策課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例を設けるための改正

二 内容

(一) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例を設ける規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（こども安全課）

一 趣旨

厚生労働省令の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

- (一) 児童発達支援センターの類型の一元化
- (二) 児童養護施設等における児童からの意見聴取等に関する規定の追加
- (三) 里親支援センターに関する設備等の基準の追加
- (四) その他の規定の整備

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部経過措置あり。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十九号）（保健医療政策課）

一 趣旨

埼玉県健康づくり安心基金の廃止に伴い、埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する。

二 内容

埼玉県健康づくり安心基金条例の制定附則第二条において、「この条例の施行の状況を踏まえ、平成三十五年度（令和五年度）中にこの条例について見直しを行うもの」と規定されている。

今般、見直しの時期を迎え、今後の人口減少・超少子高齢社会の到来といった歴史的課題に対応していくため、保健・医療分野における肉体的な健康づくりに留まらず、経済施策や社会施策などによる就業支援や社会参加の支援といった精神的、社会的な健康づくりも必要になってくるものと考ええる。

よって、本基金の枠にとらわれず、これまでよりも「健康づくり」を広く捉えて取り組んでいく必要があることから、基金を廃止する。

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

退職者医療制度の経過措置の廃止に伴い、「被保険者」を「一般被保険者」と読み替える規定の削除

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

医療法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例二十一号）（医療整備課）

一 趣旨

介護療養病床の廃止に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改定するための改正

二 内容

- (一) 療養病床を有する病院等の従業者の基準の特例措置の廃止
- (二) 療養病床を介護老人保健施設等へ転換した場合の病床数算定に係る特例措置の廃止
- (三) 医療法施行規則の一部改正に伴う病院の従業者の基準の改定

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（疾病対策課）

一 趣旨

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市、川口市及び越谷市が処理するための改正

二 内容

別表第百二項事務の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第二項の規定による証明

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号)
(産業創造課)

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入及び更新する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定めるとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の三点を条例に追加する

- ・ 顕微ラマン分光光度計 一時間 四、〇〇〇円
- ・ マルチミル(食品用) 一時間 四二〇円
- ・ 食品用乾燥機 一時間 一九〇円

次の使用料を改定する

- ・ 接触角測定装置 一時間 六八〇円

(二) 手数料

次の三点を条例に追加する

- ・ 顕微ラマン分光光度計による分析
試料分析 一試料一測定 九、八二〇円
イメージング 一試料一項目 一五、二〇〇円
- ・ ぬれ性試験 一試料 三、三〇〇円

(三) 次の十二点を条例から削除する

使用料

- ・ 蛍光X線膜厚計
- ・ 米粒食味計
- ・ 色差計
- ・ 窒素雰囲気焼入炉
- ・ 電気炉

・ 剥離試験機

手数料

- ・ 膜厚測定 蛍光X線式によるもの
- ・ 雰囲気熱処理試験
- ・ ねじの測定

- ・ 衝撃試験片調製
- ・ 工芸材料試験片調製
- ・ 精密研磨機による調製

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例二十四号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正を踏まえ、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和するとともに、規定の整備をするもの

二 内容

(一) 容積率・建ぺい率の限度を超えることを可能とする特例許可の拡充

省エネ対策等のために必要な外壁等の屋外に面する部分の工事により、容積率や建ぺい率の制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を設ける

(二) 容積率制限の合理化

(例) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、認定により容積率の算定基礎となる面積から除外する

(三) 規定の整備

三 施行期日

公布の日

ただし、二(三)の一部は令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）
（水道企画課）

一 趣旨

工業用水の使用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めるための改正

二 内容

第三条第一項第三号イ中「記録紙を使用する」を「一時間における使用水量を記録する」に、同号ロ中「記録紙を使用しない」を「一時間における使用水量を記録しない」に改める。

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例（埼玉県条例第二十六号）（政策調査課）

一 趣旨

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とするもの

二 内容

議会に係る以下の手続等を、その根拠となる条例等の規定に係わらず情報通信技術を利用して行うことを可能とする。

- (一) 議会等に対して行われる申請等
- (二) 議会等が行う処分通知等
- (三) 議会等が供する縦覧等
- (四) 議会等が行う書面等の作成等

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（教委・総務課）

一 趣旨

一人一台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十九人 ↓ 七百三十一人（十二人）

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公立学校情報機器整備基金条例（埼玉県条例第二十九号）（ICT教育推進課）

一 趣旨

初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（警務課）

一 趣旨

定年引上げに伴う新規採用数確保のため、警察官の階級別定数及び警察官以外の職員の定数の特例を定めるもの。

二 内容

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の職員の定数は、警部の定数に一人、警部補及び巡査部長の定数に三人、警察官以外の定数に二人を加えた定数とする。

三 施行期日

令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（保安課）

一 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証再交付手数料等の定めを廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改正するための改正

二 内容

(一) 手数料の廃止

認定証等の廃止に伴う手数料の廃止

(例) 警備業法第五条第五項の規定に基づく警備業認定証再交付手数料

(二) 手数料の改正

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射

撃の技能に関する講習

現行 一二七〇〇円

改正後 一四〇〇〇円

三 施行期日

令和六年四月一日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第九十五号を次のように改める。

九十五	削除
-----	----

別表都市整備部の項第二百二十二号中「、第二百二十四号イ(2)」を「並びに第二百二十四号イ(2)」に改め、「並びに第二百二十六号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」を削り、同項第二百二十六号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(一)から(四)まで、ロ(2)及びハ(2)において同じ。）」を加える。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十一号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十二号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十三号中「第八十号」を「第八十二号」に改め、同条第二十四号中「第八十一号」を「第八十三号」に改め、同条第二十五号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同条第二十六号中「第八十六号」を「第八十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第九号中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同項第十号中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同項第十五号中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同項第二十七号中「ものをいう。」の下に「以下この号、」を加え、「するもの」を「するもの
次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」に改め、同項第三十一号中「（昭和四十二年法律第四十九号）」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関

する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第四十三号中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表農林部の項第三十五号中「三百二十円」を「二百七十円」に改め、同項第四十五号から第四十七号までを次のように改める。

四十七	削除	
-----	----	--

別表農林部の項第四十四号を第四十六号とし、第三十七号から第四十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の二号を加える。

<p>三十七 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</p>	<p>豚熱予防液の管理手数料</p>	<p>一頭分につき六十円</p>
<p>三十八 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針</p>	<p>豚熱予防液接種票交付手数料</p>	<p>一件につき五百六十円</p>

に基づき知事が
登録する飼養衛
生管理者が行う
豚熱予防注射に
係る豚熱予防液
接種票の交付

別表都市整備部の項第一号中「第百十八号イ及び第百二十三号イ」を「第百十九号イ及び第百二十四号イ」に改め、同項第五号中「第百十一号ハ、第百十八号ハ及び第百二十三号ハ」を「第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ」に改め、同項第百二十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項第百二十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号を同項第百二十七号とし、同項第百二十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十三号金額の欄ロ」を「第百二十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十六号とし、同項第百二十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十三号金額の欄」を「第百二十三号金額の欄」に改め、同号を同項第百二十五号とし、同項第百二十三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号を同項第百二十四号とし、同項第百二十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十四号イ(2)」を「第百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十三号とし、同項第百二十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十七号」を「第百二十八号」に改め、同号を同項第百二十二号とし、同項第百二十号中「第百十八号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十八号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十九号を第百二十号とし、第百十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、同

項第百十三号中「第百十一号金額の欄イ」を「第百十二号金額の欄イ」に、「第百十一号金額の欄ロ」を「第百十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項中第百十二号を第百十三号とし、第百十一号を第百十二号とし、同項第百十号中「第百十二号」を「第百十三号」に、「第百十三号」を「第百十四号」に改め、同号を同項第百十一号とし、同項中第百九号を第百十号とし、第九十六号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第九十五号を削り、第九十四号を第九十六号とし、第九十一号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九十号中「第八十五号」を「第八十七号」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項中第八十九号を第九十一号とし、第七十三号から第八十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十二号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、同号を同項第七十四号とし、同項第七十一号の次に次の二号を加える。

<p>七十二 建築基準 法施行令（昭和 二十五年政令第 三百三十八号） 第三百三十七条の 第十二第六項の規 定に基づく既存 建築物の大規模 修繕等の認定の 申請に対する審 査</p>	<p>既存建築 物の大規 模修繕等 に対する 敷地と道 路との関 係の建築 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料</p>	<p>二万七千円</p>
<p>七十三 建築基準 法施行令第三百 十七条の第十二第 七項の規定に基 づく既存建築物 の大規模修繕等 の認定の申請に 対する審査</p>	<p>既存建築 物の大規 模修繕等 に対する 道路内に おける建 築制限の 緩和に係 る認定申 請手数料</p>	<p>二万七千円</p>

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条中埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九号、第十号及び第十五号の改正規定 令和六年五月一日

三 第二条中埼玉県手数料条例別表保健医療部の項の改正規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日

2 第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九号、第十号及び第十五号の規定並びに同表農林部の項第三十五号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第七号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千百三十八人」を「七千百五十九人」に改め、同項第八号中「四百二十七人」を「四百三十九人」に改め、同項第九号中「百七人」を「百十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第八号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に、「以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。」を「第四条において「都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」と総称する。)」に改める。

第二条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「に規定する本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報」を加え、「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第三十条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び同法第四章の二の次に一章を加える改正規定の施行の日から施行する。ただし、第三条並びに次項及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 この条例の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日後である場合には、第三条の規定は適用しない。

3 前項の場合において、第二条のうち執行機関の附属機関に関する条例別表第二の改正規定中「第三十条の四十四の十二」とあるのは「第三十条の四十四の十三」とする。

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。
第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第二の三の項中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」に改め、同表の四の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務(法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる)」を「特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち)」に改め、「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削る。

別表第三の二の項及び八の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務(法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる)」を「特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち)」に改める。

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項の改正規定を削る。

附則第二号を次のように改める。

二 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例第二条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定の施行の日以後である場合には、第二条の規定は適用しない。

3 前項の場合において、第一条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定中「別表第二の二十六の項の第四欄」とあるのは「別表第二の三十七の項の第四欄」とする。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第二号事務の欄中「第二十条の二第十四項、」及び「並びに第三十八条の四第二十四項」を削る。

別表第五項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄1中「第五十六条の八第四項第二号」を「第五十六条の八第五項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「占める職」の下に「並びに人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる警察職員の職」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例

彩の国みどりの基金条例（平成二十年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百分の一・五」を「百分の一」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後五年以内に、この条例による改正後の規定について検討を加え、必要に応じ見直しを行うものとする。

条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第十条第二項第三号中「第十七条第三項に規定する」を「第十七条第四項の規定による」に改め、同項第四号中「第三十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項第五号中「第三十三条第二項の」を「第三十三条第三項の規定による」に改め、「同条第三項の」を削る。

第二十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第二十九条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に、「同項第五号中「第十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」を「同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第三項」に改める。

第四十条の二第一項中「、交付」を削る。

第四十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第六十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第七十八条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九十一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第九十二条第二項中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第九十六条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第九十六条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に

においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第四章第二節中第百条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第百十六条第一項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百十一条中「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

第百十六条第一項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この項において「テレビ電話装置等」という。）」を「テレビ電話装置等」に改める。

第百十七条中「、第百条及び第百条の二」を「及び第百条から第百条の三までに」、「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

第百二十一条中「第百条、第百条の二」を「第百条から第百条の三まで」に、「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第一条 介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第三百八十五条・第三百八十六条）

第二節 人員に関する基準（第三百八十七条）

第三節 設備に関する基準（第三百八十八条―第三百九十条）

第四節 運営に関する基準（第三百九十一条―第四百二十四条）

目次中 第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備

関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百二十五条・第四百二

第二款 設備に関する基準（第四百二十七条―第四百二十九条）

第三款 運営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）

第六節 雑則（第四百三十八条の二）

及び運営に を「第五章 削除」に改める。

十六条）

―

第二十四条を次のように改める。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第二十四条 指定訪問介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

第四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条の三中「省令第九条」との下に「第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」とを、「省令第三十七条の二」との下に「第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」と、同項第六号中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」とを加える。

第四十七条中「前項」との下に「第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」とを加え、「第四十二条第二項第五号」を「第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」と、同項第六号」に改める。

第五十八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十三条中「省令第五十条」との下に「第五十八条第二項第二号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、同項第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十八条」と」を加える。

第一百五条を次のように改める。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第二百五条 指定通所介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十八条に規定する基準の例によることとする。

第一百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第九十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五十五条中「第一百五十五条第二号」を「第一百五十五条中「第九十八条」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第九十八条」とに、「同項第三号」を「同項第三号中「第九十八条」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第九十八条」と、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、「第三十八条第二項」との下に「、同項第六号中「第一百四条の三」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第一百四条の三」とを加える。

第一百三十五条中「前項」との下に「、第一百五十五条中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」とを、「省令第一百四条」との下に「、第一百二十二条第二項第三号中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」と、同項第六号中「第一百四条の三」とあるのは「第一百九条において準用する省令第一百四条の三」とを加える。

第一百四十条第三号中「認知症」の下に「（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）」を加える。

第六十七條の次に次の一條を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六十七條の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第六十八條第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「（省令第二百二十八條第四項の身体的拘束等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号から第六号までの

規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九十三条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第二百四条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五条中「、第六十六条及び第六十七条」を「及び第六十六条から第六十七条の二まで」に改める。

第二百六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百九条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第

八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百三十七条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十八条中「及び第百六十六条」を「第百六十六条及び第百六十七条の二」に改める。

第二百四十八条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五十一条中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。

第二百五十六条を次のように改める。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十六条 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第百九十九条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十七条第一項中「内容」の下に、「福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十二条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に

次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十六条中「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十条第二項」に改め、「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「前項」との下に「、第二百五十六条中「第九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十九条」と」を、「省令第二百三条」との下に「、第二百六十三条第二項第三号中「第九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十九条」と、同項第四号中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」と、同項第七号中「第二百五条」とあるのは「第二百六条」と」を加える。

第二百七十二条第一項中「及び第二百七十四条第一号」を削る。

第二百七十四条を次のように改める。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十四条 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百二十四条に規定する基準の例によることとする。

第二百七十五条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、指定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十六条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二百十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十七条中「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十七条の二第一項中「、第四百三十八条の二」を削る。

第三百一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三百十条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三百十条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、

知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三百十一条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百十七条の二次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百十七条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三百四十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第三百六十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三百六十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三百六十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百七十条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百七十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第三百七十二條第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第五章を次のように改める。

第五章 削除

第三百八十五條から第四百三十八條の二まで 削除

第四百三十八條の十九第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第四百三十八條の三十四の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第四百三十八條の三十四中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第四百三十八條の三十五第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に

改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百三十八条の四十の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百三十八条の四十の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四百九十二条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百九十三条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百条中「省令第五十三条の十の二」と「」の下に「、第四百九十三条第二項第二号中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と、同項第五号中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」と」を加える。

第五百二十四条第一号中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に改める。

第五百七十七条第二項中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第五百七十九条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の設置)

第五百七十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五百八十条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百十四条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第六百十八条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第六百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百二十条中「及び第五百七十九条」を「、第五百七十九条及び第五百七十九条の二」に改める。

第六百三十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六百四十九条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第六百四十九条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第六百五十三条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第六百五十五条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百五十六条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「及び第五百七十八条の二」を「、第五百七十八条の二及び第五百七十九条の二」に改め、「同条中」を削る。

第六百七十二条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百七十三条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「第六百五十条まで」を「第六百四十九条まで、第六百五十条」に改める。

第六百八十五条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第六百八十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六百八十九条を次のように改める。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第六百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百七十八条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(次項及び第七項において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第六百九十二条中「省令第二百七十三条」との下に「、第六百八十六条第二項第二号中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」と、同項第三号中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」と、同項第六号中「第二百七十六条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」とを加える。

第七百条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百九十一条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第七百三条を次のように改める。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第七百三条 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百九十一条に規定する基準の例によることとする。

第七百四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

附則第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第二条 介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。

第七十二条を次のように改める。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第七十二条 指定訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。

第七十八条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第八十五条を次のように改める。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

第八十六条第一項中「医師及び」の下に「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を、「言語聴覚士」の下に「(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)」を加え、同条第五項中「リハビリテーション会議」の下に「(第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者その他の関係者(第八節第四款において「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。をいう。第八節第四款において同じ。)」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを

受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

第八十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第九十五条を次のように改める。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第九十五条 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

第九十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百三十七条中「第四百十条第二号並びに第四百十一条第一項及び第五項」を「第四百十一条第一項及び第六項」に改める。

第四百十条を次のように改める。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第四百十条 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第一百四十四条に規定する基準の例によることとする。

第四百十一条第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「診療記録」を「診療録その他の診療に関する記録」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した

利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第四百四十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第百十四号第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四百八十八条の七中「第五百二十四条第一号、」を削る。

第五百四条第二項中「（第五百十四号第十五号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）」を削る。

第五百十一条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第五百十四条 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百二十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る

基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十五条中「第五百三十三条第二項において同じ。」を削る。

第五百三十条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百三十三条を次のように改める。

（指定介護予防防居室療養管理指導の具体的取扱方針）

第五百三十三条 指定介護予防居室療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十五条に規定する基準の例によることとする。

第五百五十五条中「（第五百六十三条第二号において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」を削る。

第五百六十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百六十三条を次のように改める。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百二十五条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第六項中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

条 例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「配慮に努め」を「配慮をするとともに」に改める。

第十六条第二項中「するものとする」を「しなければならぬ」に改め、同条第三項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四十九条の四」を「第四百四十九条の五」に改める。

第八条中「同条」とあるのは「省令第七条において準用する省令第五条」を「第五条に」とあるのは「第七条において準用する省令第五条に」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第一項中「次項及び第三項並びに第三十一条第三項」を「以下この款」に改め、同条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加え、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十四条の二中「及び第一百十条の二」を「、第一百十条の二及び第四百四十九条の三」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第一項中「この条、次条及び第九十八条の六」を「この章」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十七条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十五条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十五条の四中「第四百四十九条の三」を「第四百四十九条の四」に改める。

第六十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十七条を次のように改める。

（実施主体）

第六十七条 実施主体に係る基準は、省令第三百三十条に規定する基準の例によることとする。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百一十一条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十三条中「第三十条」の下に、「第三十一条第四項」を加える。

第四百九十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第四百九十九条の二中「次条及び第四百九十九条の四」を「以下この款」に改める。

第四百九十九条の四中「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に、「第四百九十九条の四」を「第四百九十九条の五」に改め、同条を第四百九十九条の五とする。

第四百九十九条の三中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改め、同条を第四百九十九条の四とし、第四百九十九条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百九十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第一百一十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「省令第六十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加える。

第二百五十条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第五十条の三 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準は、省令第六十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第五十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十八条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第八十五条中「、第四百四十七条及び第七十一条」を「及び第四百四十七条」

に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十条中「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「、第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条中「第三項」を「第四項」に、「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「、第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十四条の十七を次のように改める。

第九十四条の十七 削除

第九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十四条の二十中「第六十条中」を「「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十四条の六中」を「第九十四条の六第一項中」に改める。

第九十五条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八条の五第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第九十八条の七 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十条の七に規定する基準の例によることとする。

第二百条の四を次のように改める。

(協力医療機関等)

第二百条の四 協力医療機関等に係る基準は、省令第二百十二条の四に規定する基準の例によることとする。

第二百一条中「第七十六条」を削り、「第二百条の四第一項」を「省令第二百十二条の四第一項」に改める。

第二百一条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百一条の二の二中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二の九を次のように改める。

(地域との連携等)

第二百一条の二の九 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十三条の十に規定する基準の例によることとする。

第二百一条の二の十中「第七十六条」を削り、「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項」を「省令第二百十三条の十一において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「読み替える」を「第二百条の四中「第二百十二条の四」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第二百一条の二の十一中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第二百一条の三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移

行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十二中「第七十六条」を削り、「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項」を「省令第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「及び同条第二項中」を「第百九十八条の六」を「第百九十八条の六第一項」に、「第百九十九条」を「第百九十八条の七中「第二百十条の七」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十条の七」と、第百九十九条」に、「読み替える」を「第二百条の四中「第二百十二条の四」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第二百二条中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削る。

第二百十条第一項中「第三項を」を「第四項を」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第二百十条の二第一項中「第百四十九条の四」を「第百四十九条の五」に改める。

第二百十二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第二百三十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百三十五条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第二十四条の三第一項の地

地域移行等意向確認担当者（以下この款において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二百三十五条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二百三十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二百三十六条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二百三十六条の二 地域との連携等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二百三十六条の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第二十四条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十九条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第二百五十九条 協力医療機関等に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十六条を次のように改める。

第二百六十六条 削除

第二百八十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第二百八十五条第一項中「第十二条第一項第五項」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第二百八十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三百十八条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十二条第一項中「第三百三十一条」を「第三百二十九条の二」に改める。

第三百二十三条及び第三百二十八条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十九条の次に次の一条を加える。

(規模)

第三百二十九条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第三百三十条中「次条に規定する」を削る。

第三百三十一条中「就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業

所」という。)」を「就労移行支援事業者が就労移行支援事業所」に改める。

第三百三十七条中「第三百五条まで」を「第三百四条まで」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改め、「第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とを削り、「第三百八条中」の下に「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、「」を加える。

第三百五十二条及び第三百五十五条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百五十六条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第三百九十四条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四百九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第四百十条第一項中「第十一号イ(3)」を「第十一号第一項第二号イ(3)」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下この節において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第四百十條第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第四百十一條に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四百十一條の次に次の二條を加える。

（地域との連携等）

第四百十一條の二 地域との連携等に係る基準は、省令第十九條の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第四百十一條の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第十九條の三に規定する基準の例によることとする。

第四百三十一條を次のように改める。

（協力医療機関等）

第四百三十一條 協力医療機関等に係る基準は、省令第三十八條に規定する基準の例によることとする。

第四百三十五條を次のように改める。

第四百三十五條 削除

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条―第条）

「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条

条)

第九節の二 就労選択支援

百六十一

を

第一款 基本方針(第百六十一条の二)

第二款 人員に関する基準(第百六十一条の三・第百六十一条

第三款 設備に関する基準(第百六十一条の五)

第四款 運営に関する基準(第百六十一条の六―第百六十一条

―第百六十一

に、「第五節 自立訓練(生活訓練) (第三百二十四条―第三百
の四)

の九) 」

二十八条) 」を 「第五節 自立訓練(生活訓練) (第三百二十四条―第三百二十

第五節の二 就労選択支援(第三百二十八条の二―第三百二十

八条)

に改める。

八条の八) 」

第四条第一項中「及び第八節」を、「第八節、第九節及び第十節」に改める。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 就労選択支援

第一款 基本方針

第百六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下この節において「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者に
つき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適
性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理
を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則
第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければな
らない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下この節において「指
定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置くべき従業者
の員数に係る基準は、省令第百七十三条の三に規定する基準の例によることと

する。

(準用)

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第七十三条の四において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第六十一条の五 第八十三条(第二項第六号及び第四項を除く。)の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六條の七の三に規定する事項の整理(以下この款において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならぬ。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第一号を除く。)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四十六条及び第五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第六十一条の九において準用する

第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十三條の九において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十五条中「及び第四百七十七条」を「第四百七十七条及び第七十一条の二」に改める。

第九十条中「第四百七十七条及び」を「第四百七十七条、第七十一条の二及び」に改める。

第九十四条中「第四百七十七条、」の下に「第七十一条の二、」を加える。

第七十一条第一項中「次節から」の下に「第五節まで及び第六節から」を加える。

第五章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 就労選択支援

（基本方針）

第二百二十八条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知

識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第三百二十八条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下この節において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第三百二十八条の四 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十一条の四に規定する基準の例によることとする。

(実施主体)

第三百二十八条の五 実施主体に係る基準は、省令第六十一条の五に規定する基準の例によることとする。

(評価及び整理の実施)

第三百二十八条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第三百二十八条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第三百二十八条の八 第二百七十六条、第二百七十七条(第二項第一号を除く。)、第二百八十一条から第二百八十四条まで、第二百八十七条、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条の八において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条」と、第三十二条の二と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十五条」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。

第三百三十六条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第三百三十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第三百五十二条中「及び第三百二十一条」を、「第三百二十一条及び第三百三十六条の二」に改める。

第三百五十五条中「第三百二十一条、」の下に「第三百三十六条の二、」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- （幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例）
- 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における別表第三号に規定する職員の資格に関する基準については、当分の間、規則で特例を設けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十八号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第三節 医療型児童発達支援

第一款 基本方針（第六十一条）

目次中 第二款 人員に関する基準（第六十二条・第六十三条）を「第三節

第三款 設備に関する基準（第六十四条）

第四款 運営に関する基準（第六十五条―第七十条）」

削除」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第

十一節 医療型児童発達支援センター（第二百三十三条―第二百三十六条）」を「第

十一節 削除」に、「第十五節 雑則（第二百五十九条）」を「第十五節 里親支

援センター（第二百五十九条―第二百六十四条）」に改める。

第二百六十五条）

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下この章において同じ。）」に改める。

第九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第十一条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センター）であるものを除く。」を加える。

第二十三条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体

不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第三項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十四条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十五条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の下に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすること

で、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(第二十七条第四項において「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十七条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十五条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十二条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第四十九条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十六条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六十一条から第七十条まで 削除

第七十一条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十四条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十九条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十条の九中「(第四項及び第五項を除く。)」を「(第六項及び第七項を除く。)、第二十六条の二」に、「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「、第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の二」を「及び第五十二条から第五十四条まで」に改め、「第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」の下に「、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」とを、「省令第四十七条」と」の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第八十八条中「(第四項及び第五項を除く。)」を「(第四項を除く。)、第二十六条の三」に、「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「、第六十九条の二」を削り、「及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)」による評価(以下「訪問先施設評価」という。)」を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」に改め、「省令第四十七条」と」の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第九十一条第一項中「、第六十五条」を削り、同条第二項中「、第六十五条」を削り、「指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「、第六十五条」を削る。

第九十一条の二第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支

援事業者」に、「第二百五十九条」を「第二百六十五条」に改め、「第七十条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第九十四条第一項中「。」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下この章において「移行支援計画」という。）」を加える。

第一百一十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第十二条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況

の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第百十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第百十六条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第百三十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第百四十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第百四十七条中「以下」を「第二百二十四条において」に改める。

第百五十条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第百六十三条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第百六十八条第二項中「福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第百七十八条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第百八十条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第八十六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第八十九条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第二百九条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四章第十節の節名を次のように改める。

第十節 児童発達支援センター

第二百二十七条から第二百三十条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第二百三十一条を次のように改める。

第二百三十一条 削除

第二百三十二条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第四章第十一節を次のように改める。

第十一節 削除

第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除

第二百四十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百四十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百五十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十八条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第四章第十五節中第二百五十九条を第二百六十五条とする。

第四章第十五節を第十六節とし、第十四節の次に次の一節を加える。

第十五節 里親支援センター

(設備の基準)

第二百五十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第二百六十条 里親支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の六に規定する基準の例によることとする。

(里親支援センターの長の資格等)

第二百六十一条 里親支援センターの長の資格等に係る基準は、省令第八十八条の七に規定する基準の例によることとする。

(里親支援)

第二百六十二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百六十三条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二百六十四条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例

埼玉県健康づくり安心基金条例（平成三十一年埼玉県条例第十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条から第八条まで、第十条及び第十一条中「令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十一号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第四十八条」を削る。

第四条第二号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第一号に係る部分に限る。）」を削り、同条第三号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第二号に係る部分に限る。）」を削り、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六条第一号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改め、同条第二号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改める。

第八条を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十二号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二百二項事務の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第二項の規定による証明

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中チを削り、リをチとし、ヌからカまでをリからワまでとし、同項ヨ中「一九〇円」を「六八〇円」に改め、同項中ヨをカとし、タからウまでをヨからムまでとし、キを削り、ノをウとし、オをキとし、クをノとし、ヤを削り、マをオとし、ケをクとし、同表第六項中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとし、トからルまでをホからリまでとし、その次に次のように加える。

ヌ マルチミル（食品用）	一時間	四二〇円
--------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ヲをルとし、ワからソまでをヲからレまでとし、その次に次のように加える。

ソ 食品用乾燥機	一時間	一九〇円
----------	-----	------

別表第一第一号の表第八項タを削り、同表第九項中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 顕微ラマン分光光度計	一時間	四、〇〇〇円
--------------	-----	--------

(16) 熱分析装置による分析	一試料	三、八八〇
	一測定	
(17) X線回折装置による分析	一試料	九、七七〇
	一測定	
(18) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	二、四二〇
	一測定	
(19) 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料 一測定
	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料 一測定
酸味、塩味、苦味、旨味、	一試料	一九、八〇〇
	一測定	
苦味、旨味、	一試料	〇円を加える
	一測定	

別表第二第一号の表第一項中

円 円 円 円 円 円 円

を

(16) 顕微ラマン分光光度計による分析	試料分析	一試料	九、八二〇円
	イメージング	一時間	一五、二〇〇円 (一時間を増すごとに六、九〇〇円を加える。)
(17) 熱分析装置による分析	一試料	一測定	三、八八〇円
	一試料	一測定	九、七七〇円
(18) X線回折装置による分析	一試料	一測定	二、四二〇円
	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)
(19) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)
	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)
(20) 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料	一四、三〇〇円 (一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)
	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料	一四、三〇〇円 (一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)

に改め、同表第二

項中

(8) 粒度分布試験	一試料	五、三三〇円
一項目	一試料	五、三三〇円

を

(8) 粒度分布試験	一試料	五、三三〇円
(9) ぬれ性試験	一試料	五、三三〇円

一試料	五、三三〇円
一項目	五、三三〇円
一試料	三、三〇〇円
一測定	(一測定を増す)

に、

(1) 膜厚測定	電解式によるもの	一試料	二、
	蛍光X線式によるもの	一試料	(一層)

渋味及び甘味測定	ごとに五、一〇円を加える
----------	--------------

ごとに九三〇円
を加える。)

とに四
加える

六〇〇円
二一〇円
を増すご
〇〇円を
)

を

(1) 膜厚測定
一試料
一層
六〇〇円

に、

(5) 複
(6) 券

合サイクル試験	二四時	八、九三〇円 (二四時間まで を増すごとに四、 七三〇円を加え る。)
間	二四時	八、九三〇円
一込め	一時間	二、六九〇円
一時間	一込め	二、六九〇円

を

(5) 複合サイクル試験
二四
間

時
八、九三〇円
(二四時間まで
を増すごとに四、
七三〇円を加え
る。)

に改め、同表第三項中

(8) 非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	(9) ねじの測定	一試料 一測定
(8) 非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	(9) ねじの測定	一試料 一測定

一五、五〇〇円
(一測定を増す
ごとに五、七八
〇円を加える。)

を

(8) 非接触三次元測定機
による測定
一試料
一測定
一五、五〇〇円
(一測定を増す
ごとに五、七八
〇円を加える。)

に改

(4) 衝撃試験片調製	三〇分	一、七五〇円
(5) 硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円

め、同表第七項中

(10) よる調製	(9) 製	(8)	(7)	(6)
平面ミリング装置に	精密研磨器による調	工芸材料試験片調製	X線マイクロアナ	顕微鏡試験片調製
一試料	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分
九一〇円	二、六一〇円	一、一〇〇円	一、三五〇円	七六〇円

を

(7)	(6)	(5)	(4)
よ	イ		

硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円
顕微鏡試験片調製	三〇分	七六〇円
X線マイクロアナ	三〇分	一、三五〇円
ザ試験片調製		
平面ミリング装置に	一試料	九一〇円
る調製		

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二項中「ものの住宅の用途に供する部分」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項並びに第四項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第四項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「当該建築物の住宅」の下に「及び老人ホーム等」を加え、同条第四項中「共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 令第三百三十五条の十六に規定する昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の法第五十二条第六項第三号に規定する国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十六条の七第六項に次の一号を加える。

四 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの

第五十六条の八の見出し並びに同条第一項及び第二項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の

屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十三条第五項第四号に規定する国土交通省令で定めるもので、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

第五十六条の八に次の一項を加える。

6 第五十六条の五第二項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第二条 埼玉県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第十八条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「耐火構造又は」を「耐火構造でない、又は当該部分の主要構造部が」に改める。

第三十二条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「耐火構造又は」の下に「主要構造部を」を加える。

第五十六条の七第六項第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ中「記録紙を使用する」を「一時間における使用水量を記録する」に、同号ロ中「記録紙を使用しない」を「一時間における使用水量を記録しない」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十六号

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例、規則及び規程並びにその他の手続等に係る根拠となる規定で議会等が定めるものをいう。ただし、埼玉県議会会議規則（昭和五十八年埼玉県議会規則第一号）、埼玉県議会傍聴規則（平成四年埼玉県議会規則第一号）並びにこれらの規則又は規程に基づき議会等が定めるものを除く。

二 議会等 議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して

行うものを除く。)をいう。

八 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

九 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の

規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であつて議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができざる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電

磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第三条から前条までの規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第五条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが

規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができ
る場合には、添付することを要しない。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十九人」を「七百三十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別		
その他の職員		校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、八五四 人	
一、三六四 人	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	四、七二二 人	
五一一 人	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、六八九 人	五二四 人	
五一四 人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一七、二八一 人	一、〇二五 人	

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五四人」とあるのは「七、九一七人」と、「九、六八九人」とあるのは「九、七九三人」とする。

条 例

埼玉県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十九号

埼玉県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（定数外の職員）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の定数の特例）

3 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項で定める職員の定数に、それぞれ当該各号に定める数を加えた定数とする。

- 一 警部 一人
- 二 警部補及び巡査部長 三人
- 三 警察官以外の職員 二人

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第五号中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

別表第九号の表第二号を削り、同表第三号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の二を第八号とし、第九号の三を第九号とし、第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の五を第十一号とし、第九号の四を第十号とする。

別表第十号を次のように改める。

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手数料

事務の種類別	名 称	金 額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

別表第十二号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「、少子化対策局長」を削る。

第八条中「統括参事」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を削る。

第九条第一項中「共生推進幹」の下に「、スポーツ施設整備推進幹」を、「、地域エネルギー企画幹」の下に「、ねんりんピック推進幹」を加える。

第十二条第三項第一号中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「、少子化対策局長」を削る。

別表第二第十二号事務の種類欄中「及び地方自治法施行令（昭和二十二政令第十六号）」を削り、同号知事決裁事項の欄中17を18とし、8から16までを9から17までとし、7の次に次のように加える。

8 法第二百四十三条の二の三第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を取り消すこと。

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中18を削り、17を18とし、4から16までを5から17までとし、3の次に次のように加える。

4 法第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、及び公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を私人に委託すること。

別表第二第二十四号事務の種類欄中「公共用地の取得に関する特例措置法」を「公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「、環境未来局長及び雇用労働局長」を「及び環境未来局長」に改める。

別表第四企画財政部の表財政課の項第一号事務の種類欄中「地方自治法施行令（昭和下に「昭和二十二年政令第十六号。」を加える。

別表第四総務部の表税務課の項第二号を削り、同項第三号事務の種類欄中「及び埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号。以下この項におい

て「規則」という。）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第二号とする。

条例第七条第二項の規定に基づき、納税地を指定すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中12を削り、11を12とし、7から10までを8から11までとし、6の次に次のように加える。

7 法第二十六条の三第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものを除く。）を求めること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号部長専決事項の欄2中「第四十二条第一項」を「第二十六条の六第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「当該指定行政機関等」を「当該機関」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第四号部長専決事項の欄に次のように加える。

11 法第八十条の四第一項の規定に基づき、医療の給付等に関する事務に係る情報の収集等に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄28及び29を削り、同表障害者福祉推進課の項に次の一号を加える。

<p>三 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 条例第二十一条の規定に基づき、事業者に対し、条例第二十条のあつせんに従い、又は求めに応じるよう勧告すること。</p> <p>2 条例第二十二条の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。</p>
--	--	--

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄14及び15を削り、同表少子政策課の項機関名の欄中「こども政策課」を「こども政策課」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項中第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三 こども基本法（令和四年法律</p>	<p>法第十条第一項の規定に基づき、都道</p>	<p>法第十条第三項の規定に基づき、都道府県こども計画を公表すること。</p>
------------------------	--------------------------	---

<p>第七十七号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務</p>	<p>府県こども計画を定めること。</p>
--	-----------------------

別表第四福祉部の表少子政策課の項第五号を削り、同項の次に次のように加える。

<p>課一 児童福祉法（以下この項において「法」という。）児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第十八条の九第一項の規定に基づき、指定試験機関に保育士試験の全部又は一部を行わせること。</p> <p>2 法第十八条の十の規定に基づき、指定試験機関の役員の選任及び解任に関し認可をし、又は役員の解任を命ずること。</p> <p>3 法第十八条の十一第二項の規定に基づき、試験委員の選任及び解任に関し認可をし、又は試験委員の解任を命ずること。</p> <p>4 法第十八条の十三の規定に基づき、試験事務規程に関し認可をし、又は変更を命ずること。</p> <p>5 法第十八条の十四の規定に基づき、指定試験機関の事業計画及び収支予算に関し認可すること。</p> <p>6 法第十八条の十五の規定に基づき、監督上必要な命令をすること。</p> <p>7 法第十八条の二十の二第一項の規定に基づき、特定登録取消者について、保育士の登録を行うこと。</p> <p>8 法第三十五条第四項の規定に基づき、児童福祉施設（法第三</p>
---	--	---

十九条及び第四十条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）の設置を認可すること。

9 法第三十五条第十二項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。

10 法第四十六条第三項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

11 法第四十六条第四項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止を命ずること。

12 法第五十八条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。

13 法第五十九条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する施設について事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

14 施行令第五条第六項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

15 施行令第十一条の規定に基づき、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止すること。

16 施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定試験機関の指定を取り消し、又は試験事務の停止を命ずること。

17 施行令第十四条の規定に基づき、保育士試験を行うこと。

	<p>二 社会福祉法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>18 児童福祉法施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、不正の行為によつて保育士の試験を受けようとした者等に対し、期間を定め、保育士試験を受けさせないこと。</p>
	<p>法第五十六条第八項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の認可を決定すること。</p> <p>2 法第四十五条の三十六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。</p> <p>3 法第四十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。</p> <p>4 法第四十七条の四第三項又は第四項（これらの規定を法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。</p> <p>5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。</p> <p>6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。</p>

7 法第五十六条第四項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

8 法第五十六条第五項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

9 法第五十六条第六項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

10 法第五十六条第七項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告すること。

11 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。

12 法第五十七条の二第一項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の所轄庁に対し、意見

<p>三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第</p>	
<p>1 法第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をすること。</p> <p>2 法第七条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以</p>	<p>を述べること。</p> <p>13 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>14 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。</p> <p>15 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。</p> <p>16 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。</p> <p>17 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。</p> <p>18 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。</p> <p>19 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。</p>

<p>七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>外の認定こども園の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第十七条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を認可すること。</p> <p>4 法第二十条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。</p> <p>5 法第二十一条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>6 法第二十二条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p>
<p>四 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第九条第一項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。</p>	<p>法第九条第三項の規定に基づき、都道府県計画を公表すること。</p>

別表第四保健医療部の表機関又は職名の項中「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」を「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」に改め、同表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄中8を10とし、7を9とし、同欄6中「第五十一条の第二項」を「第五十一条の四第二項」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第四十四条の四の二第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、応援を求めること。

7 法第四十四条の四の第二項若しくは第三項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の第二項若しくは第三項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中7を18とし、同欄6中「第四十四条の三第六項」を「第四十四条の三第九項」に改め、同欄6を同欄17とし、同欄5中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十一项」に改め、同欄5を同欄16とし、同欄4中「医療機関」の下に「、診療に関する学識経験者の団体」を加え、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第三十六条の二第一項の規定に基づき、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項を通知すること。

7 法第三十六条の三第一項の規定に基づき、医療機関の管理者と協議し、及び医療措置協定を締結すること。

8 法第三十六条の四第一項の規定に基づき、公的医療機関等の管理者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを指示すること。

9 法第三十六条の四第二項の規定に基づき、医療機関（公的医療機関等を除く。次の10において同じ。）の管理者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

10 法第三十六条の四第三項の規定に基づき、医療機関の管理者に対し、必要な指示をすること。

11 法第三十六条の四第四項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。

12 法第三十六条の六第一項の規定に基づき、病原体等の検査を行っている機関等の管理者と協議し、検査等措置協定を締結すること。

13 法第三十六条の七第一項の規定に基づき、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、検査等措置協定に基づく措置をとるべきことを勧告すること。

14 法第三十六条の七第二項の規定に基づき、病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、必要な指示をすること。

15 法第三十六条の七第三項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中3を4とし、

2を3とし、同欄1中「第十条第五項」を「第十条第七項」に改め、「及び診療に関する学識経験者の団体」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第十条第六項の規定に基づき、予防計画を定め、又はこれを変更することについて、あらかじめ、都道府県連携協議会において協議すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄中10を削り、9を10とし、同欄8中「第三十一条の第二項」を「第三十一条の第四第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）」を「第三十一条第四項」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 法第二十六条の第三第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄13中「医療機器」の下に「、個人防護具」を加え、同号部長専決事項の欄3中「第四十二条第一項」を「第二十六条の六第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表医療人材課の項第十六号部長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第一百一十一条の規定に基づき、病院又は診療所の開設者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

2 法第一百三十一条の規定に基づき、特定地域医療提供機関を指定すること。

3 法第一百六条第一項（法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定労務管理対象機関の業務の変更を承認すること。

4 法第一百七十七条第一項（法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定労務管理対象機関の指定を取り消すこと。

5 法第十八条第一項の規定に基づき、連携型特定地域医療提供機関を指定すること。

6 法第一百九条第一項の規定に基づき、技能向上集中研修機関を指定すること。

7 法第二百二十条第一項の規定に基づき、特定高度技能研修機関を指定すること。

- 8 法第二百二十三条第四項の規定に基づき、特定労務管理対象機関の管理者が、休息時間の確保を行わないことを許可すること。
- 9 法第二百二十三条第五項の規定に基づき、必要な休息時間を確保すべきことを命ずること。
- 10 法第二百二十六条の規定に基づき、特定労務管理対象機関の開設者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項第二号部長専決事項の欄2中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改め、同欄3中「第三十三条の七第六項」を「第三十三条の六第六項」に改め、同表生活衛生課の項第十三号部長専決事項の欄10中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄7中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同表薬務課の項第四号を次のように改める。

<p>四 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）の施行に関する事務</p>	<p>大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の三の規定に基づき、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずること。</p>
--	---

別表第四保健医療部の表薬務課の項第七号部長専決事項の欄4中「ゆう出」を「湧出」に改め、同欄6中「をゆう出」を「を湧出」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同表医療政策幹の項を削る。

別表第四農林部の表農産物安全課の項第九号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 5 法第三十二条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可の申請があつた旨を公告し、及び利害関係人の縦覧に供すること。
- 6 法第三十三条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可をすること。
- 7 法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可をした旨を公告し、公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示すること。
- 8 法第三十六条第一項の規定に基づき、協定の廃止の認可をすること。
- 9 法第三十六条第二項の規定に基づき、協定の廃止の認可をした旨を公告する

10 法第三十七条第一項の規定に基づき、協定の認可を取り消すこと。

11 法第三十七条第二項の規定に基づき、協定の認可の取消しを行つた旨を当該協定に係る農地所有者等に通知するとともに、公告すること。

別表第四農林部の表生産振興課の項第十号部長専決事項の欄1中「第十八条」を「第二十条」に改め、同欄2中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄3中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同欄4中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同欄5中「第二十三条」を「第二十七条」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号部長専決事項の欄12中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第十条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域を指定すること。	
	2 法第二十六条第一項の規定に基づき、特定盛土等規制区域を指定すること。	
	3 法第四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定し、又はその指定を解除すること。	

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄3中「第九十七条の第二第二項」を「第九十七条の第二第三項」に、「建築主事」を「建築主事等」に、「協議し、その同意をする」を「協議する」に改め、同欄10中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同欄中102を105とし、74から101までを77から104までとし、同欄73中「第七十七条の二十四第四項」を「第七十七条の二十四第五項」に改め、「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同欄73を同欄76とし、同欄中72を75

とし、69から71までを72から74までとし、同欄68中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同欄68を同欄71とし、同欄67中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同欄67を同欄70とし、同欄66中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同欄66を同欄69とし、同欄65を68とし、50から64までを53から67までとし、49を51とし、その次に次のように加える。

52 法第五十八条第二項の規定に基づき、高度地区内における建築物の高さの最高限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中48を50とし、41から47までを43から49までとし、同欄40中「第五十五条第三項第一号」を「第五十五条第四項第一号」に改め、同欄40を同欄42とし、同欄中39を40とし、その次に次のように加える。

41 法第五十五条第三項の規定に基づき、建築物の高さの限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中38を39とし、28から37までを29から38までとし、27の次に次のように加える。

28 法第五十二条第六項第三号の規定に基づき、容積率の特例を認めること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第二号部長専決事項の欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 条例第五十六条の七第四項第三号の規定に基づき、容積率の特例を認めること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第二号部長専決事項の欄に次のように加える。

6 条例第五十六条の八第四項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築物の建蔽率の限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第十四号を次のように改める。

十四 建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）

1 法第十五条第一項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性

能判定機関に建築物エネルギー消費性適合性判定の全部又は一部を行わせること。

2 法第六十七条の二第五項の規定に基づき、同条第二項第三号に掲げる事項について市町村と協議す

の施行に関する 事務		ること。
---------------	--	------

別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の一号を加える。

<p>十五 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第七条第八項の規定に基づき、空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について市町村と協議すること。</p> <p>2 法第七条第九項の規定に基づき、敷地特例適用要件に関する事項又は用途特例適用要件に関する事項について市町村と協議し、及び用途特例適用要件に関する事項について同意すること。</p>
--	--	--

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄4中「第五条の第十三第一項」を「第五条の第十二第一項」に改める。

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第四保健医療部の表薬務課の項第四号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、改正前の別表第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄18の規定は、なおその効力を有する。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「副園長」の下に「、副学院長」を、「次長」の下に「、副支所長」を加える。

第七条の二中「、埼玉学園及び高等看護学院」を「及び埼玉学園」に改める。

第十条第一項中「副校長」の下に「、副園長、副学院長」を加え、同条第三項の表埼玉県パースポルトセンターの支所長の項の次に次のように加える。

埼玉県男女共同参画推進センターの支所長	埼玉県男女共同参画推進センターの副支所長
---------------------	----------------------

別表第二地方行政機関の表県税事務所長の項を削り、同表自動車税事務所長の項第一号事務の種類を次のように改める。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

別表第二地方行政機関の表自動車税事務所長の項第二号を削り、同表福祉事務所長の項第二号委任事務の欄5中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同項第九号専決事項の欄40及び41を削り、同表児童相談所長の項第一号委任事務の欄29中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同表保健所長の項第一号委任事務の欄4中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同項第八号委任事務の欄3中「7、8及び9」を「5及び7から9まで」に改め、同欄5中「第五十七条第一項」の下に「（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「営業の許可の申請書又は営業の届出書」を「営業許可申請書又は営業届出書」に改め、同欄9中「基づき、」の下に「許可業者又は届出業者からの」を加え、同号専決事項の欄4中「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業」を「施行令第三十五条に規定する営業（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の5、6及び10から12までにおいて同じ。）」に改め、同欄5中「第五十六条第二項」の下に「（法第五十七条第二項において準用

する場合を含む。」を加え、「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業に係る」を削り、「許可営業者」の下に「又は届出営業者」を加え、同欄9を削り、同欄8中「又は」の下に「営業の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、「基づき、」の下に「営業の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄7を同欄8とし、同欄6中「命じ、又は営業の全部若しくは一部を期間を定めて停止すること」を「命ずること」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第五十七条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄10中「（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の11及び12において同じ。）」を削り、同欄11中「営業の許可の申請書又は営業の届出書」を「営業許可申請書又は営業届出書」に改め、同欄12中「基づき、」の下に「許可営業者又は届出営業者からの」を加え、同項第二十号委任事務の欄4中「7、8及び9」を「及び7から9まで」に改め、同項第二十八号委任事務の欄8中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改め、同号専決事項の欄8中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同欄9中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二十九号委任事務の欄3中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同欄4中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、同号専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証の申請を受理し、及び登録者証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十九号専決事項の欄に次のように加える。

14 施行規則第十七条第二項の規定に基づき、同意小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る同意書を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十六号専決事項の欄1及び2中「ゆう出货量」を「湧出货量」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和	1 法第五条第一項の規定に基づき、大麻草採取栽培者の免許	法第二十一条第一項の規定に基づき、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を
------------------------	------------------------------	--

二十三年法律第
百二十四号。以
下この項におい
て「法」という。
の施行に関する
事務

与えること。	求め、又は当該職員に、栽培
2 法第六条第三項の 規定に基づき、登録 事項の変更の届出を 受理すること。	地、倉庫、研究室その他大麻 に関係ある場所に立ち入り、 業務の状況若しくは帳簿書類 その他の物件を検査させ、又 は大麻を無償で収去させるこ と。
3 法第七条第一項の 規定に基づき、大麻 草採取栽培者名簿に 登録すること。	
4 法第七条第三項の 規定に基づき、免許 証の再交付の申請を 受理すること。	
5 法第七条第四項又 は第五項の規定に基 づき、免許証の返納 を受けること。	
6 法第九条の規定に 基づき、報告を受理 すること。	
7 法第十一条ただし 書の規定に基づき、 大麻を栽培地外へ持 ち出すことを許可す ること。	
8 法第十二条第一項 の規定に基づき、栽 培地における大麻草 採取栽培者の所有す る大麻の廃棄の届出 を受理すること。	
9 法第十二条第二項 の規定に基づき、栽 培地外における大麻	

草採取栽培者の所有する大麻の廃棄の届出を受理し、及び当該大麻の廃棄に当該職員を立ち会わせること。

10 法第十二条の二第一項の規定に基づき、事故の届出を受理すること。

11 法第十二条の四第一項及び第二項の規定に基づき、免許の取消しの届出を受理し、及び当該届出に係る免許を取り消すこと。

12 法第十二条の四第三項の規定に基づき、死亡又は解散の届出を受理すること。

13 法第十二条の四第四項の規定に基づき、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消すること。

14 法第十二条の五第二項の規定に基づき、大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所の届出を受理すること。

15 法第二十二條の二

第一項の規定に基づき、免許又は許可に条件を付し、及びこれを変更すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号委任事務の欄8中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項第四十一号専決事項の欄中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の申請を受理し、及び登録者証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号専決事項の欄1中「から4まで」を「及び3」に改め、同欄2中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、「基づき、」の下に「営業の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄3中「営業施設」を「営業の施設」に改め、「又は」の下に「営業の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄4を削り、同表家畜保健衛生所長の項に次の一号を加える。

十三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。

3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。

4 法第二十一条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負

		<p>荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>5 法第二十一条第十七項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>6 法第二十一条第十八項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>7 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>8 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>9 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>
--	--	--

別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項第二号専決事項の欄4中「第六十條」を「第六十條第一項」に改め、同表農林振興センター所長の項に次の一号を加える。

和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。

3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。

4 法第二十一条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

5 法第二十一条第六項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定市町村の長に協議し、その同意を得ること。

6 法第二十一条第十三項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

7 法第二十一条第十七項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負

<p>研 究 所 長</p>	
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（主</p>	
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づき、輸出証</p>	<p>荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>8 法第二十一条第十八項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>9 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>10 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>11 法第三十九條第六項（法第四十條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>12 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>

別表第二地方機関の表水産研究所長の項を次のように改める。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

水産	産		
<p>八 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>務大臣が農林水産大臣である農林水産物又は食品のうち、水産物に係るものに限り。）</p>	<p>明書を発行すること。</p>	<p>1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>4 法第二十一条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>5 法第二十一条第十七項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p>

		<p>6 法第二十一条第十八項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>7 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>8 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>9 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>
--	--	---

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第三号委任事務の欄1中「、第六十三條第三項第五号イ」を「又は第六十三條第三項第五号イ」に改め、「又は第六十八條の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を削り、同欄2中「、第六十三條第三項第六号又は第六十八條の六十九第三項第六号」を「又は第六十三條第三項第六号」に改め、同項第六号委任事務の欄1から7まで及び45並びに同号専決事項の欄8中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同項第七号委任事務の欄9中「第五十六條の八第四項第二号」を「第五十六條の八第五項第二号」に改め、同項第十号委任事務の欄5中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第十五号委任事務の欄1中「第五項」を「第七項」に改め、同欄2中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同欄3中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄4中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同欄5中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は法第十條第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画」を加

え、同欄6中「認定計画実施者」を「法第六条第一項の認定（法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請に基づくものを除き、法第八条第一項の変更の認定（法第九条第一項の規定による法第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。）を受けた者」に改め、同項第十六号事務の種類の中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同号委任事務の欄26中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同号委任事務の欄26中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第二公の施設の表婦人相談センター所長の項を削り、同表男女共同参画推進センター所長の項委任事務の欄3中「センター」を「本所」に改め、同欄7中「第十二条」の下に「（条例第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「センターからの」を削り、同欄に次のように加える。

- 9 条例第十六条第一項の規定に基づき、支所への入所を承認すること。
 - 10 条例第十八条第一項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当すると認めること。
 - 11 条例第十八条第三項の規定に基づき、支所からの退所を命ずること。
- 別表第二公の施設の表精神保健福祉センター長の項第二号専決事項の欄中16を18とし、6から15までを8から17までとし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 法第三十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する事項を精神医療審査会に通知し、審査を求めること。
 - 7 法第三十八条の三第二項の規定に基づき、通知を受理すること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号及び第三十九号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の二 婦人相談センター（第三百三十六条の二）」を「第一款の二 削除」に改め、「・第五百五十四条の二」を削る。

第三条の表福祉部の項中

「少 子 政 策 課

を

こ こ

ど も 政 策 課	ど も 支 援 課
-----------	-----------

に改める。

第六条の二行政・デジタル改革課の項に次の一号を加える。

十五 北部拠点政策幹の庶務に関すること。

第七条の二中「及びセンター」を削り、同条人權・男女共同参画課の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること。

第七条の二人権・男女共同参画課の項第十二号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第十三号中「婦人相談センター及び」を削り、同条スポーツ振興課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「体育大会」を「スポーツ大会等（他の機関において所掌するものを除く。）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「体育施設」を「スポーツ施設（他の機関において所掌するものを除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「体育関係団体」を「スポーツ団体」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、同項第十一号中「体育及び」を削り、同号を同項第十号とする。

第七条の四温暖化対策課の項第三号中「施行」の下に「（健康長寿課において所掌するものを除く。）」を加え、同条産業廃棄物指導課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条高齢者福祉課の項に次の一号を加える。

七 第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催に関すること。

第八条少子政策課の項中「少子政策課」を「こども政策課」に改め、同項第一号中「少子化対策」を「こども政策」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同項第十号中「施行」の下に「(子ども・子育て支援事業支援計画等に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「少子化対策」を「こども政策」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とし、同項第十三号中「少子化対策局長」を「こども政策局長」に改め、同号を同項第十号とし、同項の次に次の一項を加える。

こども支援課

一 社会福祉法の施行（主として保育所及び児童厚生施設を運営する法人の認可等に関するに限る。）に関する事。

二 児童福祉法の施行（保育士、保育所、児童厚生施設、放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業に関するに限る。）に関する事。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

四 子ども・子育て支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

五 こども基本法の施行（子育て支援、こども政策（いずれも他の機関において所掌するものを除く。）並びに計画の策定及び進行管理に関する事のうちこども政策課が所掌するものを除く。）に関する事。

六 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

第九条保健医療政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条医療人材課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 医療法の施行（特定労務管理対象機関に関するに限る。）に関する事。

第九条健康長寿課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 気候変動適応法の施行（熱中症対策の推進に関するに限る。）に関する事。

第九条薬務課の項第五号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第十条産業支援課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を

第十七号とし、同条産業創造課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 産業拠点整備推進幹の庶務に関すること。

第十条企業立地課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条雇用労働課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十一条農業ビジネス支援課の項第二十一号中「のうち、」の下に「生産振興課及び」を加え、同条生産振興課の項中第十九号を第二十七号とし、第十八号を第二十六号とし、第十七号を第二十五号とし、第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 水産業協同組合法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）に関すること。

二十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、水産物に係るものに限る。ただし、水産研究所において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条生産振興課の項第十五号中「（協議会に関することに限る。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号の次に次の六号を加える。

十五 漁業法の施行に関すること。

十六 水産資源保護法の施行に関すること。

十七 漁船法の施行に関すること。

十八 輸出水産業の振興に関する法律の施行に関すること。

十九 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関すること。

二十 持続的養殖生産確保法の施行に関すること。

第十三条都市計画課の項第八号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条市街地整備課の項を次のように改める。

市街地整備課

一 土地区画整理法の施行に関すること。

二 都市再開発法の施行に関すること。

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 都市再生特別措置法の施行に関すること。

五 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行（住宅課において所掌するものを除く。）に関すること。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の施行に関すること。

七 新住宅市街地開発法の施行に関すること。

八 住宅地区改良法の施行に関すること。

九 新都市建設事務所との連絡調整に関すること。

十 産業基盤対策幹の庶務に関すること。

十一 前各号のほか、市街地整備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十三条建築安全課の項第十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第十九条の六第一項第四号中「婦人」を「女性」に改める。

第三十三条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第三十三条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 植物防疫法に基づく侵入調査事業に関すること。

第三十三条第一号の次に次の一号を加える。

二 植物防疫法に基づく防除についての企画に関すること。

第七十三条中第二十号を第二十二号とし、第十九号を削り、第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第七十三条中第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 植物防疫法に基づく侵入調査事業に関すること。

第七十三条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 植物防疫法に基づく防除についての企画に関すること。

第七十九条の五中第五号から第七号までを削り、同条第八号中「に係るもの」を「の輸出証明書を発行すること」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第九号を第六号とする。

第一百三十一条の十五第一項第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
第三章第三節第一款の二を次のように改める。

第一款の二 削除

第三百三十六条の二 削除

第三百三十六条の三に次の一項を加える。

2 埼玉県男女共同参画推進センターに、支所を置く。支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県男女共同参画推進センター支所		さい	たま市

第二百五十四条の二を削る。

第百八十六条中「支所」の下に「埼玉県男女共同参画推進センター支所、」を加える。

第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項中「~~子ども保健課~~」を「~~子ども保健課~~」に改め、同表埼玉県建築審査会の項中「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改める。

第百八十八条第一項の表県民生活部の項の次に次のように加える。

県民生活部、 福祉部及び 保健医療部	こども政策局 長	上司の命を受け、こども政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------------------------	-------------	--

第百八十八条第一項の表福祉部及び保健医療部の項を次のように改める。

福祉部及び 保健医療部	地域包括ケア 局長	上司の命を受け、地域包括ケアシステム構築の推進並びに高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----------------	--------------	--

第百八十八条第一項の表保健医療部及び農林部の項を削り、同表保健医療部の項の次に次のように加える。

保健医療部 及び農林部	食品衛生安全 局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----------------	--------------	--

第百八十八条第三項の表部の項を次のように改める。

部	部付	上司の命を受け、部の特定事務に従事する。
---	----	----------------------

第百八十八条第三項の表部の項の次に次のように加える。

企画財政部	北部拠点政策 幹	上司の命を受け、北部地域振興交流拠点の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-------	-------------	---

第百八十八条第三項の表保健医療部の項を削り、同表課及びセンターの項中「事項を掌理し」を「事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け」に改め、同表人権・男女共同参画課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	スポーツ施設整備推進幹	上司の命を受け、特定のスポーツ施設の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
高齢者福祉課	ねんりんピック推進幹	上司の命を受け、全国健康福祉祭に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第百八十八条第四項中「企画幹にあつては、参事、副部长、雇用労働局長」を「企画幹にあつては、参事、副部长、医療政策局長」に、「知事室長、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹」を「知事室長」に改め、同項第六号中「雇用労働局長」を「医療政策局長」に改め、同項第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 北部拠点政策幹

第百八十八条第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「副園長」の下に「、学院にあつては副学院長」を加え、「事項を掌理し」を「事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第九条薬務課の項第五号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の際、福祉部少子政策課に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により福祉部こども政策課に勤務を命ぜられたものとする。

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「砂川裕紀」を「堀光敦史」に、「堀光敦史」を「山崎達也」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例施行規則

第一条中「埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例」を「埼玉県本人確
認情報等の利用及び提供に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道
府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附
属機関に関する条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第八号）の施行の
日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等保護審議会規則

第一条中「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改める。

附 則

この規則は、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第八号）の施行の日から施行する。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第三号から様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

様式第十二号から様式第十五号までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第十九号の二中「㊦」を「㊧」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十五号から様式第二十九号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二第二号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第八第二号の表五の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

別表第二十三の五の項中「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇二ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十九条の九第六項」を「第十九条の九第五項」に改める。

様式第一号中「(甲) 罎又は記名押印」を削り、同様式の(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 住所等の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を提示すること。

様式第二号中「(甲) 罎又は記名押印」を削り、「罎 請しませす」を「再交付を罎 請しませす」に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第七号から様式第十号までの規定中「(甲) 罎又は記名押印」を削る。

様式第十一号（表面）及び様式第十二号（表面）中「(男・女)」を削る。

様式第十五号（一）から様式第二十三号までの規定中「(甲) 罎又は記名押印」を削る。

様式第二十四号中「(甲) 罎又は記名押印」を削り、「5万分の1以上」を「縦 尺5万分の1以上」に改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号中「(甲) 罎又は記名押印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「磁気テープその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この項及び第三十三条において「磁気テープ等」という。）により納入の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等」を「当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」に改める。

第二十四条第一項中「第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」を加える。

第三十一条第一項中「第二十一条の十二第一項」を「第二十一条の十一第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の十二第一項ただし書」を「第二十一条の十一第一項ただし書」に改める。

第三十二条中「案内書」の下に「（当該案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十三条中「（磁気テープ等により口座振替の方法による支払の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等をいう。）」を削る。

第四十四条第一項中「令第二十一条の十一第一項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」に改める。

第五十五条第二項中「第六十六条の六第一項」を「第六十五条の五第一項」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第二項」を「第六十五条の五第二項」に改める。

第九十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第九十六条第二項を次のように改める。

2 固定資産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第四号の場合において、知事が特に必要と認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の

貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上五十年未
満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上三十年未
満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け
十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

別記様式第二十六号中「第33条の2」の次に「において適用する地方自治法第
243条の2第1項」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項
において準用する同条第三項の規定により同法の施行の日の前日において現に公
金の収納に関する事務を行わせている者になお従前の例により当該従前の公金事
務を行わせる場合におけるこの規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーショ
ンセンター病院事業財務規則第二十四条及び別記様式第二十六号の規定の適用に
ついては、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中						を						に改める。										
「市町村民税						を						に改める。										
市	町	村	民	税	料	市	町	村	民	税	料	個	人	住	民	税	料					
健	康	保	険	料	料	健	康	保	険	料	料	森	林	環	境	税	料					
厚	生	年	金	保	険	料	厚	生	年	金	保	険	料	厚	生	年	金	保	険	料		
雇	用	保	険	料	料	雇	用	保	険	料	料	雇	用	保	険	料	雇	用	保	険	料	
労	働	組	合	費	費	労	働	組	合	費	費	労	働	組	合	費	労	働	組	合	費	費

様式第五十号中 「住所又は居所」を「氏名」に改める。
様式第五十一号中 「及び個人住民税」を「、個人住民税及び森林環境税」に改める。

様式第五十二号中 「氏名」を「個人番号」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第四号及び様式第五十一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和三十四年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「**四**」を削る。

様式第一号の三中「**あて先**」を「**宛先**」に改め、「**四**」を削る。

様式第二号中「**四**」を削り、「**あて先**」を「**宛先**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号中「協力病院」を「協力医療機関」に、「第96条第2項」を「第96条第6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立熊谷点字図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十一号

埼玉県立熊谷点字図書館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立熊谷点字図書館管理規則（昭和五十三年埼玉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あひせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七条中「指導」を「援助」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「（四）~~（五）~~（六）~~（七）~~（八）」を削る。

様式第四号中「（五）」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「（四）」を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式第一号、様式第三号から様式第六号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立精神保健福祉センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請又は省令第八条

第一項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請 様式第六号及び様式第七号

三 政令第九条第二項若しくは第四項の規定による氏名若しくは居住地の変更の届出又は法第十六条第一項若しくは省令第七条第二項若しくは第八条第二項の規定による身体障害者手帳の返還 様式第六号

第四条第一項第四号を削り、同項第五号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「様式第十一号」を「様式第十号」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項第二号中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改める。

様式第一号（一）から様式第一号（十三）までの規定及び様式第五号中「㊤」を削る。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第6号（第4条関係）

身体障害者手帳交付等申請（届）書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住所 _____

氏名 _____

下記のとおり申請（届出）します。

申請・届出事由（該当する項目の番号を○で囲んでください。）

10 新規申請
再交付申請 11 障害・程度の変更（再認定・再認定以外）
12 紛失 13 破損 14 その他（ ）
居住地変更 6 本人（県外から）県内転入 7 本人（県内での）居住地変更 8 保護者居住地変更 20 本人県外へ転出
氏名変更 9 保護者（氏名）変更 15 本人氏名変更
返 還 21 死亡 22 非該当 23 その他（再認定・その他）

項目番号6～9で手帳作成 0 不要 1 必要

本人氏名・住所等

個人番号									
フリガナ	(姓)			(名)					
氏 名					生年月日	年	月	日	
住所	市		町		(丁目、番地)				
	郡		村						

保護者氏名等（本人が15歳未満の児童の場合のみ記入してください。）

続柄	1 父	2 母	3 兄弟姉妹	4 祖父母					
	5 親族	6 児童福祉施設長	7 里親						
	8 その他（ ）								
フリガナ	(姓)			(名)					
氏 名					生年月日	年	月	日	
住所	1 同居		2 別居		(別居の場合のみ記入)				
	市		町		(丁目、番地)				
	郡		村						

手帳交付番号等（新規申請以外は記入してください。）

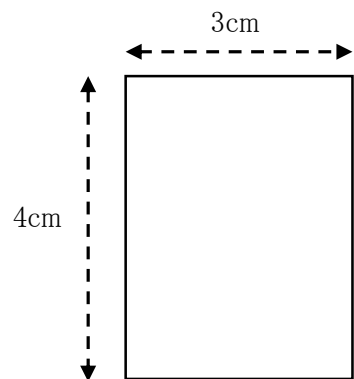
手帳交付番号	都道府県・市（ 支庁）第 号	交付年月日	年	月	日
等級	級	障害名			
種別	種	(再認定 年 月)			

旧住所・旧氏名等（変更の場合は記入してください。返還の場合は返還年月日のみ記入してください。）

旧住所					
旧氏名	変更（返還）年月日	年	月	日	

様式第7号（第4条関係）

写真の規格



（備考）

- 1 写真は脱帽して上半身を写したもの（申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）であること。
- 2 身体障害者手帳申請の時から1年以内に撮ったものであること。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上に支障がないときは、この限りでない。

様式第八号を削る。

様式第九号中「㊸」を削り、「あへ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第十号中「あへ先」を「啓先」に改め、「㊸」を削り、同様式を様式第九号とする。

様式第十一号中「㊸」を削り、「あへ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第十二号中「㊸」を削り、同様式を様式第十一号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第百二十七号）第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）に定める様式による身体障害者手帳交付申請書は、当分の間、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「支給の」を「支給及び法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る」に改め、同条第二項第一号中「医療受給者証」の下に「及び法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業による登録者証」を加える。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第1号の2（第1条の2関係）

小児慢性特定疾病医療費支給申請書／小児慢性特定疾病登録者証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒

(注1) フ リ ガ ナ

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

受診者(要支援者)との続柄

児童福祉法第19条の3第1項の規定により、次のとおり小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受 診 者 / 要 支 援 者	小児慢性特定疾病 受給者番号									※他の疾病で支給を受けている場合及び継続申請の場合に記入してください。
	フリガナ									
	氏名(注2)									
	居住地 (申請者と同じ場合は省略可)	〒								
	生年月日	年 月 日 (歳)								
	加入医療保険 等	フリガナ				受診者 との続柄				
		被保険者 氏名				記号・番号				
小児慢性 特定疾病名(注3)	保険者名称				支給開始希望 年月日(注4)	年 月 日				
	支給開始希望年月日が申請日の1か月以上前の日付となる場合は、理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他〔 〕									
自己負担上限月額 の特例(該当するもの に○)(注5)	療養負担過重患者 人工呼吸器等装着者 高額治療継続者									
所得状況を証明する書類の省略を希望する場合は、氏名を記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己負担上限月額の階層区分がⅥ(最高額)となることを承諾し、所得状況等を証明する書類は提出しません。 (加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省略できません。) 申請者氏名 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税の場合(非課税証明書等の提出が必要)で保護者の収入が80万円を超えるため、自己負担上限月額の階層区分がⅢとなることを承諾し、各種年金・特別児童扶養手当等の証明書は提出しません。 申請者氏名										
申請に関する連絡先(申請者以外の場合に記入してください。)										
フリガナ					受診者(要支援者) との続柄					
氏名						電話番号				
居住地	〒									

(注1) 受診者(要支援者)が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は本人が申請してください。

(注2) 申請者本人と異なる場合に記入してください。なお、申請者本人の場合は本人と記載してください。

(注3) 複数の疾病がある場合は全て記入してください。疾患群の異なる疾病や同じ疾患群でも治療内容の異なる疾病については疾病毎の医療意見書の提出が必要です。

(注4) 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たすと診断した日又は申請を受理した日の1か月前(申請できなかったやむを得ない理由がある場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることができます。医療意見書に記載された診断年月日等、支給開始日として適当と考えられる日を記入してください。継続申請の場合は記入不要です。

(注5) 特例に該当する場合は、併せて重症患者認定申請を行ってください。

<受診者と同一の公的医療保険に加入する方の情報（支給認定世帯、按分世帯の確認）>

- 1 受診者本人と同一の公的医療保険（以下「健康保険」という。）に加入する方（健康保険の被保険者証の記号・番号が受診者と同じ方）全員を記入してください（同居・別居は関係ありません）。
- 2 受診者本人が国民健康保険（市町村発行）又は国民健康保険組合に加入している場合で、保護者が後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、健康保険が異なりますが、保護者も記入してください。
- 3 個人番号は受診者本人及び受診者と同一の健康保険に加入する方のうち、被保険者（2の後期高齢者医療制度の被保険者を含む。）のみ記入してください。なお、当該制度において、既に提出済みの場合は記入不要です。

世帯員氏名 個人番号 <small>※既に提出済みの場合は不要</small>	居住地 (注1)	受診者 との 続柄	生年月日	小児慢性又は指定 難病受給者は該当 するものに☑ (申請中を含む。)	左記の 受給者番号	1月1日時点(注2) の居住市区町村・ 郵便番号
		本人	年 月 日	<input type="checkbox"/> 指定難病 <small>(今回申請する小児慢性 疾病以外の指定難病)</small>		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒

(注1) 受診者と異なる場合に記入してください。

(注2) 新規申請：申請が1月～6月の場合は前年の1月1日時点、7月～12月の場合は当年の1月1日時点

継続申請：当年の1月1日時点

<受診を希望する指定小児慢性特定疾病医療機関>

受診を希望する病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの名称及び所在地を記入してください。

該当する場合は☑		<input type="checkbox"/> 院外薬局の利用はない	
名 称	1	2	
所在地			
名 称	3	4	
所在地			
名 称	5	6	
所在地			
名 称	7	8	
所在地			
名 称	9	10	
所在地			

<登録者証の申請>

登録者証の申請を希望する場合は、下記にチェックしてください。(注3)

<input type="checkbox"/> 登録者証を申請する

(注3) 登録者証を申請する場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがあります。

様式第一号の十二を次のように改める。

様式第1号の12（第1条の2関係）

小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）			
公費負担者番号			
受給者番号			
受診者／ 要支援者	居住地		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
保険者名			
被保険者証の 記号・番号		適用区分	
保護者	居住地		
	氏名	受診者 (要支援者) との続柄	
有効期間			
小児慢性特定 疾病の名称			
指定小児慢性特定 疾病医療機関			
小児慢性特定疾病 登録者証			
自己負担上限月額	月額	円	階層区分
食事療養費			
経由			
上記のとおり認定します。 年 月 日			
埼玉県知事			印
教 示			

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第五号備考中「(ホ)対十七号並同通同通同(如)」を削る。

様式第八号の三の付表一から付表四までを次のように改める。

付表1 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別
()

受付番号

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 -)								
	連絡先	電話番号					FAX番号			
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)			
	氏名									
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)				事業所等の名称					
					兼務する職種及び勤務時間等		-----			
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等						第 条第 項第 号				
併設する施設の名称及び概要		名称概要								
児童発達支援管理責任者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)			
	氏名									
従業者の職種・員数		嘱託医		児童指導員		保育士		栄養士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
		調理員		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員		看護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
設備基準上の数値記載項目等						発達支援室 遊戯室 屋外遊戯場 医務室 相談室 調理室 便所 静養室 (設置部分を○で囲む。)				
発達支援室		基準上の必要値		基準上の必要値						
		㎡(児童1人当たり)		㎡(児童1人当たり)以上						
遊戯室		基準上の必要値		基準上の必要値						
		㎡(児童1人当たり)		㎡(児童1人当たり)以上						
主な掲示事項										
営業日										
営業時間		サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ :)								
利用定員		人								
利用料										
その他の費用										
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況			している・していない					
		苦情解決の措置概要			窓口(連絡先)			担当者		
		その他								
協力医療機関		名称				主な診療科名				
地域の障害児への援助の実施状況		有・無								
多機能型実施の有無		有・無								
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)								

- 備考 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
 4 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 5 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

付表2 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別

受付番号

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -)							
管理者	連絡先	電話番号				FAX番号			
	フリガナ				住所	(郵便番号 -)			
	氏名				事業所等の名称				
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等		第 条第 項第 号							
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)			
	氏名								
従業者の職種・員数		児童指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
		嘱託医		看護職員					
		専従	兼務	専従	専従	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
設備基準上の数値記載項目等						基準上の必要値		発達支援室 相談室 便所 (設置部分を○で囲む。)	
発達支援室		㎡(児童1人当たり)		㎡(児童1人当たり)以上					
設備		指導訓練室				有・無			
主な掲示事項									
営業日									
営業時間		サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ :)							
利用定員		人							
利用料									
その他の費用									
実施サービス		送迎サービス		有・無					
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		その他							
協力医療機関		名称				主な診療科名			
多機能型実施の有無		有・無							
一体的に管理運営される他の事業所		有・無							
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)							

- 備考 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 4 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

附表 3 削除

付表 4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別
()

受付番号

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -)							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)				
	氏名								
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称						
			兼務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号				
児童発達支援管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)				
	氏名								
従業者の職種・員数		児童指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
		看護職員		嘱託医					
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要値		発達支援室 相談室 便所 (設置部分を○で囲む。)			
発達支援室		㎡(児童1人当たり)		㎡(児童1人当たり)以上					
設備		指導訓練室				有・無			
主な掲示事項									
営業日									
営業時間									
サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ :)									
利用定員									
人									
利用料									
その他の費用									
実施サービス									
送迎サービス									
有・無									
その他参考となる事項									
第三者評価の実施状況									
している・していない									
苦情解決の措置概要									
窓口(連絡先)									
担当者									
その他									
多機能型実施の有無									
有・無									
一体的に管理運営される他の事業所									
添付書類									
別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者及び児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)									

- 備考
- 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 - 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

様式第二十二号の付表一及び付表二を次のように改める。

付表1 福祉型障害児入所施設の指定に係る記載事項

入所させる児童の主たる障害の種別

()

受付番号

施設	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 -)								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)				
	氏名									
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号					
併設する施設の名称及び概要		名称								
		概要								
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)				
	氏名									
他事業の実施の有無		有 ・ 無								
従業者の職種・員数		嘱託医		看護職員		児童指導員		保育士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
		栄養士		調理員		児童発達支援管理責任者		医師		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
		心理担当職員		職業指導員						
		専従	兼務	専従	兼務					
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
設備基準上の数値記載項目等					居室		静養室	調理室		
					浴室		便所	医務室		
居室	1室の最大定員	人		人以下		遊戯室		支援室	屋外遊戯場	
	入所児1人当たりの最小床面積	㎡		㎡		(設置部分を○で囲む。)				
主な掲示事項										
入所定員		人 (過去3か月 平均入所児 人)								
利用料										
その他の費用										
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況		している・していない							
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)					担当者		
	その他									
協力医療機関		名称				主な診療科名				
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、入所児からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児入所施設給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 2 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
 - 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
 - 4 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 - 5 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

付表2 医療型障害児入所施設の指定に係る記載事項

入所させる児童の主たる障害の種別
()

受付番号	
------	--

施設	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 -)								
管理者	フリガナ			住所		(郵便番号 -)				
	氏名									
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号					
併設する施設の名称及び概要		名称		概要						
児童発達支援管理責任者	フリガナ			住所		(郵便番号 -)				
	氏名									
他事業の実施の有無			有 ・ 無							
従業者の職種・員数		医師		児童指導員		保育士		心理支援担当職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
従業者数		理学療法士		作業療法士		児童発達支援管理責任者		職業指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
設備基準上の数値記載項目等			基準上の必要値		居室	静養室	調理室			
居室	1室の最大定員	人		人以下		浴室	便所	観察室		
	入所児1人当たりの最小床面積	㎡		㎡		支援室	屋外遊戯場	ギブス室		
(設置部分を○で囲む。)										
主な掲示事項										
入所定員		人 (過去3か月 平均入所児 人)								
利用料										
その他の費用										
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況			している・していない					
		苦情解決の措置概要			窓口(連絡先)			担当者		
		その他								
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する書類、建物の構造概要及び平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 2 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
 - 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
 - 4 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 - 5 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十五号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同条第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四条第一項中「次条第二号」の下に「及び附則第四項」を加え、同条第三項中「次条第一号において」を「以下」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の六項を加える。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表第一号ロ及び第三条本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、条例別表第三号及び第五条第二号の規定にかかわらず、条例別表第一号ロ及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員（学級担任を除く。）のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

4 条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者（教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者及び学級担任を除く。附則第七項において同じ。）については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。こ

の場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合における条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者（学級担任を除く。附則第七項において同じ。）については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、条例別表第一号口及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	普通免許状を有する者
附則第五項	条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附則第六項	条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則

1 この規則中第四条及び附則の改正規定は公布の日から、第三条の改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、令和六年四月一日以後においても、なおその効力を有する。

規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十七人」を「二十人」に改める。

第七条第一項の表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 意見聴取 部会	児童福祉法第十一条第二号りに規定する児童の意見又は 意向に関する事項
--------------	---------------------------------------

第十一条中「及び第八条から前条まで」を「、第八条及び前条」に改める。

第十二条中「、福祉部少子政策課」を「、福祉部子ども政策課」に改め、同条ただし書中「児童養護部会」の下に「及び意見聴取部会」を加え、「福祉部少子政策課」を「福祉部子ども支援課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和七年五月二十六日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十七号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

第二十条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の同法第二十七条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十条の規定は、法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間における地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるための報告書について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間における評価委員会の評価を受けるための報告書については、なお従前の例による。

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十八号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該試験等に係る協定を締結したときその他知事が特に必要があると認めたときは、当該手数料を後納することができる。

第二条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

様式第一号（一）から様式第一号（三）まで及び様式第一号（五）から様式第一号（七）までの規定中「~~（五）~~」を「~~（七）~~」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第八号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項第三十一号中「第三十九条の二十四」を「第三十九条の二十四第一項」に改める。

様式第五号中
栄養士 を 士
管理
養士 に改める。

様式第十九号中
栄養士 を 士
養
・管理
士 に改める。

様式第二十号中
栄養士 を 士
養
・管理
養士 に改める。

様式第二十一号中
栄養士 を 士
養
・管理
士 に改める。

様式第二十六号中

従業者定員	
医師	歯科 医師
薬剤 師	栄養士
診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師
看護 師	看護 師
准 看護 師	看護 師
看護 補助 者	看護 補助 者
助産 師	助産 師

その 他	事務 員	計
を		
従業者定員		
医師	歯科 医師	
薬剤 師	栄養士	
診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	
看護 師	看護 師	
准 看護 師	看護 師	
看護 補助 者	看護 補助 者	
助産 師	助産 師	

その 他	事務 員	計

従業者定員	医師	歯科 医師	薬剤 師	養 老 士	診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	看護 師	准 看護 師	看護 助 手 者	助 手

産 業	その 他	事務 員	計

従業者定員	医師	歯科 医師	薬剤 師	養 老 士 管 理 士	診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	看護 師	准 看護 師	看護 助 手 者

を

に改める。

助産 師	その 他	事務 員	計

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、

「物の厚さ及び材料」

構造、
高さ（cm）

を
「遮蔽物の構造、
材料及び厚さ（cm）」

に

「貯蔵の
密遮、
貯蔵材料」

を
「貯蔵室、
貯蔵材料」

に

「遮へい材料」

を

「遮蔽材料」

料

に

「遮へい器具・遠隔操作器具・その他（ ）」

を

「遮蔽器具・遠隔操

作器具・その他（ ）

に改め、同様式の注意事項4中「遮へい計算書」を「遮蔽計算書」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「支給認定」の下に「及び法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に係る登録者証」を加え、同項第十一号中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の申請（第一号に掲げる申請を除く。） 様式第六号

第一条第二項第一号中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同項第二号中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同項第三号中「様式第十四号」を「様式第十六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に係る登録者証 様式第十五号

第二条第一号中「第七号及び第十一号」を「第六号、第八号及び第十二号」に改め、同条第三号中「第六号まで及び第八号から第十号まで」を「第五号まで、第七号及び第九号から第十一号まで」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

（第1面）

指定難病の医療給付に係る支給認定申請書及び指定難病登録者証交付申請書
新規 更新 転入

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

個人情報等に係る同意事項
 （第2面）に同意した上で、
 下記のとおり支給認定等を受
 けたいので申請します。

申請者氏名 （患者（要支援者） が18歳未満の場 合は保護者氏名）		患者（要 支援者） との続柄	
--	--	----------------------	--

1-1 患者（要支援者）に関する事項 ※現に支給認定を受けている方のみ公費負担者番号と受給者番号を記入

公費負担者番号※		受給者番号※	
居住地	〒		
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
電話番号			
加入 健康 保険	フリガナ	患者との続柄	
	被保険者氏名	記号・番号	
	保険者名称	（後期高齢者医療被保険者 の場合は被保険者番号）	

1-2 保護者に関する事項（患者（要支援者）が18歳未満であり、保護者が申請する場合のみ記入）

居住地	〒	<input type="checkbox"/> ←患者（要支援者）と同居の場合、 チェックしていただければ居住地の記 載を省略できます。	
フリガナ		患者（要支援者） との続柄	
氏名			
電話番号			

1-3 送付先に関する事項（申請者の居住地以外に、医療受給者証等の書類送付を希望する場合のみ記入）

居住地	〒		
フリガナ		患者（要支援者） との続柄	
氏名			
電話番号			

2 指定難病に関する事項

病名 （複数ある場合は 全て記入）	1		3	
	2		4	
特例事項 （該当する場合 のみチェック）	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等を使用している。		<input type="checkbox"/> 軽症者特例に該当する。	
	<input type="checkbox"/> 高額難病治療継続者である。			
受診を希望する 指定医療機関	名称			
	所在地			

(第2面)

3 支給認定基準世帯員（患者と同じ健康保険に加入している方）等に関する事項

患者と同じ健康保険に加入している方全員を枠内に記入してください。

指定難病・小児慢性の支給認定状況欄には、指定難病若しくは小児慢性の医療給付に係る支給認定を受けた患者に該当する場合、又は支給認定の申請中である場合のみ○を付けてください。

フリガナ 氏名	生年月日	患者との続柄	指定難病・小児慢性の 支給認定状況 (○を付けた場合は右欄も記入)	受給者番号 (申請中の場合は 「申請中」と記入)
患者本人		本人	小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	

※自己負担上限月額が最高額になることを申請者が承諾する場合は、課税証明書等の添付を省略することができます。ただし、被用者保険に加入し、かつ被保険者の市町村民税が非課税の方及び国民健康保険組合に加入している方は省略できません。

自己負担上限月額が最高額になることを承諾し、市町村民税（所得割）額等を証明する書類は提出しません。
申請者氏名

4 指定難病医療給付の開始時期に関する事項（新規で申請される方のみ記入）

医療費助成の開始日として希望する年月日
年 月 日

上記で希望する日が申請日から1か月以上前となっている理由
(希望する日が申請日から1か月以上前となっている場合は、必ず下記にチェックをしてください。)

臨床調査個人票の受領に時間を要したため
 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
 その他 ()

※申請日からの遡りの期間は、診断日までとし、原則として1か月以内とします。ただし、診断日から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長できます。

5 指定難病登録者証に係る事項

指定難病登録者証について、
 申請する 申請しない 発行済（発行自治体)

指定難病登録者証の紙での発行について、
 マイナンバー連携が困難なため、紙での発行を希望する。
(マイナンバー連携が困難な理由：)

※障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関が、マイナンバーを用いた情報連携により登録者情報を確認することがあります。

6 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人情報及び調査結果等を

1. 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の都道府県又は指定都市に引き継ぐこと
2. 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する目的に使用すること
3. 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に関する事項の照会を行い回答を得ることに同意します。

※本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支給認定に関する目的以外に使用しません。

(第3面)

7 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

(臨床調査個人票を併せて提出する場合はチェックをしてください。)

私は、指定難病の医療費助成の申請（登録者証の申請）に当たり提出した臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることについて、厚生労働大臣に対して

同意する 同意しない

※詳細については、別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。

個人番号記載票

年 月 日

患者 (要支援者)	フリガナ		生年月日																
	氏名																		
	住所																		
	個人番号 (マイナンバー)																		
保護者 (患者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ		生年月日																
	氏名																		
	住所																		
	個人番号 (マイナンバー)																		
受給者番号																			
支給認定基準世帯員 (患者と同じ健康保険に加入している方)	一人目	フリガナ		生年月日															
		氏名																	
		住所																	
		個人番号 (マイナンバー)																	
	二人目	フリガナ		生年月日															
		氏名																	
		住所																	
		個人番号 (マイナンバー)																	
	三人目	フリガナ		生年月日															
		氏名																	
		住所																	
		個人番号 (マイナンバー)																	

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。

様式第十四号を様式第十六号とし、様式第十三号を様式第十四号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第15号（第1条関係）

指 定 難 病 登 録 者 証

要 支 援 者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 間 開 始 年 月 日	年 月 日

上記のとおり証明します。

年 月 日

埼玉県知事



様式第十二号を様式第十三号とし、様式第六号から様式第十一号までを一号ずつ繰り下げ、様式第五号の次に次の一様式を加える。

指定難病登録者証交付申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

下記のとおり登録者証の
交付を申請します。※1

申請者氏名 (要支援者が18 歳未満の場合は 保護者氏名)		要支 援者 との 続柄	
--	--	----------------------	--

1 要支援者に関する事項

要 支 援 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒		
	電 話 番 号			
保 護 者 ※ 2	フリガナ			
	氏 名			
	居 住 地 ※3	〒		
	電 話 番 号 ※3			
病 名				
登 録 者 証 の 紙 発 行 に つ い て		<input type="checkbox"/> マイナンバー連携が困難なため、紙での発行を希望する。 (マイナンバー連携が困難な理由)		

2 個人情報等に係る同意事項

<p>本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人情報及び調査結果等を国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する目的に使用することに同意します。</p>

3 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

(臨床調査個人票を併せて提出する場合はチェックをしてください。)

<p>私は、登録者証の申請に当たり提出した臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることについて、厚生労働大臣に対して</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない</p> <p>※詳細については、別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。</p>

- ※1 障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関が、マイナンバーを用いた情報連携により登録者情報を確認することがあります。
- ※2 要支援者が未成年又は成年被後見人等の理由により、要支援者に代わって保護者が申請する場合に記入してください。
- ※3 要支援者本人と異なる場合に記入してください。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県温泉法施行細則（平成十四年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「ゆう田」を「湧田」に改める。

様式第四号中「ゆう田路」を「湧田路」に改める。

様式第五号中「ゆう田量」を「湧田量」に、「ゆう田路」を「湧田路」に改める。

様式第十三号及び様式第十四号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の別紙中「B7411」を「B7414」に改める。

様式第十七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「をゆう田」を「を湧田」に、「ゆう田路」を「湧田路」に改める。

様式第十八号から様式第二十号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「ゆう田路」を「湧田路」に改める。

様式第二十二号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「かがゆう田」を「かが湧田」に、「温泉のゆう田量及び温度」を「温泉の湧田量及び温度」に、「ゆう田路の口径及び深さ」を「湧田路の口径及び深さ」に改める。

様式第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「のゆう田量」を「の湧田量」に、「のゆう田路」を「の湧田路」に、「ゆう田路の口径」を「湧田路の口径」に、「ゆう田路の深さ」を「湧田路の深さ」に改める。

様式第二十四号から様式第二十九号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「ゆう田路」を「湧田路」に改める。

様式第三十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「ゆう田地」を「湧田地」に改める。

様式第三十二号から様式第三十六号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、

「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県温泉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則（平成十四年埼玉県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第一号（八）までを次のように改める。

様式第1号(1) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ スタジオ・映像制作支援室利用申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用したいので申請します。

		申請日 年 月 日	
申請者	氏名(団体名及び代表者名)		
	住所 〒 —		
	担当者名	電話 () — 携帯電話 () — e-mail:	
利用目的 (作品名)			
利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :		
	利用日ごとの利用時間の内訳	利用日ごとに利用時間が違う場合はこちらに記入してください。	
	スタジオの場合	本番	月 日 () : ~ 月 日 () :
		準備	月 日 () : ~ 月 日 () :
撤去		月 日 () : ~ 月 日 () :	
利用施設			
利用設備			
利用予定者数	人		
使用料の後納	申請しない 申請する その理由 ()		
※受付番号		※利用の条件	
※受付日 年 月 日		※備考	
※受付者			

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(2) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ 映像ホール利用申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用したいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)				
	住所 〒 —				
	担当者名	電話 ()	—		
		携帯電話 ()	—		
	e-mail :				
利用目的 (催物名)					
利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
利用時間	時間 (: ~ :) ・ 午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 1日 ・ 準備(時間 (: ~ :) ・ 午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 1日)				
利用設備					
入場料	無料 ・ 有料 (円)				
利用スケジュール	入場時間 (:) 開演時間 (:) 終演時間 (:)				
		※利用の条件			
※受付番号					
※受付日	年 月 日				
※受付者					
		※備考			

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(3) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ インキュベートオフィス利用申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用したいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)				
	住所 〒 —				
	担当者名	電 話 () —	携 帯 電 話 () —	e-mail :	
申請理由					
利用を希望する部屋					
利用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
駐車場の利用希望	なし あり→ 台分(ただし、2段式となります。)				
利用予定者数	総数 人				
事業内容					

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(4) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム内機器・館外貸出機器利用申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用したいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)		登録番号		
	住所 〒 —				
	担当者名	電話 () — 携帯電話 () — e-mail:			
利用目的 (作品名)					
利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :				
利用設備					
利用予定者数	人				
		※利用の条件			
※受付番号					
※受付日	年 月 日				
※受付者					
		※備考			

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(5) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ スタジオ・映像制作支援室利用変更申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用の変更をしたいので申請します。

		申請日 年 月 日				
申請者	氏名(団体名及び代表者名)					
	住所 〒 —					
	担当者名	電話 () — 携帯電話 () — e-mail :				
利用目的(作品名)						
変更前	利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :				
	利用日ごとの利用時間の内訳	利用日ごとに利用時間が違う場合はこちらに記入してください。				
	スタジオの場合	本番	月 日 () : ~ 月 日 () :			
		準備	月 日 () : ~ 月 日 () :			
		撤去	月 日 () : ~ 月 日 () :			
利用施設・設備						
変更後	利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :				
	利用日ごとの利用時間の内訳	利用日ごとに利用時間が違う場合はこちらに記入してください。				
	スタジオの場合	本番	月 日 () : ~ 月 日 () :			
		準備	月 日 () : ~ 月 日 () :			
		撤去	月 日 () : ~ 月 日 () :			
利用施設・設備						
変更理由						
利用予定者数		人				
※既納(変更前)の使用料	円	※変更後の使用料	円			
		※納入すべき使用料	円			
※受付番号	※利用の条件					
※受付日				※備考		
※受付者						

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(6) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ 映像ホール利用変更申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用の変更をしたいので申請します。

					申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)							
	住所 〒 —							
	担当者名	電 話 () —		携 帯 電 話 () —		e-mail:		
利用目的 (催物名)								
変更前	利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()						
	利用時間	時間 (: ~ :) ・午前・午後・夜間・1日・ 準備(時間 (: ~ :) ・午前・午後・夜間・1日)						
	利用設備		入場料					
変更後	利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()						
	利用時間	時間 (: ~ :) ・午前・午後・夜間・1日・ 準備(時間 (: ~ :) ・午前・午後・夜間・1日)						
	利用設備		入場料					
変更理由								
※既納の使用料	円	※変更後の使用料	円	※納入すべき使用料	円			
					※利用の条件			
※受付番号				※備考				
※受付日	年 月 日							
※受付者								

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(7) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ インキュベートオフィス利用変更申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用の変更をしたいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)				
	住所 〒 —				
	担当者名	電 話 ()	—		
		携帯電話 ()	—		
	e-mail:				
利用の許可を受けている部屋					
利用許可年月日及び番号	年	月	日	日付け	
	第	号			
変更内容					
変更理由					

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第1号(8) (第2条関係)

彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム内機器・館外貸出機器利用変更申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用の変更をしたいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名(団体名及び代表者名)				
	住所 〒 ー				
	担当者名	電 話 () ー	携 帯 電 話 () ー	e-mail:	
利用目的 (作品名)					
変更前	利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
	利用設備				
変更後	利用日時	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
	利用設備				
変更理由					
利用予定者数	人				
※既納の使用料	円	※変更後の使用料	円	※納入すべき使用料	円
		※利用の条件			
※受付番号					
※受付日	年 月 日				
※受付者					
		※備考			

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第三号から様式第六号までを次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

彩の国ビジュアルプラザ インキュベートオフィス利用更新申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり利用許可期間を更新したいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名（団体名及び代表者名）				
	住所 〒 —				
	担当者名	電話	()	—	
		携帯電話	()	—	
	e-mail :				
利用の許可を受けている部屋					
利用許可年月日及び番号	第	年	月	日	付
更新理由					
既利用許可期間	年	月	日	()	から 年 月 日 ()
更新希望期間	年	月	日	()	から 年 月 日 ()
更新に併せて変更しようとする内容					

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第4号（第5条関係）

彩の国ビジュアルプラザ インキュベートオフィス利用中止申出書

（宛先）

埼玉県知事

次のとおり利用を中止したいので申出をします。

		申出日	年	月	日
申請者	氏名（団体名及び代表者名）				
	住所 〒 —				
	担当者名	電 話（ ）	—		
		携帯電話（ ）	—		
	e-mail：				
利用の許可を受けている部屋					
利用許可年月日及び番号	第	年	月	日	付
	第	年	月	日	号
利用を中止しようとする日	年 月 日（ ）				
利用を中止しようとする理由					

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第5号（第10条関係）

彩の国ビジュアルプラザ 入場料（使用料）減額（免除）申請書

（宛先）

埼玉県知事

次のとおり入場料（使用料）の減額（免除）を受けたいので申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	氏名（団体名及び代表者名）				
	住所 〒 —				
	担当者名	電 話（ ）	—		
		携帯電話（ ）	—		
		e-mail :			
施設名					
利用目的 （作品名・催物）					
利用日時	年 月 日（ ） : ~ 年 月 日（ ） :				
入場料 （使用料）	円				
減額（免除）を受けようとする金額	円				
減額（免除）を受けようとする理由					
利用予定者数	人				
		※備考			
※受付番号					
※受付日	年 月 日				
※受付者					

注 ※印の項目は、記入しないでください。

様式第6号（第11条関係）

彩の国ビジュアルプラザ 利用許可取消申出書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日付け第 号で許可のあった利用について、次のとおり許可の取消しを受けたいので申出をします。

		申出日	年	月	日
申請者	氏名（団体名及び代表者名）				
	住所 〒 —				
	担当者名	電 話（ ） —	—		
		携帯電話（ ） —	—		
		e-mail :			
施設名					
利用目的 (作品名・催物名)					
取消しの理由					

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

注 ※印の項目は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十五年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第一号（二）中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第三号中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第四号中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「㊦」を削る。

様式第八号中「（田嶋又は記名押印）」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十五号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。

訓練手当の受給資格の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の申請書等を知事に提出しなければならない。ただし、様式第一号（一）及び様式第一号（二）の申請書にあつては当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、公共職業安定所長。第三項及び次条において同じ。）を経由して知事に提出するものとする。

- 一 公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者 様式第一号（一）、様式第一号（二）及び様式第一号（別紙）
- 二 求職者支援訓練を受ける者 様式第一号（三）及び様式第一号（別紙）

第十条第三項中「申請書」を「申請書等」に改め、「公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては当該職業訓練を行う施設の長を経由してその旨を知事に、求職者支援訓練を受ける者にあつては」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、様式第一号（一）及び様式第一号（二）の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、当該職業訓練を行う施設の長を経由して知事に提出するものとする。

様式第一号（一）を次のように改める。

様式第1号(1) (第10条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (公共職業訓練・職場適応訓練)							
						年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事							
						申請者 氏名	
訓練手当の受給資格の認定を受けたいので下記により申請します。							
※ ① 申請する手当等の種類		基本手当		技能習得手当 (受講手当)		寄宿手当	
② 申請者の記入する欄	(1) 氏名			(2) 生年月日	年 月 日 (満 才)		
	(3) 住所又は居所						() 方
	(4) 家族の状況	氏名	申請者との続柄	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
	(5) 寄宿の事実	有・無		(6) 寄宿開始年月日	年 月 日		
	(7) 寄宿前の住所又は居所						() 方
※ ③ 公共職業能力開発施設又は公共職業安定所の長の確認の欄	(1) 訓練の別	公共職業訓練			職場適応訓練		
	(2) 訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日			(3) 訓練科又は訓練職種		
	(4) 訓練受講指示の根拠	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条		第2項	1号・3号・4号・4号の2・5号・6号・7号・7号の2・8号・8号の2・8号の3・8号の4・10号・11号・12号		
		その他		第3項			
	(5) 雇用保険基本手当等	受給資格の有無					有・無
		種類	イ 雇用保険基本手当	ロ 日雇労働求職者給付金	ハ 船員失業保険金	ニ 国家公務員等失業者退職手当	ホ イ～ニに相当する地方公共団体が支給する給付
		受給の有無					
		金額					
	(6) 雇用保険法第40条による特例一時金	受給の有無					
離職日					年 月 日		
認定日					年 月 日		
(7) 駐留軍関係離職者等臨時措置法該当者の有無						有・無	
上記のとおり送付します。							
年 月 日							
公共職業能力開発施設又は公共職業安定所の名称及び長の氏名							

- (注意) 1 ②欄には、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付してください。
 2 ②欄の(3)については、申請時の内容を記入してください。
 3 ②欄の(4)の事項については、市区町村長の証明書を添えることを求められることがあります。
 4 ※欄には記入しないでください。

様式第一号(二)中「㊦」を削り、「母識(母)」を「母識(母)。」に改め、「~~母~~」を削る。

様式第一号(三)中「㊦」を削り、「~~母~~」を「~~母~~」に改め、同様の次に次の様式を加える。

様式第1号（別紙）（第10条関係）

訓練手当受給資格認定に係る個人番号届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者氏名

訓練施設名

訓練科又は訓練職種

入校年月日

下記の利用目的を確認し、以下のとおり個人番号を届け出ます。

個人
番号

特定個人情報（個人番号及び個人番号を含む個人情報）の利用目的

- ・ 訓練手当の支給に関する事務
- ・ 生活保護の実施等に関する事務
- ・ 中国残留邦人等の支援給付の実施等に関する事務

備考欄

様式第三号（一）及び様式第三号（二）中「㊦」及び「㊧」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

登録ふ化業者（ふ化事業廃止
死合併
解散）届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出人 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

標記のことについて下記のとおり養鶏振興法第9条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 届出の理由
- 4 届出の原因発生年月日
- 5 届出人の当該ふ化業者との続柄又は関係

様式第2号（第2条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

ふ化場確認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

下記ふ化場について養鶏振興法第7条第2項（第8条第1項）の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）
- 2 ふ化場の名称及びその所在地
- 3 ふ化場の施設
 - (1) ふ卵舎の規模及び構造
 - (2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

- 4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

- 5 ふ化場の施設の配置状況

備考 1 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載すること。

2 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第九条第一項又は第十一条第一項」を「第八条又は第十条第一項」に改める。

第三条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十八号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則別記様式による身分証明書は、改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則別記様式による身分証明書とみなす。

規則

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改め、「~~④~~」を削る。

様式第三号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則様式第三号による身分証明書は、改正後の埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則様式第三号による身分証明書とみなす。

規 則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号までの規定中「あへせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十三号

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則を廃止する規則

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則（平成四年埼玉県規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十四号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（昭和六十年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「第六条第四項」を「第六条第一項」に改め、同項第七号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

第六条第二号中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改める。

様式第一号中

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づき、特定民間再開発事業の認定を申請します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

㊦

※ 手数料欄

を

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づき、特定民間再開発事業の認

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

定を申請します。

年 月 日

に改める。

租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づき、地区外転出事情の認定を申請します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 (地区外転出者) 住所

氏名

印

(建 築 主) 住所

氏名

印

様式第一二号中

※ 手数料欄

租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づき、地
認定を申請します。

年

(宛先)

埼玉県知事

申請者 (地区外転出者) 住所

氏名

(建 築 主) 住所

氏名

を

区外転出事情の

月 日

に改める。

様式第六号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第一条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第五条第一項及び第六条中「エネルギー消費性能の」の下に「一層の」を加える。

様式第一号から様式第四号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第七号中「エネルギー消費性能の」の次に「一層の」を加える。

様式第八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第九号中「エネルギー消費性能の」の次に「一層の」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第六条並びに様式第七号及び様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規則」を「省令」に改め、同条第三項中「規則」を「省令」に改め、同条第四項中「規則第五条第三項ただし書」を「省令第五条第三項ただし書」に改める。

第三条第二項及び第三項中「規則」を「省令」に改め、同条第四項中「規則第六条第三項ただし書」を「省令第六条第三項ただし書」に改め、同条第五項中「規則第六条の二の二第三項ただし書」を「省令第六条の二の二第三項ただし書」に改める。

第六条の五第二項、第七条及び第八条中「規則」を「省令」に改める。

第十条第一項中「規則第十条の四第一項」を「省令第十条の四第一項」に、「規則第一条の三第一項の表一」を「省令第一条の三第一項の表一」に改め、同条第二項中「規則第十条の四第四項」を「省令第十条の四第四項」に、「規則第三条第二項の表」を「省令第三条第二項の表」に改め、同条第三項中「又は第五十六条の七第六項」を「第五十六条の七第六項又は第五十六条の八第四項」に、「規則」を「省令」に改める。

第十条の二第一項中「規則第十条の四の二第一項」を「省令第十条の四の二第一項」に、「規則第一条の三第一項の表一」を「省令第一条の三第一項の表一」に改め、同条第二項中「第五十六条の八第四項第二号」を「第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号」に、「規則」を「省令」に、「建築安全センター所長」を「次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 条例第五十六条の七第四項第三号の規定による認定 知事
 - 二 前号に掲げるもの以外の認定 建築安全センター所長
- 第十条の二第三項中「建築安全センター所長」を「知事又は建築安全センター所長」に改める。

第十一条の二第一項中「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する」を「次

に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第一号において「自動車車庫等部分」という。）

二 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第二号において「備蓄倉庫部分」という。）

三 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第三号において「蓄電池設置部分」という。）

四 自家発電設備を設ける部分（次項第四号において「自家発電設備設置部分」という。）

五 貯水槽を設ける部分（次項第五号において「貯水槽設置部分」という。）

六 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項第六号において「宅配ボックス設置部分」という。）

第十一条の二第二項中「同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については」を「次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ」に、「の五分の一」を「に当該各号に定める割合を乗じて得た面積」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車車庫等部分 五分の一

二 備蓄倉庫部分 五十分の一

三 蓄電池設置部分 五十分の一

四 自家発電設備設置部分 百分の一

五 貯水槽設置部分 百分の一

六 宅配ボックス設置部分 百分の一

第十四条第一項第三号中「規則」を「省令」に改める。

第十五条の四第一項中「規則第十条の十六第一項第四号」を「省令第十条の十六第一項第四号」に改める。

第十六条第一項中「建築主事の」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の」に、「建築主事に」を「建築主事等に」に改める。

第十六条の二並びに第十七条第一項及び第四項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十九条中「規則」を「省令」に改める。

様式第八号の三（その一）及び様式第九号（その一）から様式第十二号（その一）までの規定中「㊦」を削る。

「(宛先) 様式第十二号の二(その一)中 埼玉県 建築安全センター所長」を「(宛先) 埼玉県

) 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 に改め、「㊦」を削る。
建築安全センター所長

様式第十二号の二(その二)中 「年 月 日」 埼玉県

「年 月 日」を 埼玉県 建築安全センター所長 ㊦

埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 に改める。
建築安全センター所長 ㊦

様式第十三号(その一)、様式第十三号の二及び様式第十三号の三中「㊦」を削る。

様式第十五号から様式第十八号までの規定中「建設工事」を「建設工事」に改

め、「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条から第十七条まで及び様式第十五号から様式第十八号までの改正規定(「㊦」を削る部分を除く。)は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十八号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加え、同号二中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

別表七六の項中「三一二」を「二七二」に改め、同表中八四の項を削り、八五の項を八四の項とし、八六の項から九八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表九九の項中「三四」を「三一」に改め、同項を同表九八の項とし、同表中一〇〇の項を九九の項とし、一〇一の項を一〇〇の項とし、同表一〇二の項中

二九・九二から 五〇・九六まで

に改め、同項を同表一〇一の項とし、同表中

八七	を	二九・九二から 五〇・九六まで	五五
----	---	--------------------	----

一〇三の項を一〇二の項とし、一〇四の項から二三四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二三五の項中

二	を	一
---	---	---

に改め、同項を同表二三四の項

とし、同表中二三六の項を二三五の項とし、二三七の項を二三六の項とし、同表二三八の項中「五」を「四」に改め、同項を同表二三七の項とし、同表中二三九の項を二三八の項とし、二四〇の項から二七〇の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二七

一の項中

九	を	七
---	---	---

表中二七二の項を二七一の項とし、二七三の項を二七二の項とし、二七四の項を二七三の項とし、同表二七五の項中

七	を	六
---	---	---

に改め、同項を

同表二七四の項とし、同表中二七六の項を二七五の項とし、二七七の項から二九六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二九七の項中「二五」を「二三」に改め、同項を同表二九六の項とし、同表中二九八の項を二九七の項とし、二九九の項から三三五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第六号ロ及びびニの改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中「一五」を「一六」に改め、同表六の項中「一〇〇」を「九〇」に、「一七〇」を「七〇」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「五」を「四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「、少子化対策局長」を削る。

第三条の二第一項中「所轄所」の下に「（県立の学校を除く。）」を、「担当部長又はこれに相当する職以上の職にある者」の下に「、県立の学校にあつては埼玉県立学校事務決裁規程（昭和五十八年埼玉県教育委員会教育長訓令第八号）第三条第一項に規定する事務長等」を加える。

第三十九条第二項中「磁気テープその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気テープ等」という。）により納入の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等」を「当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」に改める。

第四十二条第一項中「次に掲げる」を「法律第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者に対する公金の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「第一項」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める規定」を「政令第七十三条の二第二項の規定」に改め、同項各号を削り、同条第五項を削る。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（収納に関する事務を委託することができる歳入等）

第四十二条の二 法律第二百四十三条の二の五第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等として知事が定めるものは、次のとおりとする。

- 一 政令第七十三条の二第一項各号に掲げる歳入
- 二 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

三 分担金

四 負担金

五 不動産売却代金

六 過料

七 損害賠償金（第九号に掲げる遅延損害金を除く。）

八 不当利得による返還金

九 第三号、第四号及び第六号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第四号、第五号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金

第四十八条の二中「専門員」を「職員」に改める。

第五十条中「磁気テープ等により隔地払の方法による支払の通知をする場合にあっては、当該磁気テープ等をいう」を「当該案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む」に改める。

第五十一条第一項中「磁気テープ等により口座振替の方法による支払の通知をする場合にあっては、当該磁気テープ等をいう。以下この規則において」を「当該案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下」に改め、同条第二項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第五十八条第二項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
第六十三条の三第一項中「政令第六百六十五条の三第一項の規定による」を「法律第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者に対する公金の」に改める。

第二百二条の三第四項中「発注を行う課室等若しくは所轄所において、又は」を削る。

第一百十条第二項中「第一百六十五条の六第二項」を「第一百六十五条の五第二項」に改める。

第一百十六条第一項第二号中トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 森林環境税

第一百三十二条第二項中「第一百六十五条の六第一項」を「第一百六十五条の五第一項」に改め、同条第三項中「第一百六十五条の六第二項」を「第一百六十五条の五第二項」に改める。

第一百五十六条第二項を次のように改める。

2 普通財産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第五号の場合において、知事が特に必要と認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

一 植樹を目的とする土地の貸付け 五十年以内

二 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の貸付け 五十年以上

三 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上五十年未満

四 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上三十年未満

五 前各号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年以内

六 建物その他の物件の貸付け 五年以内
第百六十八条を次のように改める。

第百六十八条 削除

第百九十八条第二項第三号中「第百六十五条の六第二項」を「第百六十五条の五第二項」に改める。

第二百条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第二百九条第一項の表出納総務課の項中「専門員」を「職員」に改め、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（飯能高等学校、川越特別支援学校、川口特別支援学校、春日部特別支援学校、上尾特別支援学校、狭山特別支援学校、久喜特別支援学校、大宮北特別支援学校、越谷西特別支援学校、騎西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「春日部特別支援学校」の下に「三郷特別支援学校」を、「騎西特別支援学校」の下に「上尾かしの木特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校」を加える。

第二百四十四条中「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第二百四十三条の二の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の八第一項各号」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百十六条第二項を次のように改める。

2 会計管理者の命ずる検査員は、指定金融機関等及び法律第二百四十三条の二第二項の指定公金事務取扱者の処理した事務の状況について、定期及び臨時に実地に検査しなければならない。

第二百三十六条第一項中「及び法律第二百三十一条の二の六第四項」を「並びに法律第二百三十一条の二の六第四項及び第二百四十三条の二の二第四項」に改める。

別表第二第十六項中「並びに地方公務員等并立法に基づき団体職員に係る員

担保」を「、地方公務員等共済組合法に基づき団体職員に係る負担金並びに著作権
法第104条の11第1項に規定する指定管理団体に支払う負担金」と改める。

様式第十九号（一）を次のように改める。

様式第19号(1) (第33条、第46条、第125条関係)

	埼玉県収納済通知書 ② 		埼玉県返納通知書兼払込金受領証 		埼玉県返納通知書兼領収書 						
加入者名	口座記号 番	金額	円	加入者名	口座記号 番号	金額	円	加入者名	口座記号 番号	金額	円
収納機 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	金額	円	納付 番号	納付 区分	納入 期限	年 月 日	納入 期限	年 月 日
納入 期限	年 月 日	納付 目的		納入者				納入者			
				様				様			
				納付 目的				納付 目的			
				納付番号				納付 番号			
				確認番号				確認 番号			
				納入期限				納入 期限			
				課所名				課所名			
				収納済印				収納済印			
				(会計管理課保管)				(納入者保管)			

ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払の場合、左側の印紙を貼出しください。

上記の金額を納入してください。 年 月 日

課所長 印

納入場所
埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関

備考 本様式は、財務会計システムによって作成する場合に使用すること。

様式第二十一号（二）を次のように改める。

様式第21号(1) (第36条、第125条関係)

<input type="checkbox"/> 埼玉県収納済通知書 (納)		<input type="checkbox"/> 通常払込料金加入者負担	<input type="checkbox"/> 埼玉県納入通知書兼払込金受領証		<input type="checkbox"/> 通常払込料金加入者負担	埼玉県納入通知書兼領収書			
加入者名		口座記号 番		金額		円			
収納機 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分			
納入 期限	年	月	日	納付 目的					
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼									
納入者	様						収 納 済 印		
収納年月日	金融機関コード	課所名							
								(会計管理課保管・コンビニ本部控)	
CVS収納用									

加入者名		口座記号 番号		金額		円		
金額								円
納入者								様
納付 目的								
納付番号								
確認番号								
納入期限	年	月	日					
課所名	収 納 済 印							
								(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。

加入者名		口座記号 番号		金額		円		
収納機 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分		
納入 期限	年	月	日	納入 目的				
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼								
上記の金額を納入してください。								年 月 日
歳入徴収権者								印
納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者								
課所名	収 納 済 印							
								様
								(納入者保管)

備考 本様式は、財務会計システム又は放置駐車違反管理システムによって作成する場合に使用すること。

様式第二十五号（四）を次のように改める。

様式第25号(4) (第40条、第58条、第125条関係)

<input type="checkbox"/> 埼玉県収納済通知書 払	<input type="checkbox"/> 通常払込料金加入者負担	<input type="checkbox"/> 埼玉県払込書兼領収書	<input type="checkbox"/> 通常払込料金加入者負担
---	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

加入者名	口座記号 番	金額	円		
収納機 番	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納付 目的					

収納年月日	金融機関コード	課所名	収 納 済 印		
			(会計管理課保管)		

加入者名	口座記号 番号	金額	円		
金額					
納付 目的					
納付番号					
確認番号					
課所名					
			収 納 済 印		
			(金融機関保管) この受領証は、大切に保管してください。		

加入者名	口座記号 番号	金額	円		
収納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納付 目的					
上記の金額を払い込みます。 年 月 日					
納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関					
課所名					
			収 納 済 印		
			(納入者保管)		

備考 本様式は、財務会計システムによつて作成する場合に使用すること。

様式第二十六号（一）中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「歳入」を「歳入等」に改める。

様式第二十六号（二）中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

様式第二十六号（三）を次のように改める。

様式第26号（3） 削除

様式第七十三号（四）を次のように改める。

様式第 7 3 号 (4) (第 1 1 7 条、第 1 2 5 条関係)

□	埼玉県収納済通知書 (外)	□	通常払込料金 加入者負担	ay-easy
---	---------------	---	-----------------	---------

加入者名	口座記号 番	金額	円
収納機 番	納付 番号	確認 番号	納付 区分
納入 期限	年 月 日	納付 目的	

--	--

納入者	収 納 済 印	
収納年月日	金融機関コード	課所名
CVS収納用	(会計管理課保管・コンビニ本部控)	

□	埼玉県納付書兼 払込金受領証	□	通常払込料金 加入者負担	ay-easy
---	-------------------	---	-----------------	---------

加入者名	口座 記号 番号	金額	円
金額	円		
納入者			
納 付 目 的			
納付番号			
確認番号			
納入期限	年 月 日		
課所名	収 納 済 印		
(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。			

加入者名	口座 記号 番号	金額	円
収納機 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
納入 期限		年 月 日	
納入 目的			
上記の金額を納付します。 年 月 日			
納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者			
課所名	収 納 済 印		
納入者住所氏名			
(納入者保管)			

備考 本様式は、財務会計システム又は放置駐車違反管理システムによって作成する場合に使用すること。

公有財産台帳附表第一中

電話加入権	電話加入権	件	
-------	-------	---	--

を記す。

様式第八十七号の備考1中「電話加入権は加入番号」を記す。
様式第九十七号(四)中「出資等及び電話加入権」や「及び出資等」に改める。
様式第九十九号(七)を次のように改める。

様式第99号(7) (第167条関係)

(7) 無体財産権

区	分	前年度末現在高	今年度増減			年度末現在高
			増	減	差引	
行政 財産	特許権	件	件	件	件	件
普通 財産	特許権					
合計	特許権					

備考 権利の名称を別紙として添付すること。

様式第九十九号（八）を次のように改める。

様式第99号(8) (第167条関係)

(8) 有価証券

区 分	前年度末現在高	今 年 度 増 減			年度末現在高
		増	減	差 引	
株 券	千円	千円	千円	千円	千円
社 債 券					
地 方 債 証 券					
国 債 証 券					
受 益 証 券					
そ の 他					
合 計					

様式第百九号（一）を次のように改める。

様式第109号(1) (第201条、第125条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>埼玉県収納済通知書 (督)</h3> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>																																
加入者名		口座記号 番号		金額		円																										
収納機 関番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分																										
納入 期限		年 月 日		納付 目的																												
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20%; height: 30px;"></div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">納入者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">収 納 済 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">様</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="width: 100px; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">収納年月日</td> <td>金融機関コード</td> <td colspan="2">課所名</td> </tr> <tr> <td colspan="6">CVS収納用</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(会計管理課保管・コンビニ本部控)</p> </div> </div>										納入者			収 納 済 印			様						収納年月日		金融機関コード	課所名		CVS収納用					
納入者			収 納 済 印																													
様																																
収納年月日		金融機関コード				課所名																										
CVS収納用																																

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>埼玉県督促状兼 払込金受領証</h3> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>																											
加入者名		口座記号 番号		金額		円																					
金額		円																									
納入者																											
納 付 目 的																											
納付番号																											
確認番号																											
納入期限		年 月 日																									
課所名					収 納 済 印																						
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20%; height: 30px;"></div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">課所名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">収 納 済 印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">納入者住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">様</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。</p> </div> </div>										課所名			収 納 済 印			納入者住所氏名						様					
課所名			収 納 済 印																								
納入者住所氏名																											
様																											

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>埼玉県督促状兼領収書</h3> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>																					
加入者名		口座記号 番号		金額		円															
収納機 関番号		納付 番号		確認 番号		納入 期限															
納付 区分		納入 期限		年 月 日																	
目的																					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20%; height: 30px;"></div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>上記のとおり督促します。 年 月 日</p> <p>最初の納入期限 年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 印</p> <p>納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者</p> </div> </div>																					
課所名					収 納 済 印																
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20%; height: 30px;"></div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">納入者住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">様</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(納入者保管)</p> </div> </div>										納入者住所氏名						様					
納入者住所氏名																					
様																					

切り取らないでください。

ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払の場合、左側の枚数を提出してください。

備考 本様式は、財務会計システムによつて作成する場合に使用すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりこれらの規定の施行の日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者になお従前の例により当該従前の公金事務を行わせる場合におけるこの規則による改正前の埼玉県財務規則第四十二条、第六十三条の三、第二百六条及び様式第二十六号（一）から様式第二十六号（三）までの規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県財務規則様式第十九号（一）、様式第二十一号（一）、様式第二十五号（四）、様式第七十三号（四）及び様式第九号（一）の規定による用紙は、令和七年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

規 則

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県議会議長 齊藤 邦明

埼玉県議会規則第一号

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和五十八年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十八条」を「―第六十八条の二」に、「第八十六条・」を「第八十五条の二―」に改める。

第七条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員一人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第十八条第二項中「署名」の下に「又は記名」を加える。

第三十八条に次の一項を加える。

3 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第六十八条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第七十条中「外とう、えり巻、杖及びかさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第八十一条の見出しを「（記録の方法）」に改め、同条中「速記法」を「録音その他議長が適当と認める方法」に、「速記」を「記録」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第八十五条の二 議会又は議長、委員長、世話人会会長若しくは議会事務局長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第九条第一項、第十九条第一項及び第八十二条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該

署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第八十五条の三 この規則の規定（第四十一条及び第六十二条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表初顔合わせ会の項中「おいて」の下に「議員及び」を加え、「規定する者の紹介等を受ける」を「規定する者等が相互に紹介を行う」に改め、「知事」を「議会事務局長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一―七七

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―七六）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則六一九九

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十号を次のように改める。

十 受験の申込時期及び手続

第十一条中「新聞、放送」を「インターネットの利用」に改める。

第十二条第一項中「委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、採用試験に合格した旨を書面で本人に通知するものとする」を「インターネットを利用して合格者の受験番号を閲覧に供する方法により発表する」に改め、同条第二項中「書面で」を「書面その他の適切な方法により」に改める。

第三十九条中「、委員会の承認を得て」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、法第二十二條の三第一項前段の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

第四十条中「、委員会の承認を得て」及びただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、法第二十二條の三第一項後段の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

第四十条に次の一項を加える。

2 臨時的任用の期間は、いかなる場合においても再度更新することはできない。第四十一条の見出しを「（臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新の報告）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に改め、同項を同条とする。

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用	一般行政	職員採用上級	教養試験	専門試験	政治学、社会政策、
採用		試験の他の試験	専門試験	験（多	行政学、憲法、行政
上級		職種の対象とな	（多肢選	肢選択	法、民法、刑法、労
試験		らない全ての職	択式）	式）	働法、経済学（経済
			適性試験		原論、経済政策、経

<p>設備</p>	<p>心理</p>	<p>福祉</p>	<p>一般行政 (DX)</p>	
<p>主として電気及び機械に関する知識、技術又</p>	<p>主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>論文試験 人物試験 身体検査</p>
<p>I 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・</p>	<p>一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法及び統計学</p>	<p>社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）及び社会調査</p>	<p>基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクト、サービスマネジメント、システムジメメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務</p>	<p>歴史）、財政学、国際関係及び経営学</p>

総合土木	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
建築	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする		

制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	II 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作	I 数学、水理学、応用力学、土壌物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般及び農業機械	II 数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、材料・施工、都市計画、測量及び土木計画	数学・物理・情報、構造力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計
----------------------------	---	--	--	-------------------------------------

別表第二職員採用初級試験の項を次のように改める。

初級	職員採用				
	一般事務	林業	農業	化学	
職員採用初級試験の他の試験の職種の対象とな	職員採用初級試験の他の試験の職種の対象とな	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	る業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）
作文試験	教養試験 適性試験				
		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、砂防工学及び林産一般	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学	画、建築構造、建築施工及び建築設備

				試験
建築	総合土木	設備		
主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	ならない全ての職	
		専門試験 (多肢選択式) 適性試験 作文試験 人物試験 身体検査	人物試験 身体検査	
			専門試験 (多肢選択式)	
数学・物理・情報、 建築構造設計、建築 構造、建築計画、建 築法規及び建築施 工	数学・物理・情報、 土木構造設計(構造 力学、構造設計)、 土木基盤力学(水理 学、土質力学)、測 量、社会基盤工学及 び土木施工	II	I	
		数学・物理・情報、 機械設計、 機械工作、原動 機、生産技術及 び電子機械	数学・物理、電 気回路、電気機 器・電力技術・ 電子計測制御及 び電子技術・電 子回路・通信技 術・情報	

別表第二免許資格職員採用試験の項を次のように改める。

免許資格職員採用試験	
獣医師	薬剤師
主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	適性試験 論文試験 人物試験 身体検査

農業	化学
主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産及び農業経営	数学・物理・情報技術基礎、工業化学、化学工業、化学工学及び化学システム技術・化学工業安全

保健師	管理栄養士	栄養士	司書
主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として栄養学に関する高度な知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として図書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
		専門試験 （多肢選択式） 択式） 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査	
	専門試験 （多肢選択式）		
	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論及び情報資源組織演習	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論及び情報資源組織演習

別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。

		経験者職員採用試験	
	一般行政	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	
一般行政(DX)	主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	専門試験(口述式)	適性試験 論文試験 人物試験 身体検査	適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
	専門試験(口述式)	基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務	

農業	建築	総合土木	設備
<p>主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）</p>	<p>主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組織	職	区分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	三種
	課長	三種
	図書室長	三種
知事部局	副課長	四種
	本庁部長	一種
	知事室長	
	報道長	
	統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
	行政・デジタル改革局長	
	環境未来局長	
	こども政策局長	
	食品衛生安全局長	
	会計管理者	
	参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
参与（人事委員会が定めるものに限る。）		
東京事務所長		
総合リハビリテーションセンター長		
精神保健福祉センター長		
本庁副部長	二種	

参事

参与

統括参事

政策・財務局長

地域経営局長

人財政策局長

行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。）

契約局長

税務局長

県民スポーツ文化局長

県民共生局長

地域包括ケア局長

医療政策局長

健康政策局長

産業政策局長

地域経済・観光局長

雇用労働局長

地域振興センター所長

環境科学国際センター長

環境科学国際センター研究所長

総合リハビリテーションセンター副センター長

総合リハビリテーションセンター病院長

保健所長（南部、朝霞、鴻巣、狭山）

衛生研究所長

食肉衛生検査センター所長

産業技術総合センター副センター長

農林振興センター所長（川越、秩父、大里、加須、春日部）

農業技術研究センター所長

農業大学校長

県土整備事務所長（さいたま、川越、秩

<p>父、熊谷、越谷) 総合技術センター所長</p>	
<p>本庁課(所)長 広報戦略幹 副報道長 統括参事(人事委員会が定めるものに限る。) 政策幹 北部拠点政策幹 デジタル政策幹 行政監察幹 技術評価幹 共生推進幹 スポーツ施設整備推進幹 危機対策幹 ねんりんピック推進幹 児童虐待対策幹 感染症対策幹 産業拠点整備推進幹 主席協同組合検査員 産業基盤対策幹 副参事 東京事務所副所長 地域振興センター副所長(南西部、東部、 県央、川越比企、西部、利根、北部、秩 父) 地域振興センター地域防災幹 川越比企地域振興センター東松山事務所長 北部地域振興センター本庄事務所長 県税事務所長 自動車税事務所長 自動車税事務所支所長(大宮) 県営競技事務所長</p>	<p>三種</p>

男女共同参画推進センター所長
男女共同参画推進センター支所長
パースポートセンター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター所長
農林振興センター副所長
農業技術研究センター副所長
病虫害防除所長
家畜保健衛生所長
秩父高原牧場長

<p>花と緑の振興センター所長 茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長</p>	
<p>本庁副課（所）長 知事室長付副室長 調整幹 企画幹 主席県民相談員 地域エネルギー企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹（人事委員会が定めるものに限る。） 地域振興センター副所長 地域振興センター地域調整幹（人事委員会 が定めるものに限る。） 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長 自動車税事務所支所長 県営競技事務所副所長 男女共同参画推進センター副所長</p>	<p>四種</p>

男女共同参画推進センター副支所長
パスポートセンター副所長
パスポートセンター支所長
消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医
療安全管理幹
精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長
児童相談所副所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所精度管理室長
衛生研究所感染症検査室長
衛生研究所食品微生物検査室長
衛生研究所化学検査室長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所副所長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長
農業技術研究センター室長
農業技術研究センター部長
病虫害防除所副所長

	<p>家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 茶業研究所副所長 水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕・公園事務所副所長</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>五種</p>
	<p>副教育長 本局部長 高校改革統括監 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 図書館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	<p>二種</p>
	<p>本局課長 副参事 学校管理幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長</p>	<p>三種</p>

<p>総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館長 図書館副館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長</p>	<p>本局副課長 報道幹 企画幹 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長</p>
<p>四種</p>	

	<p>警察本部</p>	
<p>伊奈学園総合高等学校事務局長</p>		
<p>大宮中央高等学校事務局長</p>	<p>五種</p>	
<p>県立学校事務部長</p>	<p>六種</p>	
<p>伊奈学園総合高等学校事務局長次長</p>		
<p>大宮中央高等学校事務局長次長</p>		
<p>県立学校事務室長</p>		
<p>県立学校事務長</p>	<p>七種</p>	
<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>一種</p>	
<p>財務局長</p>	<p>二種</p>	
<p>組織犯罪対策局長</p>		
<p>運転免許本部長</p>		
<p>方面本部長</p>		
<p>参事</p>		
<p>参事官</p>		
<p>理事官</p>		
<p>警察学校長</p>		
<p>警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>		
<p>警察本部の課（室・所・隊）長</p>	<p>三種</p>	
<p>監察官</p>		
<p>聴聞官</p>		
<p>管理官</p>		
<p>訟務官</p>		
<p>主席師範</p>		
<p>総括調査官</p>		
<p>市警察部副部長</p>		
<p>市警察部の課長</p>		
<p>方面本部副本部長</p>		
<p>警察学校副校長</p>		

<p>警察署長</p> <p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>主席指導官</p> <p>主席専門官</p> <p>公安委員会室長</p> <p>取調べ監督室長</p> <p>けいさつ総合相談センター所長</p> <p>音楽隊長</p> <p>情報セキュリティ対策室長</p> <p>照会センター所長</p> <p>留置センター所長</p> <p>監査室長</p> <p>装備技術センター所長</p> <p>採用センター所長</p> <p>犯罪被害者支援室長</p> <p>企画調整室長</p> <p>D X推進室長</p> <p>現任教養推進室長</p> <p>生活安全指導室長</p> <p>地域安全対策推進室長</p> <p>人身安全対策室長</p> <p>少年サポートセンター所長</p> <p>サイバー特別捜査隊長</p> <p>地域指導室長</p> <p>刑事指導室長</p> <p>捜査支援・通訳センター所長</p>
	<p>四種</p>

収用委員会事務局		
事務局長	副課長	課長
三種	四種	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八九

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第三保健師の項中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九〇

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

別表勤務箇所の欄中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九―

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

	組織	職務の級	職
	知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級 三級	専門員 協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
四級			困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員 困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員
五級			主任協同組合検査員 主任講師 科長 地域機関の部長（総合リハビリテーション）

	<p>センター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。）</p> <p>次長</p> <p>職業訓練主幹</p> <p>教務主幹</p> <p>教授</p> <p>施工監理主幹</p> <p>主任工事検査員</p> <p>出納審査幹</p> <p>主任監査員</p> <p>収用委員会事務局副事務局長</p>
<p>六級</p>	<p>本庁の副所長</p> <p>調整幹</p> <p>副室長</p> <p>企画幹</p> <p>主席県民相談員</p> <p>地域エネルギー企画幹</p> <p>家畜衛生幹</p> <p>地域調整幹</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長を除く。）</p> <p>副支所長</p> <p>副校（園）長</p> <p>主席講師</p> <p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長に限る。）</p> <p>副学院長</p>

<p>七級</p> <p>地域機関の総務部長 副 副主席工事検査員 副書記長 主席監査員 困難な業務を分掌する主任協同組合検査員 困難な業務を分掌する主任講師 困難な業務を分掌する科長 困難な業務を分掌する地域機関の部長（総 合リハビリテーションセンター、精神保健 福祉センター管理業務部及び精神保健福祉 部、農林振興センター並びに農業技術研究 センターの部長を除く。） 困難な業務を分掌する次長 困難な業務を分掌する職業訓練主幹 困難な業務を分掌する教務主幹 困難な業務を分掌する教授 困難な業務を分掌する施工監理主幹 困難な業務を分掌する主任工事検査員 困難な業務を分掌する出納審査幹 困難な業務を分掌する主任監査員 困難な業務を分掌する収用委員会事務局副 事務局長</p>	<p>本庁の所長 広報戦略幹 副報道長 統括参事 政策幹 北部拠点政策幹 デジタル政策幹 行政監察幹 技術評価幹 共生推進幹 スポーツ施設整備推進幹</p>

	<p>危機対策幹 ねんりんピック推進幹 児童虐待対策幹 産業拠点整備推進幹 主席協同組合検査員 産業基盤対策幹 副参事 地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長に限る。） 地域機関の事務局長 地域機関の室長 地域機関の局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議事事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長</p>
八級	<p>困難な業務を所掌する統括参事 政策・財務局長 地域経営局長 人財政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 契約局長</p>

	<p>十級</p>	<p>知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与</p>
	<p>九級</p>	<p>報道長 特に困難な業務を所掌する統括参事 行政・デジタル改革局長 環境未来局長 こども政策局長 食品衛生安全局長 特に重要な業務を所掌する参事 特に重要な業務を所掌する参与 東京事務所長 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p>
		<p>税務局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 地域包括ケア局長 医療政策局長 健康政策局長 産業政策局長 地域経済・観光局長 雇用労働局長 参事 参与 副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長</p>

教育委員会				
五級	四級	三級	二級	一級
主任管理主事	困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長	主任専門員 高度の知識又は経験を必要とする学芸員 高度の知識又は経験を必要とする司書 技師 高度の知識又は経験を必要とする学校保健 主事補 高度の知識又は経験を必要とする社会教育 事務長 県立学校の課長 所員 主任学芸員 主任司書 社会教育主事 指導主事 管理主事	専門員 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 学校保健技師 社会教育主事補	議会議務局長 司書 学芸員

<p>主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長</p>	<p>六級</p> <p>報道幹 企画幹 総務幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局長 困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長</p>	<p>七級</p> <p>学校管理幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長</p>

警察本部												
							十級	九級	八級			
						一級	二級	三級	四級	五級	六級	
						警察主事 警察技師	高度の知識又は経験が必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師	専門員 係長	相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長	課（室、隊、校）長補佐 補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長 警察署の課長代理	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長	
												企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。） 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

九級	八級	七級	
特に重要な業務を所掌する参事	理事官 参事 財務局長	附置機関の長 主席専門官 主席指導官 主席調査官 総括調査官 管理官	主席師範 特に困難な業務を分掌する専門員

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一婦人相談センターの項を次のように改める。

男女共同参画 推進センター 支所	保護した女性の支援に直接従事する職員	一
------------------------	--------------------	---

別表第一総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

総合リハビリ テーションセ ンター			
看護師長	一・五	二	二・五
	生活支援員、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士並びに外来業務及び医療相談業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師		
	一・五		
	一・五		

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九三

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター」に改め、同条第二項第六号中「婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）第二条第一項に規定する相談及び調査」を「女性相談支援センターに関する政令（令和五年政令第八十五号）第二条第一項に規定する相談」に改める。

第十三条第一項第二号中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十四条第三項第三号に規定する要保護女子の一時保護」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第三項第二号に規定する困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―一六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「県民共生局長」を「県民共生局長
こども政策局長」

「政策幹

に改め、「少子化対策局長」を削り、「政策幹」を 企画幹 に、「共生

北部拠点政策幹」

推進幹」を「共生推進幹

スポーツ施設整備推進幹」

に、「地域エネルギー企画幹」を「地域エ

ねんり

ネルギー企画幹 に改め、「医療政策幹」及び「ワクチン対策幹」を削り、同表知

んピック推進幹」

事及び会計管理者地域機関その他の地域機関の項職の欄中「副園長（労働関係に関

する事務を所掌するものに限る。）」を「副園長」に、「副校長（労働関係に関す

「副校長（労働関係に関する事務を所掌する

る事務を所掌するものに限る。）」を 副学院長

副支所長

ものに限る。）

「総 企」に改め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「総務幹」を

「管理主事 務幹 に、「管理主事」を

「管理主事 参事付の主査（秘書事務又は教育政策の企画に関する

画幹」

事務を所掌するものに限る。）に、「（労働関係に関する事務、秘書事務、法規

審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任」

を「主任」に改め、「教育政策課の主査」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四四

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「副参事」を 「副参事
番組室長」 に改め、「総務課の主幹（労働関係に関

する事務を所掌するものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一七一四〇

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「地方公共団体金融機構」を 「地方公共団体金融機構
地方税共同機構」 に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項中「、教育政策課」を削り、「福利課」の下に「、生涯学習推進課、文化財・博物館課」を加え、同表県立学校部の項中「ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課」に改め、同表市町村支援部の項中「生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課」を「生徒指導課」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 公印の管理に関すること。
- 三 埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推進に関すること。
- 四 教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。
- 五 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。
- 六 情報通信技術に係る事務の総合調整に関すること。
- 七 教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）（以下「教育局等」という。）の組織及び職員定数に関すること。
- 八 教育局等の職員の任免その他の人事に関すること。
- 九 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。
- 十 教育局等の職員の服務及び研修に関すること。
- 十一 栄典、褒賞及び表彰に関すること。
- 十二 法規の審査に関すること。
- 十三 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 十四 教育行政に係る事務改善の推進に関すること。
- 十五 教育に関する公益信託に関すること。
- 十六 教育委員会の所管する調査統計に関すること。

十七 教育局用自動車に関すること。
 十八 教育委員会に係る争訟に関すること。
 十九 本局の課に属さない職に係る庶務（他の課において所掌するものを除く。）に関すること。

二十 本局内の連絡調整に関すること。

二十一 参事等の職務及び本局の他の課の所掌に属さない事項に関すること。
 第四条の二を削る。

第二十五条を第二十九条とする。

第二十四条中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、本局の参事に、前二項の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条第四項中「第二十一条第二項」を「第二十五条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十一条第二項の表中

部		本局 及び 部
部付	副参事	参事
に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の仕事の整理を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の仕事の整理を監督し、事務を整理する。

を

部		
部付	副参事	参事
上司の命を受け、部の特定事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改め、同表高校教育指導課、

生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課の項組織の欄中「生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課」を「保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課」を「生涯学習推進課、文化財・博物館課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表生涯学習推進課及び文化資源課の項組織の欄及び生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「文化資源課」を「文化財・博物館課」に改め、同条第二項を同条第六項とし、同条に次の二項を加える。

7 本局の参事に、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
報道幹	上司の命を受け、報道機関との連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

8 第六項の規定にかかわらず、本局の参事に、必要に応じて、副参事、主幹又は主査の職を付け、その職務は、同項に定めるとおりとする。この場合において、同項中「部長」とあるのは、「参事」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項の表本局の項を削り、

総務課	
報道幹	総務幹
上司の命を受け、報その事務を処理する	上司の命を受け、秘に関する事務その他理するため、職員を担当する事務を監督

道機関との連絡調整に関する事務を掌理し、ため、職員を指揮監督する。

書に関する事務、危機管理に関する総合調整特に指定された事項を掌理し、その事務を処指揮監督するとともに、課長を助け、職員のを、課の事務を総括整理する。

総務課	
総務幹	総務幹
上司の命を受け、他特に指定された員を指揮監督するを監督し、課の事	

危機管理に関する総合調整に関する事務その事項を掌理し、その事務を処理するため、職とともに、課長を助け、職員の担任する事務を総括整理する。

に改め、同条第一項を同条第五項と

し、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

本局に、副教育長を置く。

2 副教育長は、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。ただし、本局の参事が置かれている場合の職務は、本局の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとする。

3 第一項に定めるもののほか、必要に応じて、本局に、参事を置く。

4 本局の参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第二十一条を第二十五条とし、第十七条から第二十条までを四条ずつ繰り下げる。第十四条及び第十五条を削る。

第九条の四第五号を削り、同条を第二十条とする。

第十三条の二を第十九条とする。

第十三条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条第十三号中「(小中学校人事課、義務教育指導課及び教職員採用課を所管する副部長に限る。)」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(市町村支援部各課の所掌事務)」を付す。

第九条の三に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、学校における情報通信技術を活用した教育に関すること。

第九条の三を第十五条とする。

第十条を第十四条とする。

第十一条に次の一号を加える。

十二 県立学校部副部長(特別支援教育課、保健体育課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。)の庶務に関すること。

第十一条を第十三条とする。

第九条の二を第十二条とする。

第九条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条第十三号を削り、同条第十二号中「ICT教育推進課」を「人権教育課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、県立学校の管理並びに市町村立特別支援学校
の管理に係る指導及び助言に関すること。

第八条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(県立学校部各課の所掌事務)」

を付し、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 生涯学習推進課においては、次の事務（文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。

六 社会教育のための学級、講座等に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。

九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。

十 社会教育主事の資格認定に関すること。

十一 文化活動に関すること。

十二 埼玉県芸術文化祭に関すること。

十三 レクリエーションの普及奨励に関すること。

十四 ユネスコ活動に関すること。

十五 社会教育団体及び文化団体に関すること。

十六 埼玉県生涯学習審議会に関すること。

十七 埼玉県社会教育委員に関すること。

十八 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。

十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。

第九条 文化財・博物館課においては、次の事務を所掌する。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。

二 文化財の指定及び解除に関すること。

- 三 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
- 四 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
- 五 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
- 六 文化財保護関係団体に関すること。
- 七 博物館に関すること。
- 八 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。
- 九 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
- 十 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関することを除く。）。
- 十一 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。
- 十二 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。
- 十三 教育総務部部付の庶務に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県社会教育委員に関する規則の一部改正（埼玉県社会教育委員に関する規則（昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県文化財保護審議会規則の一部改正）
- 3 埼玉県文化財保護審議会規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第六条中「埼玉県教育局市町村支援部文化資源課」を「埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課」に改める。
（埼玉県生涯学習審議会規則の一部改正）
- 4 埼玉県生涯学習審議会規則（平成四年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部改正）
- 5 埼玉県いじめ問題調査審議会規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「埼玉県教育局県立学校部生徒指導課」を「埼玉県教育局市町村支援
部生徒指導課」に改める。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあつては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話を行う必要がある場合

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第一号

訓令

本庁
地域機関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 堀光敦史

企画財政部（交通政策課を除く。）、県民生活部、産業労働部及び会計管理者の所掌事務に関すること並びに教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び労働委員会との連絡調整に関すること。

副知事 山本悟司

企画財政部（交通政策課に限る。）、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に関すること並びに企業局及び収用委員会との連絡調整に関すること。

副知事 山崎達也

総務部、福祉部、保健医療部及び農林部の所掌事務に関すること並びに下水道局、公安委員会及び人事委員会との連絡調整に関すること。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附則

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（令和五年埼玉県訓令第二号）は、廃止する。

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表婦人相談センターの項を削り、同表男女共同参画推進センターの項週休日の欄中「上に同じ。」を「4週間について8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」に改め、同表総合リハビリテーションセンターの項週休日の欄中「4週間について7日又は8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」を「上に同じ。」に、「4週間について8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」を「上に同じ。」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を
次のように改正する。

別表大宮公園事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第四号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「少子化対策局長」を削り、「部の政策幹」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「医療政策幹、ワクチン対策幹」を削り、同項第六号中「部の政策幹」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中

「	少子政策課	」
こども安全課	こども	
	を	

こども政策課	こ政策
こども支援課	こ支援
こども安全課	こ安全

に改める。

別表所の文書記号の表埼玉県婦人相談センターの項を削る。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「副参事」の下に「及び報道幹」を加え、「以下第八条」を「第八条」に改める。

第八条第一項中「報道幹、」を削り、「教育指導幹」の下に「、企画幹」を加える。

第十二条第一項第二号中「主務部長」の下に「（本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事）」を加え、同項第三号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改め、同条第二項第一号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改める。

別表第一第一号教育委員会決裁事項の欄中2を削り、3を2とする。

別表第一中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

<p>十一 教育委員会 の本局の職員の 任免その他の人 事を行うこと。</p>		<p>地方公務員の育 児休業等に関する 法律（平成三年法 律第百十号。以下 「育児休業法」と いう。）第十九条の 規定に基づき、副 教育長、本局の参 事、部長、参事付 の副参事及び報道 幹の部分休業を承 認し、又はその承 認を取り消すこ と。</p>	<p>育児休業法第十 九条の規定に基づ き、高校改革統括 監、副部长、部の 参事、部付、課長、 副参事（参事付の 副参事を除く。）、 教育事務所長及び 県立教育機関の長 の部分休業を承認 し、又はその承認 を取り消すこと。</p>
---	--	---	---

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部付」の下に「（職務の級が行政職給料表の八級以上の職員に限る。）」を加え、同号教育長専決事項の欄12中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同欄14中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同号部長専決事項の欄8中「副参事」の下に「、報道幹」を加え、「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同表に次の二項を加える。

<p>生涯学習 推進課</p>	<p>社会教育主 事の資格認定 を行うこと。</p>	<p>文化財保護 法（昭和二十五 年法律第二百 十四号）第百十 条第一項の規</p>	<p>手続法第五 条第一項の規 定に基づき、審 査基準を定め ること。</p>	<p>文化財・ 博物館課</p> <p>一 国の史跡 名勝天然記 念物に係る 仮指定、仮指 定の解除等</p> <p>文化財保 護法第百十 条第一項の規 定に基づき、教 育委員会が行</p>
---------------------	------------------------------------	--	---	---

<p>を行うこと。</p>	<p>定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。</p>	<p>勝天然記念物の仮指定を解除すること。</p> <p>2 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>3 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>うこととされた事務を処理すること。</p>
<p>二 県の文化財に係る指定、指定の解除等を行うこと。</p>	<p>1 埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三十六条の二第一項及び第三</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 条例第十四条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、現状変更等を許可すること。</p> <p>2 条例第十四条第三項及び第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許</p>

<p>三 博物館の登録等を行うこと。</p>	<p>十七條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は選定を行うこと。</p> <p>2 條例第六條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項、第三十二條第一項、第三十六條の三第一項及び第三十八條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は認定の解除を行うこと。</p>	<p>1 手続法第五條第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続法第十二條第一項の規定に基づき、処分基準を定め</p>	<p>1 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。）第十三條第一項の規定に基づき、博物館の</p> <p>可に係る現狀変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p>
------------------------	--	--	--

<p>四 銃砲刀剣類の登録等を行うこと。</p>	
<p>1 手続法第五条第一項の規定に基</p>	<p>ること。</p>
	<p>登録を決定し、法第十四条第二項の規定に基づき、申請者に通知すること。</p> <p>2 法第十九条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</p> <p>3 法第三十条第一項の規定に基づき、博物館に相当する施設を指定すること。</p> <p>4 法第三十条第二項の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。</p>

			2 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。	づき、審査基準を定めること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄10中「校長」の下に「負担法第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び」を加え、「者」を「職員」に改める。

別表第二市町村支援部の表生涯学習推進課の項及び文化資源課の項を削る。

別表第三第二号事務の種類の中「教育事務所等」を「教育事務所又は教育機関」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号事務の種類の中「(次項において「教育事務所等」という。)」を削り、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 教育事務所及び教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。	育児休業法第十九条の規定に基づき、職員（教育事務所長及び教育機関の長を除く。）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。
---------------------------------	---

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第十八号中「文化資源課」を「文化財・博物館課」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「副参事」の下に「及び報道幹」を加え、「以下」を「第九条及び第十三条において」に改める。

第九条第一項中「報道幹、」を削り、「教育指導幹」の下に「企画幹」を加え、同条第二項第一号中「課及び教育事務所等の」を削る。

第十条中「第九条」を「前条」に改める。

第十三条第一項第二号中「主務部長」の下に「（本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事）」を加え、同項第三号及び同条第二項第一号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改める。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄1及び2中「及び部の参事」を「部の参事、参事付の副参事及び報道幹」に改め、同欄4中「及び副部长」を「副部長、参事付の副参事及び報道幹」に、「及び部の参事」を「部の参事、参事付の副参事及び報道幹」に改め、同号部長専決事項の欄1中「課長」の下に「（部の副参事を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第四教育総務部の表総務課の項第二号事務の種類欄中「除く。」の下に「（「」を加え、同項第四号教育長決裁事項の欄1中「課長」の下に「（副参事及び報道幹を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第七号を次のように改める。

<p>七 埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）の施行に関する事務</p>	<p>埼玉県統計調査条例第二条第二項の規定に基づき、県指定統計調査の指定を行うこと。</p>	
---	--	--

別表第四教育総務部の表教育政策課の項を削り、同表に次のように加える。

<p>生涯学習推進課</p>	<p>一 埼玉県生涯学習審議会条例（平成四年埼玉県条例第四十七号）の施行に関する事務</p> <p>二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の施行に関する事務</p> <p>三 県立図書館及び県立げんきプラザに関する事務</p>	<p>埼玉県生涯学習審議会条例第三条第二項の規定に基づき、生涯学習審議会委員の任命に当たり、知事の意見を聴くこと。</p> <p>社会教育法第四十条第一項の規定に基づき、法人の設置する公民館に対し、その事業又は行為の停止を命ずること。</p> <p>埼玉県生涯学習審議会条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 社会教育法第十三条の規定に基づき、社会教育団体への補助金の交付について、社会教育委員の会議の意見を求めること。</p> <p>2 社会教育法第四十八条第一項の規定に基づき、管理に属する学校に対し、社会教育のための講座の実施を求めること。</p> <p>1 埼玉県立図書館管理規則（以下この項において「図書館規則」という。）第二条第二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>
----------------	--	--	--

	文化財・博物館課	
<p>二 埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉</p>	<p>一 文化財保護法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>四 大学、県立学校等開放事業に関する事務</p>
<p>条例第五条第二項（第二十六条第二項、第三十一条第二項、第三十七条第二項において準</p>	<p>1 法第百五条第三項の規定に基づき、県に帰属した所有者の判明しない埋蔵文化財の発見者及びその発見された土地所有者に支給する報償金の額を決定すること。</p> <p>2 法第百四十三条第三項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての知事からの意見聴取に対し、意見の申出をすること。</p> <p>3 法第百八十四条第五項の規定に基づき、法第百八十四条第一項の規定により教育委員会が行うこととされた事務により損失を受けた者に対する損失の補償の額を決定すること。</p>	<p>2 げんきプラザ規則第十一条第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。</p> <p>3 図書館規則第二十一条及びげんきプラザ規則第十八条の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。</p> <p>開放事業を行う大学、県立学校等を決定すること。</p>

<p>県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館及び県立文書館に関する事務</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館管理規則（以下この項において「史跡の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則（以下この項において「近代美術館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則（以下この項において「自然と川の博物館規則」という。）第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則（以下この項において「文書館規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>
<p>2 歴史と民俗の博物館規則（第二十二条第一項、史跡の博物館規則第十七条第一項、近代美術館規則第二十四条第一項、自然と川の博物館規則第十七条第一項及び文書館</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館管理規則（以下この項において「史跡の博物館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則（以下この項において「近代美術館規則」という。）第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則（以下この項において「自然と川の博物館規則」という。）第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則（以下この項において「文書館規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>	<p>用する場合を含む。）の規定に基づき、指定に当たり所有者等の同意を得ること。</p>	<p>用する場合を含む。）の規定に基づき、指定に当たり所有者等の同意を得ること。</p>

	<p>規則第十六条第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。</p> <p>3 歴史と民俗の博物館規則第二十三条、史跡の博物館規則第十八条、近代美術館規則第二十五条、自然と川の博物館規則第二十三条及び文書館規則第十七条の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。</p> <p>4 文書館規則第六条の規定に基づき、文書を指定すること。</p> <p>5 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百一十一号）第二条第二項、埼玉県立史跡の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十二号）第三条第二項、埼玉県立近代美術館条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十五号）第二条第二項及び埼玉県立自然と川の博物館条例第十四条第二項の規定に基づき、特別の資料を展示した場合の観覧料の額を定めること。</p>

別表第四県立学校部の表特別支援教育課の項を削り、同表高校教育指導課の項の次に次のように加える。

特別 支援 教育 課		一 県立特別支 援学校の通学 区域に関する 事務	二 県立特別支 援学校の教育 課程に関する 事務			埼玉県立特別支援学校管理 規則第三条第二項の規定に基 づき、県立特別支援学校の通学 区域を定めること。	埼玉県立特別支援学校管理 規則第四条第二項の規定に基 づき、県立特別支援学校の教育 課程の編成の報告を受理する こと。
---------------------	--	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	--	---

別表第四市町村支援部の表生涯学習推進課の項及び文化資源課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十七条関係）

課の文書記号

市町村支援部			県立学校部								教育総務部						課名	文書記号															
生徒指導課	教職員採用課	義務教育指導課	小中学校人事課	人権教育課	ICT教育推進課	保健体育課	特別支援教育課	魅力ある高校づくり課	高校教育指導課	県立学校人事課	文化財・博物館課	生涯学習推進課	福利課	教職員課	財務課	総務課	教生指	教採	教義指	教小	教人	教I推	教保体	教特	教魅	教高指	教県	教文博	教生推	教福	教職	教財	教総

所の文書記号

教育機関										教育事務所				所名	文書記号
県立大滝げんきプラザ	県立加須げんきプラザ	県立文書館	県立自然の博物館	県立近代美術館	県立嵐山史跡の博物館	県立さきたま史跡の博物館	県立歴史と民俗の博物館	県立久喜図書館	県立熊谷図書館	県立総合教育センター	東部教育事務所	北部教育事務所	西部教育事務所		
大プ	加プ	文書	自博	近美	嵐博	埼博	歴民博	久図	熊図	総セ	東教	北教	西教	南教	

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「規定に基づき」を「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定により」に改める。

第三十条第三号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

第九十六条の四第二項を次のように改める。

2 固定資産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第四号の場合において、管理者が特に必要と認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上五十年未満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上三十年未満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第一百十条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第一百九条の四第五号中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

第二百二十三条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第二百三十四条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第二百三十七条の二中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

第二百三十七条の三中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

める。

第三百三十七条の三第四項中「発注を行う本庁若しくは地域機関において、又は」を削る。

第四百十条の二及び第四百十条の三第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

様式第三十七号（一）及び様式第三十七号（二）中「の費対に基づき」を「において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三職員の服務に関する事務の項局長及び参事の専決事項の欄1中「並びに副参事」を削り、「地域整備事務所長」を「及び地域整備事務所長の引き続き三日以上の県外旅行並びに副参事」に改める。

別表第四財務課の項一号管理者決裁事項の欄8中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同欄9中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「法第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二第二項」を加える。

第三十六条第三号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

第三百三十一条第二項を次のように改める。

2 固定資産の貸付けの期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上
五十年未満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上 三
十年未満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付
け 十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第八十四条第四項中「発注を行う本庁若しくは地域機関において、又は」
を削る。

第九十二条「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に
改める。

第九十三条第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二
の八」に改める。

様式第二十六号（一）及び様式第二十六号（二）を次のように改める。

様式第26条(1)

徴収事務受託者証票

第 号

住 所
氏 名

上記の者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうちの徴収の事務を委託された者であることを証する。

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

印

(日本産業規格A列4)

様式第26条(2)

収納事務受託者証票

第 号

住 所
氏 名

上記の者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうちの収納の事務を委託された者であることを証する。

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

印

(日本産業規格A列4)

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規程は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号管理者決裁事項の欄8中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同欄9中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百九十号

埼玉県議会令和六年二月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）、令和五年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和五年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、令和五年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び令和五年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,208,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,228,144,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		814,800,000	17,000,000	831,800,000
	1 県 民 税	322,434,000	8,223,000	330,657,000
	2 事 業 税	174,265,000	8,388,000	182,653,000
	3 地 方 消 費 税	147,202,000	△3,303,000	143,899,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,299,000	2,192,000	21,491,000
	5 県 た ば こ 税	7,925,000	326,000	8,251,000
	8 自 動 車 税	89,920,000	907,000	90,827,000
	11 旧 法 に よ る 税	1,000	267,000	268,000
2 地方消費税清算金		333,265,000	△3,181,000	330,084,000
	1 地方消費税清算金	333,265,000	△3,181,000	330,084,000
3 地方譲与税		132,678,860	10,202,000	142,880,860
	1 特別法人事業譲与税	128,259,000	10,202,000	138,461,000
4 地方特例交付金		5,214,000	△69,937	5,144,063
	1 地方特例交付金	5,214,000	△69,937	5,144,063
5 地方交付税		243,714,000	25,612,519	269,326,519

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	243,714,000	25,612,519	269,326,519
7 分担金及び負担金		2,991,219	△174,728	2,816,491
	1 分担金	189,571	△6,885	182,686
	2 負担金	2,801,648	△167,843	2,633,805
8 使用料及び手数料		26,129,701	238,335	26,368,036
	1 使用料	15,254,268	219,588	15,473,856
	2 手数料	10,875,433	18,747	10,894,180
9 国庫支出金		347,498,353	△82,515,756	264,982,597
	1 国庫負担金	125,263,564	△7,845,069	117,418,495
	2 国庫補助金	218,992,418	△74,304,274	144,688,144
	3 委託金	3,242,371	△366,413	2,875,958
10 財産収入		7,840,190	△57,607	7,782,583
	1 財産運用収入	6,027,209	48,995	6,076,204
	2 財産売却収入	1,812,981	△106,602	1,706,379
11 寄附金		169,565	49,247	218,812
	1 寄附金	169,565	49,247	218,812

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		115,685,959	△57,812,238	57,873,721
	1 特別会計繰入金	807,312	36,279	843,591
	2 基金繰入金	114,878,647	△57,848,517	57,030,130
13 繰越金		2,576,514	38,266,075	40,842,589
	1 繰越金	2,576,514	38,266,075	40,842,589
14 諸収入		38,606,754	6,089,333	44,696,087
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,920,280	△6,484	1,913,796
	3 貸付金元利収入	1,795,629	11,398	1,807,027
	4 受託事業収入	3,279,847	△643,852	2,635,995
	5 収益事業収入	15,057,111	5,044,763	20,101,874
	7 雑入	16,548,387	1,683,508	18,231,895
15 県債		218,739,000	△16,854,867	201,884,133
	1 県債	218,739,000	△16,854,867	201,884,133
歳入合計		2,291,353,115	△63,208,624	2,228,144,491

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,226,549	△77,198	3,149,351
	1 議会費	3,226,549	△77,198	3,149,351
2 総務費		104,162,044	62,074,076	166,236,120
	1 総務管理費	26,045,594	66,448,188	92,493,782
	2 企画費	9,109,758	△1,315,942	7,793,816
	3 県民費	12,970,933	△1,064,116	11,906,817
	4 環境費	13,238,004	△787,808	12,450,196
	5 徴税費	28,181,364	△50,466	28,130,898
	6 市町村振興費	4,863,398	△309,071	4,554,327
	7 選挙費	4,770,878	△801,783	3,969,095
	8 防災費	3,471,820	△11,083	3,460,737
	9 統計調査費	929,498	△24,742	904,756
	10 人事委員会費	290,508	△6,299	284,209
	11 監査委員費	290,289	△2,802	287,487
3 民生費		445,783,491	△19,005,250	426,778,241
	1 社会福祉費	325,915,502	△17,259,617	308,655,885

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	108,326,306	△2,564,980	105,761,326
	3 生活保護費	11,499,910	821,920	12,321,830
	4 災害救助費	41,773	△2,573	39,200
4 衛生費		213,466,175	△94,357,636	119,108,539
	1 公衆衛生費	168,880,060	△92,403,274	76,476,786
	2 環境衛生費	5,616,392	△121,742	5,494,650
	3 保健所費	4,141,892	△3,699	4,138,193
	4 医薬費	17,262,008	△1,828,921	15,433,087
5 労働費		5,494,820	△529,652	4,965,168
	1 労政費	1,866,594	△26,147	1,840,447
	2 職業訓練費	3,469,991	△501,776	2,968,215
	3 労働委員会費	158,235	△1,729	156,506
6 農林水産業費		28,277,036	△2,867,737	25,409,299
	1 農業費	9,496,944	△736,192	8,760,752
	2 蚕糸特産及び水産業費	477,300	△64,065	413,235
	3 畜産業費	2,703,828	△75,740	2,628,088

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 林業費	5,130,634	△788,834	4,341,800
	5 農地費	10,468,330	△1,202,906	9,265,424
7 商工費		40,131,071	1,516,820	41,647,891
	1 商工業費	39,686,486	1,526,457	41,212,943
	2 観光費	444,585	△9,637	434,948
8 土木費		156,380,235	△4,245,028	152,135,207
	1 土木管理費	10,989,321	△179,981	10,809,340
	2 道路橋りょう費	66,710,049	△1,889,136	64,820,913
	3 河川費	51,461,734	△889,271	50,572,463
	4 都市計画費	26,856,908	△1,268,369	25,588,539
	5 住宅費	362,223	△18,271	343,952
9 警察費		159,660,690	△1,255,664	158,405,026
	1 警察管理費	147,076,510	△1,153,894	145,922,616
	2 警察活動費	12,584,180	△101,770	12,482,410
10 教育費		478,373,538	△5,011,866	473,361,672
	1 教育総務費	36,982,884	1,284,420	38,267,304

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	143,999,039	△2,603,179	141,395,860
	3 中学校費	83,114,865	△1,413,519	81,701,346
	4 高等学校費	97,824,400	△912,713	96,911,687
	5 特別支援学校費	47,717,265	△847,786	46,869,479
	6 大学費	2,422,097	△24,758	2,397,339
	8 社会教育費	4,392,976	△327,258	4,065,718
	9 保健体育費	1,336,954	△167,073	1,169,881
11 災害復旧費		2,893,089	△21,339	2,871,750
	1 農林水産施設災害復旧費	73,039	△21,339	51,700
12 公債費		285,025,202	4,797,474	289,822,676
	1 公債費	285,025,202	4,797,474	289,822,676
13 諸支出金		366,479,175	△4,225,624	362,253,551
	1 公営企業支出金	17,464,175	△2,141,624	15,322,551
	2 地方消費税清算金	138,571,000	△3,063,000	135,508,000
	5 配当割交付金	8,847,000	△1,347,000	7,500,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,622,000	3,078,000	8,700,000

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 法人事業税交付金	12,859,000	208,000	13,067,000
	8 地方消費税交付金	170,578,000	△1,676,000	168,902,000
	10 自動車取得税交付金	1,000	196,000	197,000
	12 環境性能割交付金	3,234,000	520,000	3,754,000
歳出	合計	2,291,353,115	△63,208,624	2,228,144,491

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化会館 施設整備事業費	8,443,316	令和3年度 令和4年度 令和5年度	844,816 2,533,067 5,065,433	7,915,700	令和3年度 令和4年度 令和5年度	844,816 2,533,067 4,537,817
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム20 02公園大型映像装 置改修事業費	1,650,000	令和4年度 令和5年度 令和6年度	429,000 660,000 561,000	2,310,000	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	429,000 660,000 860,500 360,500
9 警察費	1 警察管理費	越谷警察署 庁舎建設費	6,271,690	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,617 828,737 1,856,527 3,566,809	7,089,153	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,617 828,737 1,856,527 4,384,272
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（令和4年度 着工分）	749,392	令和4年度 令和5年度	302,220 447,172	693,254	令和4年度 令和5年度	302,220 391,034

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		教育関係庁舎 大規模改修費 (令和4年度 着工分)	1,380,287	令和4年度 令和5年度	811,924 568,363	1,246,490	令和4年度 令和5年度	811,924 434,566

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	1,148,716
	2 企画費	地域公共交通活性化事業費	24,600
		国土調査費	49,407
	4 環境費	次世代自動車普及促進事業費 自然公園等施設整備費	307,332 24,306
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	109,195
		障害者支援費	760,716
		工賃向上支援事業費	48,500
		子供の安心・安全対策事業費	39,600
		介護保険制度推進事業費	2,506,489

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		介護職員処遇改善特別対策事業費	593,612
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	562,064
		老人福祉施設整備助成費	1,468,950
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	668,973
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備助成費	41,056
4 衛生費	1 公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	12,140,611
	2 環境衛生費	生活基盤施設耐震化等補助	13,818
	1 農業費	農林振興センター運営費	24,494
		県産農産物販売促進特別対策事業費	281,776
		米麦産地育成対策費	2,310
		種苗センター費	8,668

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 畜産業費	秩父高原牧場費	130,698
		家畜保健衛生所機能強化事業費	239,516
	4 林業費	水源地域の森づくり事業費	128,388
		木材利用拡大対策事業費	19,525
		森林計画推進事業費	79,385
		林業・木材産業構造改革事業費	330,345
		林業事務所運営費	5,785
	都市と山村交流の森管理事業費	2,400	
	5 農地費	土地改良事業計画等調査費	3,307
		団体営土地改良事業費	74,325
		水辺周辺活用事業費	69,930

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	70,100
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木技術管理費	104,711
		道路網構想推進費	14,500
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路台帳整備費	59,513
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	144,000
	3 河 川 費	河川管理費	11,800
		河川維持修繕費	290,000
		急傾斜地崩壊対策費	95,000
水防情報システム整備費		191,000	
		さいたま新都心管理事業費	409,200
		都市計画法施行費	42,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	都市計画調査費	84,660
		市街地再開発促進費補助	39,180
		連続立体交差費	139,000
		公園等施設管理費	129,073
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	68,532
9 警察費	1 警察管理費	警察施設整備費	76,138
10 教育費	1 教育総務費	教職員人事事務費	2,730
		教職員住宅等管理費	104,077
		いじめ・不登校総合対策費	44,106
		県立学校建物等維持管理費	78,094
		快適ハイスクール施設整備費	8,800

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		県立学校体育館整備費	114,524
	4 高等学校費	県立高等学校エレベーター等設置費	81,260
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	森林管理道災害復旧対応事業費（過年度分）	13,570
	2 土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧対応事業費（過年度分）	57,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	埼玉園芸生産力強化支援費	246,750	埼玉園芸生産力強化支援費	368,250
		園芸振興対策費	210,000	園芸振興対策費	919,090
	4 林業費	森林整備推進事業費	33,856	森林整備推進事業費	90,349
		森林管理道整備事業費	73,647	森林管理道整備事業費	454,309
		治山事業費	96,000	治山事業費	427,685
	5 農地費	かんがい排水事業費	88,660	かんがい排水事業費	441,830
		ほ場整備事業費	928,830	ほ場整備事業費	1,228,257
		農地防災事業費	720,300	農地防災事業費	1,449,499

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		自転車歩行者道整備費	122,000	自転車歩行者道整備費	646,014
		交差点整備費	25,000	交差点整備費	207,975
		交通安全施設整備事業費	854,000	交通安全施設整備事業費	1,496,637
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	866,580	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	1,168,804
		舗装道整備費	143,000	舗装道整備費	1,050,000
		道路環境整備費	105,000	道路環境整備費	400,000
		災害防除費	90,000	災害防除費	657,000
		電線地中化 (道路)整備費	248,000	電線地中化 (道路)整備費	420,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 道路橋りょう費	バリアフリー安全対策費	209,000	バリアフリー安全対策費	240,000
		道路安全施設費	1,019,777	道路安全施設費	1,150,000
		自転車通行環境整備費	10,000	自転車通行環境整備費	30,000
		社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	496,438	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	630,818
		道路構造物維持事業費	374,000	道路構造物維持事業費	759,000
		道路改築費	211,500	道路改築費	1,025,000
		道路改築事業費	1,155,000	道路改築事業費	2,393,000
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	3,640,604	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	4,485,604

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費		橋 り よ う 修 繕 費	2,447,000	橋 り よ う 修 繕 費	3,634,000
		橋 り よ う 補 修 事 業 費	1,429,000	橋 り よ う 補 修 事 業 費	1,520,000
	3 河 川 費	緊 急 浚 渫 推 進 費	2,209,000	緊 急 浚 渫 推 進 費	2,324,000
		排 水 機 場 等 維 持 修 繕 費	954,770	排 水 機 場 等 維 持 修 繕 費	1,342,070
		河 川 改 修 費	7,490,700	河 川 改 修 費	8,040,700
		社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (河 川) 事 業 費	12,218,584	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (河 川) 事 業 費	12,739,584
		河 川 改 修 事 業 費	5,700,400	河 川 改 修 事 業 費	6,030,894
		砂 防 維 持 修 繕 費	322,000	砂 防 維 持 修 繕 費	629,250

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		砂 防 施 設 費	165,000	砂 防 施 設 費	235,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	376,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	542,500
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	202,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	272,000
		砂防施設事業費	635,000	砂防施設事業費	810,000
		公共団体区画整理事業 県道整備費	21,390	公共団体区画整理事業 県道整備費	78,209
		つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	165,546	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	383,846
		街路整備費	212,000	街路整備費	1,163,000
		街路改良事業費	1,724,000	街路改良事業費	2,603,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	181,000	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	240,000
		連続立体交差事業費	35,300	連続立体交差事業費	366,000
		公園等施設整備費	262,500	公園等施設整備費	1,297,938
		埼玉スタジアム2002 公園管理運営費	220,000	埼玉スタジアム2002 公園管理運営費	508,247
		社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	294,000	社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	1,746,728
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	情報教育推進費	32,623	情報教育推進費	2,294,753
		県立学校大規模改修費	986,462	県立学校大規模改修費	1,310,612

第4表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利 子補助（令和5年度融資分）	令和6年度から 令和20年度まで	7,321,500	令和6年度から 令和20年度まで	5,803,646

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	1,133	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。	無利子	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県有施設整備事業	15,346,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	13,853,000			(補正前に同じ。)
試験研究機関等設備整備事業	83,000	同	上	同	上	73,000		(同 上)
緑の森博物館用地購入事業	45,000	同	上	同	上	31,000		(同 上)
身近な緑公有地化事業	130,000	同	上	同	上	72,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	39,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	38,000		(補正前に同じ。)	
心身障害児（者）援護施設等整備事業	699,000	同	上	同	上	331,000	(同)	上)
老人福祉施設整備事業	3,995,000	同	上	同	上	3,473,000	(同)	上)
児童福祉施設整備事業	446,000	同	上	同	上	265,000	(同)	上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	97,000		(補正前に同じ。)	
衛生研究所施設整備事業	33,000	同上	同上	同上	30,000		(同上)	
高等技術専門校施設整備事業	10,000	同上	同上	同上	0			
種苗センター施設整備事業	27,000	同上	同上	同上	19,000		(補正前に同じ)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業大学校 施設整備事業	38,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	22,000		(補正前に同じ。)	
農業技術研究センター 施設整備事業	51,000	同	上	同	上	48,000	(同)	上)
水産研究所 施設整備事業	93,000	同	上	同	上	43,000	(同)	上)
茶業研究所 施設整備事業	13,000	同	上	同	上	10,000	(同)	上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	77,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	69,000		(補正前に同じ。)	
林道事業	297,000	同上	同上	同上	217,000		(同上)	
県単独治山事業	376,000	同上	同上	同上	375,000		(同上)	
治山事業	164,000	同上	同上	同上	154,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,741,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,552,000			(補正前に同じ。)
県単独農業基盤整備事業	609,000	同	上	同	上	607,000		(同 上)
直轄事業（土地改良） 負担金	464,000	同	上	同	上	366,000		(同 上)
彩の国ビジュアルプラザ 設備整備事業	89,000	同	上	同	上	84,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
S A I T A M A ロボ ティクスセンター (仮称) 整備事業	1,443,000	普通貸借又は証券 発行(他の地方公 共団体との共同発 行を含む。)。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	922,000				(補正前に同じ。)
産業技術総合センター 施設整備事業	641,000	同	上	同	上	同	上	532,000	(同 上)
県単独道路建設事業	29,397,000	同	上	同	上	同	上	29,376,000	(同 上)
道路事業	9,405,000	同	上	同	上	同	上	8,861,000	(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	14,324,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	12,973,000			(補正前に同じ。)
河川事業	9,622,000	同上	同上	同上	9,596,000			(同上)
県単独河川改修事業	16,668,000	同上	同上	同上	16,662,000			(同上)
県単独砂防事業	1,706,000	同上	同上	同上	1,703,000			(同上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	877,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	866,000		(補正前に同じ。)	
都市環境整備事業	1,247,000	同上	同上	同上	1,050,000		(同上)	
街路事業	2,848,000	同上	同上	同上	2,679,000		(同上)	
県単独街路事業	2,182,000	同上	同上	同上	2,012,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	3,952,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,951,000			(補正前に同じ。)
公園事業	1,282,000	同上	同上	同上	1,280,000			(同上)
警察署庁舎建設事業	10,123,000	同上	同上	同上	9,134,000			(同上)
県立高等学校建設事業	10,389,000	同上	同上	同上	8,011,000			(同上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校 建設事業	2,869,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,390,000			(補正前に同じ。)
社会教育施設等整備事業	1,205,000	同	上	同	上	1,071,000		(同 上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	328,000	同	上	同	上	319,000		(同 上)
史跡整備事業	3,000	同	上	同	上	2,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
水道用水供給事業 出資金	8,179,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,202,000				(補正前に同じ。)
臨時財政対策債	58,000,000	同	上	同	上	53,378,000			(同 上)

令和5年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,526,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,619,826千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		337,669,221	8,526,605	346,195,826
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,381,933	8,555,591	202,937,524
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,618,288	△28,986	1,589,302
歳 入 合 計		527,093,221	8,526,605	535,619,826

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		527,093,221	8,526,605	535,619,826
	1 公債費	527,093,221	8,526,605	535,619,826
歳出	合計	527,093,221	8,526,605	535,619,826

令和5年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,601,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,104,350千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		12,145,502	△1,045,280	11,100,222
	1 証紙収入	12,145,502	△1,045,280	11,100,222
2 繰越金		1,560,000	△555,872	1,004,128
	1 繰越金	1,560,000	△555,872	1,004,128
歳入合計		13,705,502	△1,601,152	12,104,350

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		12,145,502	△1,045,280	11,100,222
	1 一般会計繰出金	12,145,502	△1,045,280	11,100,222
2 返 還 金		1,560,000	△555,872	1,004,128
	1 返 還 金	1,560,000	△555,872	1,004,128
歳 出 合 計		13,705,502	△1,601,152	12,104,350

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,653,334千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		13,389	489	13,878
	1 財産運用収入	13,389	489	13,878
2 繰入金		7,500,000	△946,751	6,553,249
	1 基金繰入金	7,500,000	△946,751	6,553,249
4 諸収入		6,023,296	62,910	6,086,206
	1 貸付金元利収入	6,023,296	62,910	6,086,206
歳入	合計	13,536,686	△883,352	12,653,334

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,536,686	△883,352	12,653,334
	1 市町村振興事業費	13,536,686	△883,352	12,653,334
歳 出 合 計		13,536,686	△883,352	12,653,334

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,904千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		8,467	87	8,554
	1 財産運用収入	8,467	87	8,554
歳入合計		696,817	87	696,904

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		696,817	87	696,904
	2 基金積立金	8,469	87	8,556
歳 出	合 計	696,817	87	696,904

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90,582千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,078,376千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,479,302	△3,120	6,476,182
	1 負担金	6,479,302	△3,120	6,476,182
2 諸収入		1,414,656	△87,462	1,327,194
	1 貸付金元利収入	1,414,656	△87,462	1,327,194
歳入合計		12,168,958	△90,582	12,078,376

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 公 債 費		7,893,958	△90,582	7,803,376
	1 公 債 費	7,893,958	△90,582	7,803,376
歳 出	合 計	12,168,958	△90,582	12,078,376

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,780,905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,165,482千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		175,017,754	△5,047,382	169,970,372
	1 国庫負担金	133,122,675	△5,433,728	127,688,947
	2 国庫補助金	41,895,079	386,346	42,281,425
4 前期高齢者交付金		188,226,404	285,508	188,511,912
	1 前期高齢者交付金	188,226,404	285,508	188,511,912
6 財産収入		21,276	23,631	44,907
	1 財産運用収入	21,276	23,631	44,907

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		39,828,998	5,850,171	45,679,169
	1 一般会計繰入金	39,537,938	923,794	40,461,732
	2 基金繰入金	291,060	4,926,377	5,217,437
8 繰越金		7,199,294	△5,487,178	1,712,116
	1 繰越金	7,199,294	△5,487,178	1,712,116
9 諸収入		2,514,011	594,345	3,108,356
	1 雑収入	2,514,011	594,345	3,108,356
歳入合計		603,946,387	△3,780,905	600,165,482

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		603,946,387	△3,780,905	600,165,482
	1 国民健康保険事業費	603,946,387	△3,780,905	600,165,482
歳 出	合 計	603,946,387	△3,780,905	600,165,482

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,498千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		618	172	790
	1 財産運用収入	618	172	790
歳入	合計	33,326	172	33,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本多静六博士育英事業費		32,326	172	32,498
	1 本多静六博士育英事業費	32,326	172	32,498
歳 出	合 計	33,326	172	33,498

令和5年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417,051千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,358,523千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		775,324	326	775,650
	1 財 産 運 用 収 入	47,078	326	47,404
2 繰 入 金		1,000,248	△417,610	582,638
	1 繰 入 金	1,000,248	△417,610	582,638
3 繰 越 金		1	233	234
	1 繰 越 金	1	233	234
歳 入 合 計		1,775,574	△417,051	1,358,523

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,775,574	△417,051	1,358,523
	1 用地事業費	1,775,574	△417,051	1,358,523
歳 出	合 計	1,775,574	△417,051	1,358,523

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,025,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使 用 料		7,656,706	△35,555	7,621,151
	1 住 宅 使 用 料	7,656,706	△35,555	7,621,151

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,049,069	△145,914	1,903,155
	1 国庫補助金	2,049,069	△145,914	1,903,155
3 財産収入		42,128	483	42,611
	1 財産運用収入	42,128	483	42,611
4 繰入金		603,148	△81,671	521,477
	1 繰入金	603,148	△81,671	521,477
5 繰越金		1	166,487	166,488
	1 繰越金	1	166,487	166,488
6 諸収入		11,413	5,671	17,084
	2 雑収入	11,055	5,671	16,726
7 県債		2,840,000	△86,000	2,754,000
	1 県債	2,840,000	△86,000	2,754,000
歳入合計		13,202,465	△176,499	13,025,966

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		11,113,402	△143,629	10,969,773
	1 住宅管理費	7,672,399	△30,954	7,641,445
	2 住宅建設費	3,441,003	△112,675	3,328,328
2 繰出金		776,526	0	776,526
	1 繰出金	776,526	0	776,526
3 公債費		1,302,537	△32,870	1,269,667
	1 公債費	1,302,537	△32,870	1,269,667
歳出合計		13,202,465	△176,499	13,025,966

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和3年度 公営住宅建設費	3,404,579	令和3年度	132,637	3,383,044	令和3年度	132,637
				令和4年度	678,494		令和4年度	678,494
				令和5年度	1,266,009		令和5年度	1,244,474
				令和6年度	898,197		令和6年度	898,197
				令和7年度	429,242		令和7年度	429,242
		令和5年度 公営住宅建設費	1,690,736	令和5年度	91,099	1,687,098	令和5年度	87,461
				令和6年度	354,913		令和6年度	354,913
				令和7年度	586,962		令和7年度	586,962
				令和8年度	657,762		令和8年度	657,762

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		令和3年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,628,516	令和3年度	47,518	1,615,593	令和3年度	47,518
				令和4年度	180,378		令和4年度	180,378
				令和5年度	1,006,849		令和5年度	993,926
				令和6年度	393,771		令和6年度	393,771

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,840,000	普通貸借 又は 証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,754,000	(補正前に同じ。)		

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,395千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		8,896	610	9,506
	1 財産運用収入	8,896	610	9,506
2 繰入金		667,014	△57,136	609,878
	1 繰入金	667,014	△57,136	609,878
3 繰越金		1	306	307
	1 繰越金	1	306	307

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		19,635	△7,931	11,704
	1 貸付金元利収入	19,150	△12,000	7,150
	3 雑収入	484	4,069	4,553
歳入合計		695,546	△64,151	631,395

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		695,546	△64,151	631,395
	1 高等学校等奨学金事業費	695,546	△64,151	631,395
歳出合計		695,546	△64,151	631,395

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,044,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,225,024千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		228,915	145	229,060
	1 財産運用収入	228,914	145	229,059
4 繰越金		2	4,384,764	4,384,766
	1 繰越金	2	4,384,764	4,384,766
5 諸収入		782,740	659,999	1,442,739
	2 収益事業収入	782,738	659,999	1,442,737
歳入合計		62,180,116	5,044,908	67,225,024

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		208,516	145	208,661
	1 公営競技総務費	208,516	145	208,661
3 繰出金		757,111	5,044,763	5,801,874
	1 繰出金	757,111	5,044,763	5,801,874
歳出合計		62,180,116	5,044,908	67,225,024

令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	585,708 千円	△ 17,165 千円	568,543 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「548,002千円」を「529,217千円」に、「35,180千円」を「35,660千円」に、「293,386千円」を「274,121千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	104,558	2,100	106,658
第1項 建設補助金	34,800	2,100	36,900

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	652,560	△ 16,685	635,875
第1項 建設改良費	617,380	△ 17,165	600,215
第3項 過年度国庫補助金 返 還 金		480	480

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		利根導水路大規模 地震対策事業	159,326	平成26年度	2,001	142,161	平成26年度	2,001
	平成27年度			8,613	平成27年度		8,613	
	平成28年度			9,476	平成28年度		9,476	
	平成29年度			15,534	平成29年度		15,534	
	平成30年度			20,457	平成30年度		20,457	
	令和元年度			25,570	令和元年度		25,570	
	令和2年度			17,093	令和2年度		17,093	

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			令和3年度	8,991		令和3年度	8,991
				令和4年度	10,793		令和4年度	10,793
				令和5年度	40,798		令和5年度	23,633
		柿木浄水場 耐震化事業	1,683,569	令和元年度	57,232	1,683,569	令和元年度	57,232
				令和2年度	206,102		令和2年度	206,102
				令和3年度	245,365		令和3年度	245,365
				令和4年度	49		令和4年度	49
				令和5年度	248,339		令和5年度	248,339
				令和6年度	280,350		令和6年度	274,743
				令和7年度	646,132		令和7年度	651,739

令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	27,286,335 千円	△ 5,486,921 千円	21,799,414 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	47,150,966	△ 37,075	47,113,891
第1項 営業収益	43,181,608	△ 49,242	43,132,366
第3項 特別利益	1	12,167	12,168

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,307,206	△ 2,714,687	48,592,519
第1項 営業費用	48,312,478	△ 3,731,761	44,580,717
第2項 営業外費用	2,954,727	1,017,074	3,971,801

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,716,520千円」を「17,805,453千円」に、「1,403,461千円」を「927,054千円」に、「17,313,059千円」を「16,878,399千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	21,245,387	△ 4,772,366	16,473,021
第1項 建設補助金	3,147,717	△ 501,509	2,646,208
第2項 企業債	9,021,000	△2,494,000	6,527,000
第3項 他会計出資金	8,964,250	△ 1,977,000	6,987,250

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第4項 他 会 計 補 助 金	109,716	△ 1,154	108,562
第6項 雑 収 入	2,703	201,297	204,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	39,961,907	△ 5,683,433	34,278,474
第1項 建 設 改 良 費	28,186,179	△ 5,513,585	22,672,594
第2項 企 業 債 償 還 金	9,310,978	△ 359,500	8,951,478
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		189,652	189,652

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		吉見浄水場拡張 関連整備 (Ⅱ期)事業	27,344,642	令和3年度	1,072,171	37,943,246	令和3年度	1,072,171
				令和4年度	2,255,868		令和4年度	2,255,868
				令和5年度	7,076,016		令和5年度	5,451,698
				令和6年度	10,771,959		令和6年度	9,515,919
				令和7年度	5,225,803		令和7年度	9,595,089
				令和8年度	942,825		令和8年度	6,491,433
							令和9年度	1,782,230
							令和10年度	1,687,000
						令和11年度	91,838	
		大久保浄水場 高度浄水処理 施設整備事業	61,229,560	令和4年度	349,014	85,230,788	令和4年度	349,014
				令和5年度	10,300,039		令和5年度	8,120,947
				令和6年度	10,578,451		令和6年度	12,229,902
				令和7年度	12,193,866		令和7年度	13,501,744
				令和8年度	10,419,816		令和8年度	17,791,642

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本の支出	1 建設改良費			令和9年度	8,925,923		令和9年度	18,203,211
				令和10年度	8,462,451		令和10年度	15,034,328
		水道施設 耐震化事業	22,141,077	平成26年度	480,078	21,138,375	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,017,668		平成30年度	1,017,668
				令和元年度	777,116		令和元年度	777,116
				令和2年度	2,077,544		令和2年度	2,077,544
				令和3年度	3,872,574		令和3年度	3,872,574
				令和4年度	2,707,835		令和4年度	2,707,835
				令和5年度	2,165,128		令和5年度	1,162,426
		令和6年度	4,373,586	令和6年度	4,373,586			
				平成26年度	33,359		平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
平成28年度	272,533			平成28年度	272,533			
平成29年度	252,432			平成29年度	252,432			

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		利根導水路大規模 地震対策事業	2,183,544	平成30年度	260,714	1,993,611	平成30年度	260,714
				令和元年度	332,336		令和元年度	332,336
				令和2年度	165,623		令和2年度	165,623
				令和3年度	97,503		令和3年度	97,503
				令和4年度	130,929		令和4年度	130,929
				令和5年度	485,932		令和5年度	295,999

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
吉見浄水場拡張関連整備(Ⅲ期) (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和7年度まで	90,000
吉見浄水場高度浄水処理施設整備 (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和7年度まで	257,000

(企業債)

第7条 予算第6条に定めた起債の限度額中「9,021,000千円」を「6,527,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第8条 予算第9条中「414,615千円」を「413,461千円」に改める。

令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,533,343	△32,487	2,500,856
第1項 営業費用	2,479,697	△32,779	2,446,918
第2項 営業外費用	33,645	292	33,937

(継続費)

第3条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜高柳地区 産業団地整備事業	7,414,655	令和4年度	2,195,511	7,414,655	令和4年度	2,195,511
		令和5年度		2,116,439	令和5年度		2,116,439	
令和6年度	2,345,858	令和6年度		1,711,746				
令和7年度	756,847	令和7年度		1,390,959				
		吉見大和田地区 産業団地整備事業	5,950,541	令和5年度	1,620,053	5,950,541	令和5年度	1,620,053
				令和6年度	1,638,218		令和6年度	504,219
				令和7年度	2,095,978		令和7年度	2,186,665
				令和8年度	596,292		令和8年度	1,639,604

令和5年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,990,376 千円	△5,300,378 千円	14,689,998 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	53,146,873	△166,683	52,980,190
第1項 営業収益	33,644,036	△71,683	33,572,353
第2項 営業外収益	19,502,836	△95,000	19,407,836

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	58,982,288	△3,299,961	55,682,327
第1項 営業費用	58,096,112	△3,202,075	54,894,037
第2項 営業外費用	825,175	△97,886	727,289

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「56,900千円」を「348,147千円」に、「減債積立金470,773千円」を「建設改良積立金43,606千円、減債積立金594,547千円」に、「2,261,935千円」を「2,390,355千円」に、「2,975,993千円」を「2,388,946千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	25,243,687	△5,733,544	19,510,143
第1項 建設補助金	12,067,221	△3,395,433	8,671,788
第2項 建設負担金	6,507,865	△1,157,324	5,350,541

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 企 業 債	6,545,000	△1,184,000	5,361,000
第5項 他 会 計 補 助 金	118,075	3,213	121,288

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	31,009,288	△5,733,544	25,275,744
第1項 建 設 改 良 費	25,310,650	△5,733,544	19,577,106

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,545,000千円」を「5,361,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,393,924千円」を「6,230,454千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

埼玉県議会令和六年二月定例会において議決された令和六年度埼玉県一般会計予算並びに令和六年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和6年度埼玉県一般会計予算

令和6年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,119,744,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		805,200,000
	1 県 民 税	309,602,000
	2 事 業 税	178,535,000
	3 地 方 消 費 税	145,064,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,729,000
	5 県 た ば こ 税	8,168,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,093,000
	7 軽 油 引 取 税	51,628,131
	8 自 動 車 税	90,356,000
	9 鉦 区 税	5,262
	10 狩 猟 税	18,607
11 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		317,299,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	317,299,000

(単位 千円)

款	項	金額
3 地方譲与税		139,233,000
	1 特別法人事業譲与税	134,941,000
	2 地方揮発油譲与税	3,142,000
	3 石油ガス譲与税	96,000
	4 自動車重量譲与税	923,000
	5 森林環境譲与税	131,000
4 地方特例交付金		25,064,000
	1 地方特例交付金	25,064,000
5 地方交付税		268,225,000
	1 地方交付税	268,225,000
6 交通安全対策特別交付金		1,332,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,332,000
7 分担金及び負担金		2,515,939
	1 分担金	180,298
	2 負担金	2,335,641

(単位 千円)

款	項	金額
8 使用料及び手数料		26,816,783
	1 使用料	15,425,102
	2 手数料	11,391,681
9 国庫支出金		166,077,793
	1 国庫負担金	115,547,160
	2 国庫補助金	47,281,870
	3 委託金	3,248,763
10 財産収入		8,372,755
	1 財産運用収入	6,427,267
	2 財産売却収入	1,945,488
11 寄附金		120,984
	1 寄附金	120,984
12 繰入金		148,384,575
	1 特別会計繰入金	606,845
	2 基金繰入金	147,777,730
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

(単位 千円)

款	項	金額
14 諸 収 入		30,373,171
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,893,876
	2 預 金 利 子	4,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,401,325
	4 受 託 事 業 収 入	2,120,842
	5 収 益 事 業 収 入	13,826,729
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	11,124,899
15 県 債		180,229,000
	1 県 債	180,229,000
歳 入	合 計	2,119,744,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,197,311
	1 議 会 費	3,197,311
2 総 務 費		107,568,869
	1 総 務 管 理 費	32,679,580
	2 企 画 費	10,844,462
	3 県 民 費	8,786,642
	4 環 境 費	9,960,699
	5 徴 税 費	29,651,301
	6 市 町 村 振 興 費	4,766,220
	7 選 挙 費	65,977
	8 防 災 費	9,320,743
	9 統 計 調 査 費	906,741
	10 人 事 委 員 会 費	291,576
	11 監 査 委 員 費	294,928
3 民 生 費		441,619,785
	1 社 会 福 祉 費	316,096,971

(単位 千円)

款	項	金額
	2 児 童 福 祉 費	113,525,032
	3 生 活 保 護 費	11,919,689
	4 災 害 救 助 費	78,093
4 衛 生 費		75,912,764
	1 公 衆 衛 生 費	35,098,422
	2 環 境 衛 生 費	6,897,493
	3 保 健 所 費	4,205,156
	4 医 薬 費	12,335,587
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,097,950
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,278,156
5 勞 働 費		5,399,009
	1 勞 政 費	1,777,922
	2 職 業 訓 練 費	3,465,889
	3 勞 働 委 員 会 費	155,198
6 農 林 水 産 業 費		24,964,581
	1 農 業 費	7,974,712
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	513,069

(単位 千円)

款	項	金額
	3 畜産業費	2,188,518
	4 林業費	5,450,043
	5 農地費	8,838,239
7 商工費		19,584,248
	1 商工業費	19,015,384
	2 観光費	568,864
8 土木費		128,604,557
	1 土木管理費	11,159,361
	2 道路橋りょう費	55,928,940
	3 河川費	37,512,234
	4 都市計画費	23,669,083
	5 住宅費	334,939
9 警察費		157,775,692
	1 警察管理費	145,030,921
	2 警察活動費	12,744,771
10 教育費		506,757,586

(単位 千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	57,325,929
	2 小学校費	148,189,530
	3 中学校費	84,442,402
	4 高等学校費	100,397,682
	5 特別支援学校費	48,850,012
	6 大学費	2,618,453
	7 私立学校費	59,084,443
	8 社会教育費	4,503,336
	9 保健体育費	1,345,799
11 災害復旧費		2,329,415
	1 農林水産施設災害復旧費	114,000
	2 土木施設災害復旧費	2,215,415
12 公債費		283,564,349
	1 公債費	283,564,349
13 諸支出金		360,465,834
	1 公営企業支出金	20,523,834
	2 地方消費税清算金	135,768,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 所得割交付金	363,000
	4 利子割交付金	433,000
	5 配当割交付金	7,411,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	8,202,000
	7 法人事業税交付金	13,115,000
	8 地方消費税交付金	162,524,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,602,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	6,855,000
	12 環境性能割交付金	3,667,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		2,000,000
	1 予備費	2,000,000
歳出	合計	2,119,744,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	武道館施設整備事業費	933,709	令和6年度	746,966
				令和7年度	186,743
	8 防災費	地上系防災行政無線施設再整備事業費	1,740,600	令和6年度	1,218,420
				令和7年度	522,180
4 衛生費	2 環境衛生費	食肉衛生検査センター建替事業費	1,602,248	令和6年度	535,999
				令和7年度	1,066,249
6 農林水産業費	3 畜産業費	家畜保健衛生所機能強化事業費	2,703,648	令和6年度	987,448
				令和7年度	1,716,200
7 商工費	1 商工業費	SAITAMAロボティクスセンター(仮称)整備事業費	8,348,654	令和6年度	728,134
				令和7年度	2,724,898
				令和8年度	4,895,622
8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ受変電設備更新費	2,721,174	令和6年度	42
				令和7年度	815,842
				令和8年度	1,905,290

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	(仮称)川口北警察署庁舎建設費	4,635,411	令和6年度	172,042
				令和7年度	784,929
		令和8年度	3,678,440		
		草加警察署設備改修費	495,632	令和6年度	247,816
				令和7年度	247,816
10 教育費	1 教育総務費	県立学校解体事業費(令和6年度着工分)	1,144,000	令和6年度	336,336
				令和7年度	807,664
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費(令和6年度着工分)	312,893	令和6年度	134,783
			令和7年度	178,110	
		教育関係庁舎大規模改修費(令和6年度着工分)	1,266,275	令和6年度	513,962
				令和7年度	752,313

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和6年度発行分）	令和6年度から 令和16年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和6年度融資分）	令和7年度から 令和21年度まで	35,090
私立学校振興資金融資損失補償（令和6年度融資分）	令和6年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
税務業務文書管理システム構築及び運用事業	令和7年度から 令和12年度まで	1,173,166
税務業務テレワークシステム構築及び運用事業	令和7年度から 令和12年度まで	571,039

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
税務システム構築及び運用事業	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	3,021,194
電子入札共同システム構築事業	令 和 7 年 度	330,669
屋内 50 m 水泳場整備運営モニタリング支援業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	34,030
スポーツ科学拠点施設整備事業	令和 7 年度から 令和 38 年度まで	14,987,970
災害オペレーション支援システム構築事業	令 和 7 年 度	51,425
渋沢栄一起業家サロン（仮称）運営事業	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	551,266

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成14年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成16年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成21年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償(令和6年度保証分)	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成21年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う起業家育成資金のうち新事業創出貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
起業家育成資金損失補償(令和6年度保証分)	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は20分の3(ただし、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき経

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		営者保証を不要とした中小企業者に係るものは40分の3)、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は10分の1に相当する額
経営安定資金損失補償(平成19年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から令和14年度まで	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償(平成24年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から令和14年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(特定業種関連に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営支援特別融資損失補償（平成19年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業再生資金損失補償(平成16年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償(平成21年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成19年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成24年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分）	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度から 令和24年度まで	同 上

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急借換資金損失補償(平成21年度保証分・令和6年度損失補償対象期間延長分)	令和6年度から 令和14年度まで	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伴走支援型経営改善資金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度から 令和24年度まで	県が行う伴走支援型経営改善資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は15分の1）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は8分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は10分の1）、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号の規定に係る貸付にあっては8

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		分の1 (ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合(県制度融資の既往借入金)の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は10分の1)に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (令和6年度融資分)	令和7年度から 令和21年度まで	4,733,375
勤労者支援資金損失補償 (令和6年度保証分)	令和6年度から 令和12年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業 (令和6年度契約分)	令和7年度から 令和9年度まで	1,021,637
農地利用集積事業資金損失補償 (令和6年度融資分)	令和6年度から 令和17年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金等利子補助 (令和6年度融資分)	令和7年度から 令和27年度まで	88,944
農業災害復旧経営資金損失補償 (令和6年度融資分)	令和6年度から 令和13年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
かんがい排水事業	令和7年度	394,000
農地防災事業	令和7年度	160,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和6年度取得分）	令和7年度から 令和16年度まで	1,344,467
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和6年度借入分）	令和6年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路環境整備	令和7年度	155,000
道路改築	令和7年度	20,000
橋りょう修繕	令和7年度	4,008,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう架換	令和 7 年 度	132,000
排水機場等維持修繕	令和 7 年 度	274,000
河川維持修繕	令和 7 年 度 から 令和 8 年 度 まで	277,000
河川改修	令和 7 年 度	957,760
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 7 年 度	520,000
河川改修事業	令和 7 年 度 から 令和 8 年 度 まで	1,977,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
河川施設震災対策	令和7年度	109,000
砂防施設	令和7年度	10,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	令和7年度	130,000
砂防施設事業	令和7年度	260,000
街路改良事業	令和7年度	440,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和 7 年 度	180,000
建築・住宅行政システム構築事業	令和 7 年 度	460,057
公園等建設	令和 7 年 度	120,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和6年度建設分）	令和 7 年度から 令和 30 年度まで	960,769
警察文書管理システム構築事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	271,831

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（令和6年度契約分）	令和7年度	139,468
県立学校間ネットワークシステム構築及び運用事業	令和7年度から 令和12年度まで	6,892,659

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電動車整備事業	27,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	12,343,000	同 上	同 上	同 上
試験研究機関等設備整備事業	98,000	同 上	同 上	同 上
緑の森博物館用地購入事業	30,000	同 上	同 上	同 上
身近な緑公有地化事業	70,000	同 上	同 上	同 上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	116,000	同 上	同 上	同 上
防災行政無線高度化推進事業	3,234,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	72,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
防災ヘリコプター整備事業	2,830,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	512,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	2,969,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	498,000	同上	同上	同上
児童相談所整備事業	1,701,000	同上	同上	同上
保健所等電動車整備事業	5,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧小児医療センター蓮田職員公舎 解体事業	372,000	普通貸借又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を 含む。）。ただし、発行価格が 額面金額を下回るときは、そ の発行価格差減額をうめるた め必要な金額を限度額に加算 した金額とすることができる。	10%以内。ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県民健康福祉村改修事業	76,000	同 上	同 上	同 上
衛生研究所施設整備事業	18,000	同 上	同 上	同 上
食肉衛生検査センター施設整備事業	535,000	同 上	同 上	同 上
高等技術専門校施設整備事業	21,000	同 上	同 上	同 上
農林振興センター等電動車整備事業	8,000	同 上	同 上	同 上
農業大学校施設整備事業	231,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業技術研究センター施設整備事業	190,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水産研究所施設整備事業	118,000	同上	同上	同上
茶業研究所施設整備事業	5,000	同上	同上	同上
家畜保健衛生所施設整備事業	960,000	同上	同上	同上
造林事業	65,000	同上	同上	同上
県民の森整備事業	5,000	同上	同上	同上
森林科学館整備事業	8,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
越生ふれあいの里山整備事業	2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独林道事業	256,000	同 上	同 上	同 上
林道事業	297,000	同 上	同 上	同 上
県単独治山事業	457,000	同 上	同 上	同 上
治山事業	118,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	1,159,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	558,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業（土地改良）負担金	228,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	193,000	同 上	同 上	同 上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	30,000	同 上	同 上	同 上
SAITAMAロボティクスセンター（仮称）整備事業	645,000	同 上	同 上	同 上
産業技術総合センター施設整備事業	631,000	同 上	同 上	同 上
県単独道路建設事業	30,804,000	同 上	同 上	同 上
道路事業	4,655,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電線地中化(道路)整備事業	241,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業負担金	11,178,000	同上	同上	同上
県単独河川改修事業	20,308,000	同上	同上	同上
県単独砂防事業	1,686,000	同上	同上	同上
自然災害防止事業	150,000	同上	同上	同上
河川事業	2,301,000	同上	同上	同上
砂防事業	477,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市環境整備事業	1,180,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	2,081,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	2,547,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	3,830,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	875,000	同 上	同 上	同 上
警察署等電動車整備事業	3,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	5,663,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	3,218,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県立学校等電動車整備事業	3,000	同上	同上	同上
県立高等学校建設事業	12,568,000	同上	同上	同上
県立特別支援学校建設事業	3,528,000	同上	同上	同上
社会教育施設等整備事業	563,000	同上	同上	同上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	408,000	同上	同上	同上
史跡整備事業	5,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	827,000	同 上	同 上	同 上
都市施設災害復旧事業	53,000	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資金	10,518,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	28,847,000	同 上	同 上	同 上

令和6年度埼玉県公債費特別会計予算

令和6年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,977,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		351,008,690
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,753,714
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,672,976
	3 基 金 繰 入 金	154,582,000

(単位 千円)

款	項	金額
2 県 債		185,969,000
	1 県 債	185,969,000
歳 入	合 計	536,977,690

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公 債 費		536,977,690
	1 公 債 費	536,977,690
歳 出	合 計	536,977,690

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成26年度及び令和元年度 発行県債償還金	183,932,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成26年度発行県債償還金	1,637,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成26年度発行県債償還金	400,000	同 上	同 上	同 上

令和6年度埼玉県証紙特別会計予算

令和6年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ429,560千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		60
	1 証 紙 収 入	60
2 繰 越 金		429,500
	1 繰 越 金	429,500
歳 入	合 計	429,560

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,060
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,060
2 返 還 金		427,500
	1 返 還 金	427,500
歳 出	合 計	429,560

令和6年度埼玉縣市町村振興事業特別会計予算

令和6年度埼玉縣市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,495,753千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		14,363
	1 財 産 運 用 収 入	14,363
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,981,389

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,981,389
歳 入	合 計	13,495,753

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,495,753
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,495,753
歳 出	合 計	13,495,753

令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,805千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		372,722
	1 国 庫 負 担 金	372,722
2 財 産 収 入		9,856
	1 財 産 運 用 収 入	9,856
3 繰 入 金		409,225
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,503
	2 基 金 繰 入 金	372,722

(単位 千円)

款	項	金額
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		791,805

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		791,805
	1 救助費	745,445
	2 基金積立金	46,360
歳出合計		791,805

令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,120,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		86,450
	1 繰 入 金	86,450
2 繰 越 金		260,741
	1 繰 越 金	260,741

(単位 千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		641,756
	1 貸 付 金 元 利 収 入	637,408
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	4,343
4 県 債		131,352
	1 県 債	131,352
歳 入	合 計	1,120,299

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,120,299
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,120,299
歳 出	合 計	1,120,299

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	131,352	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,706,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,588,008
	1 負 担 金	6,588,008
2 諸 収 入		1,929,472
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,929,472

(単位 千円)

款	項	金額
3 県 債		5,189,000
	1 県 債	5,189,000
歳 入	合 計	13,706,480

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 病院機構貸付金事業費		5,189,000
	1 病院機構貸付金事業費	5,189,000
2 公 債 費		8,517,480
	1 公 債 費	8,517,480
歳 出	合 計	13,706,480

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	5,189,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,054,880千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		186,314,115
	1 負 担 金	186,314,115
2 国 庫 支 出 金		170,791,303
	1 国 庫 負 担 金	131,902,920
	2 国 庫 補 助 金	38,888,383
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		179,043,496
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	179,043,496

(単位 千円)

款	項	金 額
4 共 同 事 業 交 付 金		1,744,811
	1 共 同 事 業 交 付 金	1,744,811
5 出 産 育 児 交 付 金		27,528
	1 出 産 育 児 交 付 金	27,528
6 財 産 収 入		36,442
	1 財 産 運 用 収 入	36,442
7 繰 入 金		41,496,849
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,441,366
	2 基 金 繰 入 金	2,055,483
8 繰 越 金		5,487,423
	1 繰 越 金	5,487,423
9 諸 収 入		3,112,913

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 雑 入	3,112,913
歳 入	合 計	588,054,880

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		588,054,880
	1 国民健康保険事業費	588,054,880
歳 出	合 計	588,054,880

令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,331千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,414
	1 繰 入 金	1,414
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		17,917
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	17,906
歳 入	合 計	121,331

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		119,331
	1 資 金 貸 付 費	119,331
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	121,331

令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,506千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		29,871
	1 繰越金	1
	2 諸収入	29,870
2 就農支援資金業務勘定収入		294
	1 繰入金	274
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

(単位 千円)

款	項	金額
3 農業改良資金貸付勘定収入		1,101
	1 繰越金	1,100
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰越金	237
	2 諸収入	3
歳入	合計	31,506

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		29,871
	1 就農支援資金貸付費	29,871
2 就農支援資金業務勘定		294
	1 管理指導事務費	284
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		1,101
	1 農業改良資金貸付費	1,101
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管理指導事務費	180
	2 予備費	60
歳 出	合 計	31,506

令和6年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	12,484
	3 諸収入	7,496
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	20,650

令和6年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和6年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,283千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		892
	1 財 産 運 用 収 入	892
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		14,400
	1 繰 越 金	14,400
4 諸 収 入		24,990

(単位 千円)

款	項	金額
	1 貸付金元利収入	24,989
	2 雑収入	1
歳入	合計	40,283

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		39,283
	1 本多静六博士育英事業費	39,283
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	40,283

令和6年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和6年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,604,562千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,853,963
	1 財 産 運 用 収 入	54,758
	2 財 産 売 払 収 入	1,799,205
2 繰 入 金		1,750,597
	1 繰 入 金	1,750,597
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位 千円)

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	3,604,562

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		3,604,562
	1 用地事業費	3,604,562
歳出	合計	3,604,562

令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,913,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,535,461
	1 住 宅 使 用 料	7,535,461

(単位 千円)

款	項	金額
2 国庫支出金		2,137,580
	1 国庫補助金	2,137,580
3 財産収入		43,422
	1 財産運用収入	43,422
4 繰入金		774,848
	1 繰入金	774,848
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		11,189
	1 敷金運用収入	874
	2 雑収入	10,315
7 県債		2,411,000
	1 県債	2,411,000
歳入	合計	12,913,501

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,946,664
	1 住 宅 管 理 費	8,072,479
	2 住 宅 建 設 費	2,874,185
2 繰 出 金		570,125
	1 繰 出 金	570,125
3 公 債 費		1,386,712
	1 公 債 費	1,386,712
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,913,501

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和6年度公営住宅解体事業費	645,821	令和6年度	450,555
				令和7年度	195,266

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,411,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		9,969
	1 財 産 運 用 収 入	9,969
2 繰 入 金		669,700
	1 繰 入 金	669,700

(単位 千円)

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		10,215
	1 貸付金元利収入	9,579
	2 預金利子	1
	3 雑入	635
歳入合計		689,885

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		689,885
	1 高等学校等奨学金事業費	689,885
歳出合計		689,885

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和6年度保証分）	令和6年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,639,824千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		17,731
	1 入 場 料 収 入	17,730
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		49,632,777
	1 投 票 券 発 売 収 入	49,600,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	32,777
3 財 産 収 入		231,035

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	231,034
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		758,279
	1 預金利子	1
	2 収益事業収入	758,277
	3 雑収入	1
歳入合計		50,639,824

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		210,632
	1 公 営 競 技 総 務 費	210,632
2 公 営 競 技 事 業 費		49,787,463
	1 公 営 競 技 事 業 費	49,787,463
3 繰 出 金		635,729
	1 繰 出 金	635,729
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		50,639,824

支 出

第1款 病院事業費用	4,108,522 千円
第1項 医療費用	4,060,981 千円
第2項 医療外費用	42,541 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,205千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,850千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,647千円及び過年度分損益勘定留保資金12,708千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	244,504 千円
第1項 企業債	76,000 千円
第2項 他会計負担金	168,504 千円

支 出

第1款 資本的支出	295,709 千円
第1項 建設改良費	79,057 千円
第2項 企業債償還金	216,652 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額	76,000千円
起 債 の 方 法	普通貸借又は証券発行
利 率	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
償 還 の 方 法	政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。 (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,191,677千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、337,647千円と定める。

令和6年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	152 社
(2) 年間総給水量	66,855,955 m ³
(3) 一日平均給水量	183,167 m ³
(4) 主なる建設改良事業	1,260,046 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		1,850,990 千円
第1項	営業収益		1,726,883 千円
第2項	営業外収益		124,106 千円
第3項	特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	2,259,165 千円
第1項	営 業 費 用	2,198,394 千円
第2項	営 業 外 費 用	20,770 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,172,934千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,833千円、建設改良積立金420,000千円、減債積立金26,552千円及び過年度分損益勘定留保資金661,549千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	147,754 千円
第1項	建 設 補 助 金	68,600 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	69,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	1,512 千円
第4項	負 担 金	8,640 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第6項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,320,688 千円
第1項 建設改良費	1,294,136 千円
第2項 企業債償還金	26,552 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
柿 木 浄 水 場 管 理 運 営 包 括 委 託	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 まで	4,290,000
工 業 用 水 道 施 設 委 託	令 和 7 年 度	42,670
工 業 用 水 道 施 設 修 繕	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	1,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 用 薬 品 購 入	令 和 7 年 度	15,709
業 務 設 備 整 備 (令 和 6 年 度 契 約 分)	令 和 7 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	3,774,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 289,750 千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,496千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,184千円と定める。

令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	621,775,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,703,493 m ³
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	34,097,126 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		46,288,777千円
第1項 営 業 収 益		42,509,644千円
第2項 営 業 外 収 益		3,779,132千円
第3項 特 別 利 益		1千円
	支	出
第1款 事 業 費		50,759,427千円
第1項 営 業 費 用		48,192,610千円

第2項	営業外費用	2,526,816千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,676,484千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,617,570千円及び過年度分損益勘定留保資金20,058,914千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	28,462,370千円
第1項	建設補助金	3,753,806千円
第2項	企業債	12,291,000千円
第3項	他会計出資金	12,277,820千円
第4項	他会計補助金	137,264千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,479千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	50,138,854千円
第1項	建設改良費	35,196,443千円
第2項	企業債償還金	9,553,952千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	69,000千円

第4項 機構負担年賦金

5,279,459千円

第5項 予備費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根川河口堰大規模地震対策事業	1,897,929	令和6年度	43,499
				令和7年度	45,761
				令和8年度	72,112
				令和9年度	100,594
				令和10年度	163,543
				令和11年度	188,390
				令和12年度	254,723
				令和13年度	233,729
				令和14年度	196,850
				令和15年度	125,661
				令和16年度	79,413
				令和17年度	90,317
				令和18年度	69,699
令和19年度	34,324				
令和20年度	199,314				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	令 和 7 年 度	755,610
水 道 施 設 修 繕	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	766,900
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 7 年 度	2,913,887
業 務 設 備 整 備 (令 和 6 年 度 契 約 分)	令 和 7 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	17,867,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (III 期) (令 和 6 年 度 契 約 分)	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	6,603,000
建 設 準 備	令 和 7 年 度	37,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 12,291,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,574,778 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、498,846千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、24,428千円と定める。

令和6年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	204,170 m ²
(2) 主なる建設改良事業	4,691,363 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,297,624 千円
第1項 営業収益		11,269,800 千円
第2項 営業外収益		27,823 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費用		10,161,672 千円
第1項 営業費用		10,107,746 千円
第2項 営業外費用		33,925 千円

第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,921,715千円は、過年度分損益勘定留保資金3,921,715千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,276,563 千円
第1項 長期貸付金償還金		1,271,014 千円
第2項 他会計補助金		5,520 千円
第3項 固定資産売却代金		1 千円
第4項 雑収入		28 千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,198,278 千円
第1項 建設改良費		4,998,278 千円
第2項 予備費		200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	美里甘粕地区産業団地整備事業	1,812,057	令和6年度	471,674
				令和7年度	492,802
				令和8年度	609,339
				令和9年度	238,242

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	541,235 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,996千円である。

令和6年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	692,825,845 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,898,153 m ³
(4) 主なる建設改良事業	21,764,465 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		52,428,682 千円
第1項 営業収益		33,411,551 千円
第2項 営業外収益		19,017,130 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	56,831,364 千円
第1項	営 業 費 用	55,980,482 千円
第2項	営 業 外 費 用	789,881 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,789,001千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213,991千円、減債積立金701,076千円、過年度分損益勘定留保資金2,602,008千円及び当年度分損益勘定留保資金2,271,926千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	25,284,435 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,862,325 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,129,733 千円
第3項	企 業 債	6,146,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	4,818 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	141,424 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	134 千円

支 出

第1款 資本的支出	31,073,436 千円
第1項 建設改良費	25,375,481 千円
第2項 企業債償還金	5,697,955 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度	809,000
荒川右岸流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	3,040,000
中川流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	3,569,400
古利根川流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	3,101,600

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川上流流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	996,985
市野川流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度	752,000
利根川右岸流域下水道事業（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	1,581,600
荒川左岸南部流域下水道管渠修繕	令和7年度	120,000
荒川左岸北部流域下水道処理場修繕	令和7年度	18,150

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,146,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,397,368 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,328,808千円である。

告示

埼玉県告示第二百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
コンビニエンスストア及びマルチメディアアキオスク端末を設置している加盟店舗並びにスマートフォン決済アプリを利用して納付される自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和五年十二月一日から令和八年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第二百九十三号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号		枚数	用途	有効期間
	五〇ㇿ	03F045645	03F045638	八	
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称					
茨城県東茨城郡大洗町港中央十二番地五号					
株式会社ユニマツトプレシヤス 大洗マリーナ					
免税証を交付した事務所			亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所			令和六年二月十一日		

告示

埼玉県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称 及び代表者氏名	委託期間
コンビニエンスストア及びマルチメディアアキオスク端末を設置している加盟店舗並びにスマートフォン決済アプリを利用して納付される自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務	東京都江東区木場一丁目五番二十五号 りそな決済サービス株式会社 代表取締役 広川 正則	令和六年三月二十二日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

第十四条第一号イ(1)中「二万九千九百円」を「二万二千元」に改め、同号イ(3)中「一万七千五百円」を「一万七千八百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千九百円」を「一万七千五百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同号イ(6)中「一万五千六百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(7)中「一万四千七百元」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(8)中「一万五千六百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(9)中「一万五千五百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(10)中「二万七千六百円」を「二万八千七百円」に改め、同号イ(11)中「二万八千六百円」を「二万九千八百円」に改め、同号イ(12)中「二万九千二百円」を「三万四千元」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を次のとおり定めたので、公告する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

第1章 序説

第1節 計画策定の趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき本計画を策定するものである。

第2節 対策地域の範囲（法第6条及び第8条に基づく指定）

総量削減計画を策定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、埼玉県の区域のうち、さいたま市、川越市、熊谷市（旧江南町及び旧妻沼町を除く。）、川口市、行田市、所沢市、加須市（旧北川辺町及び旧大利根町を除く。）、本庄市（旧児玉町を除く。）、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町及び同郡松伏町の区域（令和5年4月1日現在の区域）とする。

図1-2-1 対策地域（窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域）



第2章 計画の目標及び計画達成の期間

第1節 計画の目標

1 窒素酸化物

窒素酸化物対策地域において、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量を削減させることにより、対策地域の二酸化窒素に係る大気環境基準を確保することを目標とする。

2 粒子状物質

粒子状物質対策地域において、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質の総量を削減させることにより、対策地域の浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。

第2節 計画の期間

令和9年3月31日までに対策地域全体において大気環境基準を確保する。

第3節 目標達成のための排出量

窒素酸化物及び粒子状物質について、表2-3-1の①に掲げる総量を③に掲げる総量まで削減させることを目途として、②に掲げる総量を④に掲げる総量まで削減させることにより、目標を達成する。

表 2-3-1 現状年度及び目標年度における総量

総量の区分		窒素酸化物排出量 (トン/年)	粒子状物質排出量 (トン/年)
平成21年度 (基準年度*1)	① 対策地域において事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	38,045	1,523
	② ①のうちの自動車排出総量	20,821	573
令和2年度 (前回目標年度)	③ 対策地域全体において大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	26,637	1,329
	④ ③のうちの自動車排出総量	11,639	476
令和8年度 (最終目標年度)	③ 対策地域全体において大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	26,637	1,329
	④ ③のうちの自動車排出総量	11,639	476

*1：前回計画の期間を延長するものであるため、基準年度及び目標値の変更はしていない。

第3章 対策地域の現状

第1節 窒素酸化物及び粒子状物質の排出の状況

1 窒素酸化物

窒素酸化物の発生源としては、自動車の排出量が多く、自動車の中でも普通貨物車による排出量が多い状況にある。

平成21年度及び令和2年度*²における対策地域内の発生源別窒素酸化物排出状況及び車種別自動車排出窒素酸化物排出状況は、次のとおりである。

*²：令和2年度は前回計画時の目標年度である。

表 3 - 1 - 1 発生源別窒素酸化物排出状況 (単位: トン/年)

発生源	自動車	工場・事業場	家庭等	合 計
排出量 (H21)	20,821	10,502	6,723	38,045
排出量 (R2)	8,529	7,074	7,131	22,734

(環境省調べ)

表 3 - 1 - 2 車種別自動車排出窒素酸化物排出状況 (単位: トン/年)

車 種	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小型貨物	貨客	普通貨物	特種(殊)
排出量 (H21)	455	1,923	1,019	431	670	275	13,378	2,669
排出量 (R2)	61	210	503	267	226	171	5,260	1,832

(環境省調べ)

2 粒子状物質

粒子状物質の発生源としては、自動車と工場・事業場の排出量が多い状況にある。

平成21年度及び令和2年度*³における対策地域内の発生源別粒子状物質排出状況及び車種別自動車排出粒子状物質排出状況は、次のとおりである。

*³：令和2年度は前回計画時の目標年度である。

表 3 - 1 - 3 発生源別粒子状物質排出状況

(単位:トン/年)

発生源	自動車	工場・事業場	家庭等	合計
排出量(H21)	573	575	374	1,523
排出量(R2)	406	308	419	1,132

(環境省調べ)

表 3 - 1 - 4 車種別自動車排出粒子状物質排出状況

(単位:トン/年)

車種	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小型貨物	貨客	普通貨物	特種(殊)
排出量(H21)	47	221	16	14	22	24	189	40
排出量(R2)	46	197	5	28	8	23	71	28

(環境省調べ)

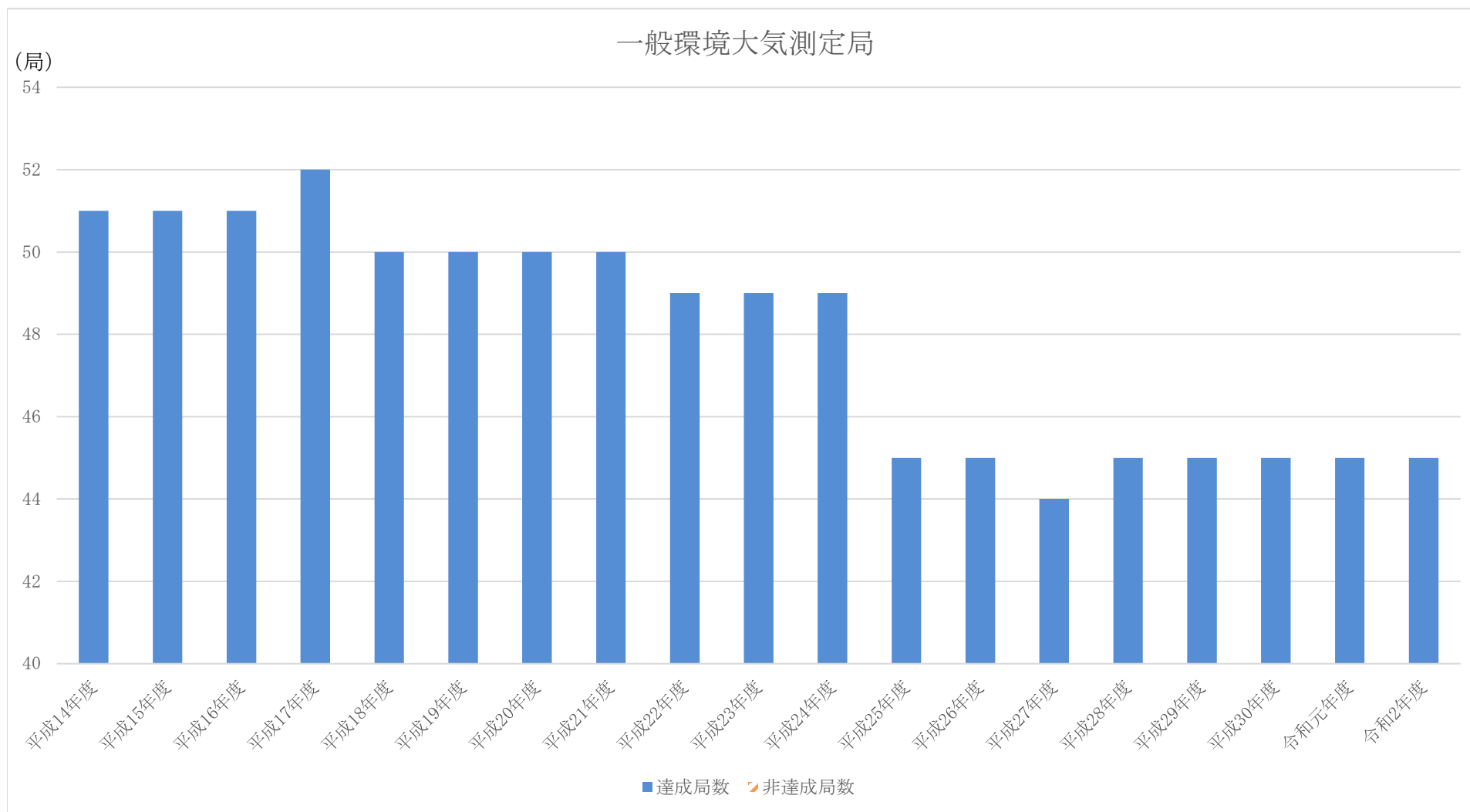
第2節 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況

1 二酸化窒素に係る環境基準達成状況

平成19年度以降、全測定局で二酸化窒素に係る環境基準を達成している。

令和2年度の対策地域内の有効測定局（年間の測定時間が6,000時間以上）における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局45局のうち45局（100%）で、自動車排出ガス測定局25局のうち25局（100%）で環境基準を達成している。

図3-2-1 二酸化窒素の環境基準達成状況



自動車排出ガス測定局

(局)

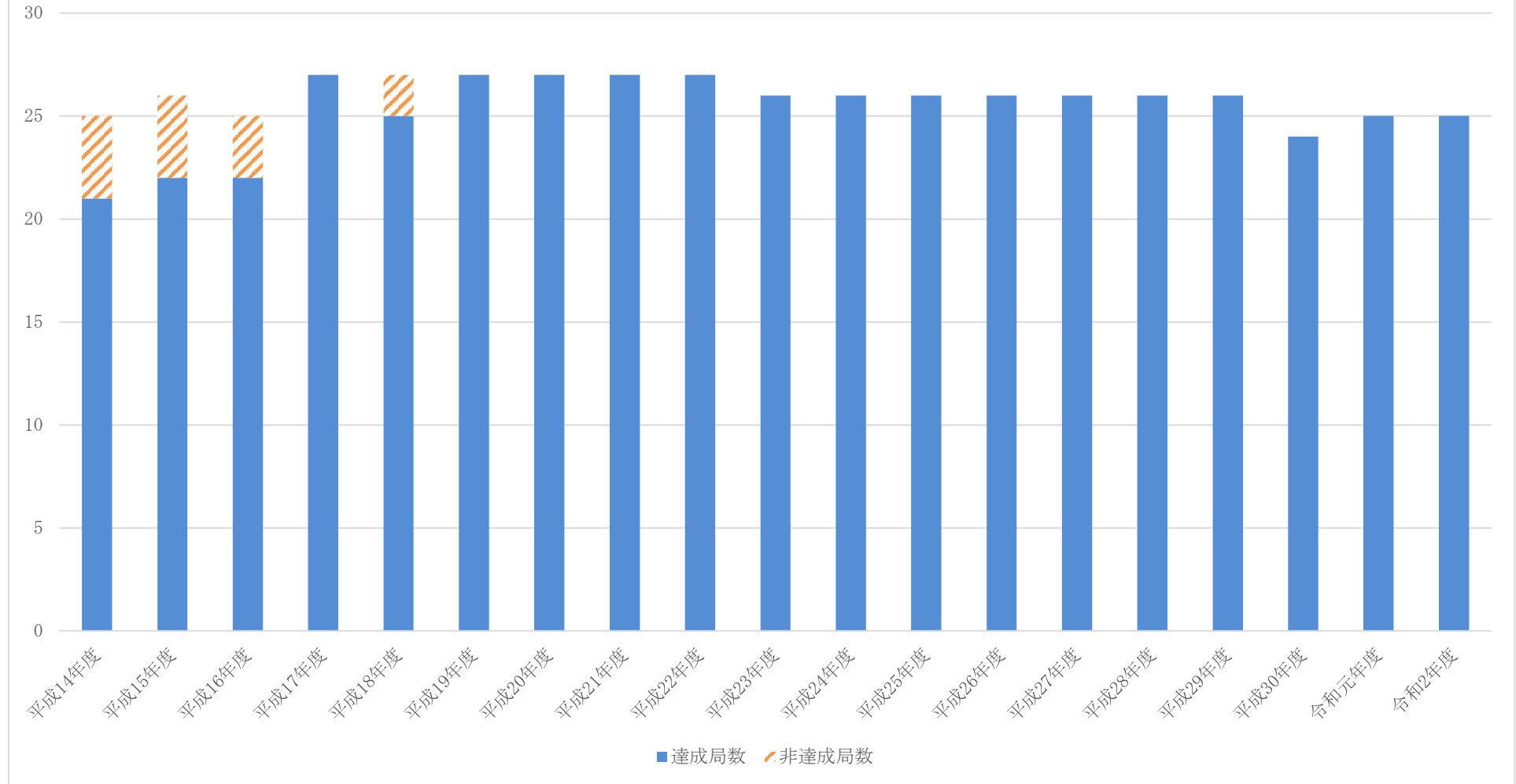


表 3 - 2 - 1 二酸化窒素の環境基準達成状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般環境 大気測定局	達成局数	51	51	51	52	50	50	50	50	49	49
	非達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出 ガス測定局	達成局数	21	22	22	27	25	27	27	27	27	26
	非達成局数	4	4	3	0	2	0	0	0	0	0
	達成率(%)	84.0	84.6	88.0	100	92.6	100	100	100	100	100
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般環境 大気測定局	達成局数	49	45	45	44	45	45	45	45	45	
	非達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
自動車排出 ガス測定局	達成局数	26	26	26	26	26	26	24	25	25	
	非達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

2 二酸化窒素に係る汚染状況の推移

二酸化窒素濃度は、緩やかに減少している。

令和2年度の対策地域内の一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度の日平均值年間98%値は0.027ppm、年平均值は0.011ppm、自動車排出ガス測定局の日平均值年間98%値は0.033ppm、年平均值は0.016ppmであった。

図3-2-2 二酸化窒素濃度の推移

(ppm)

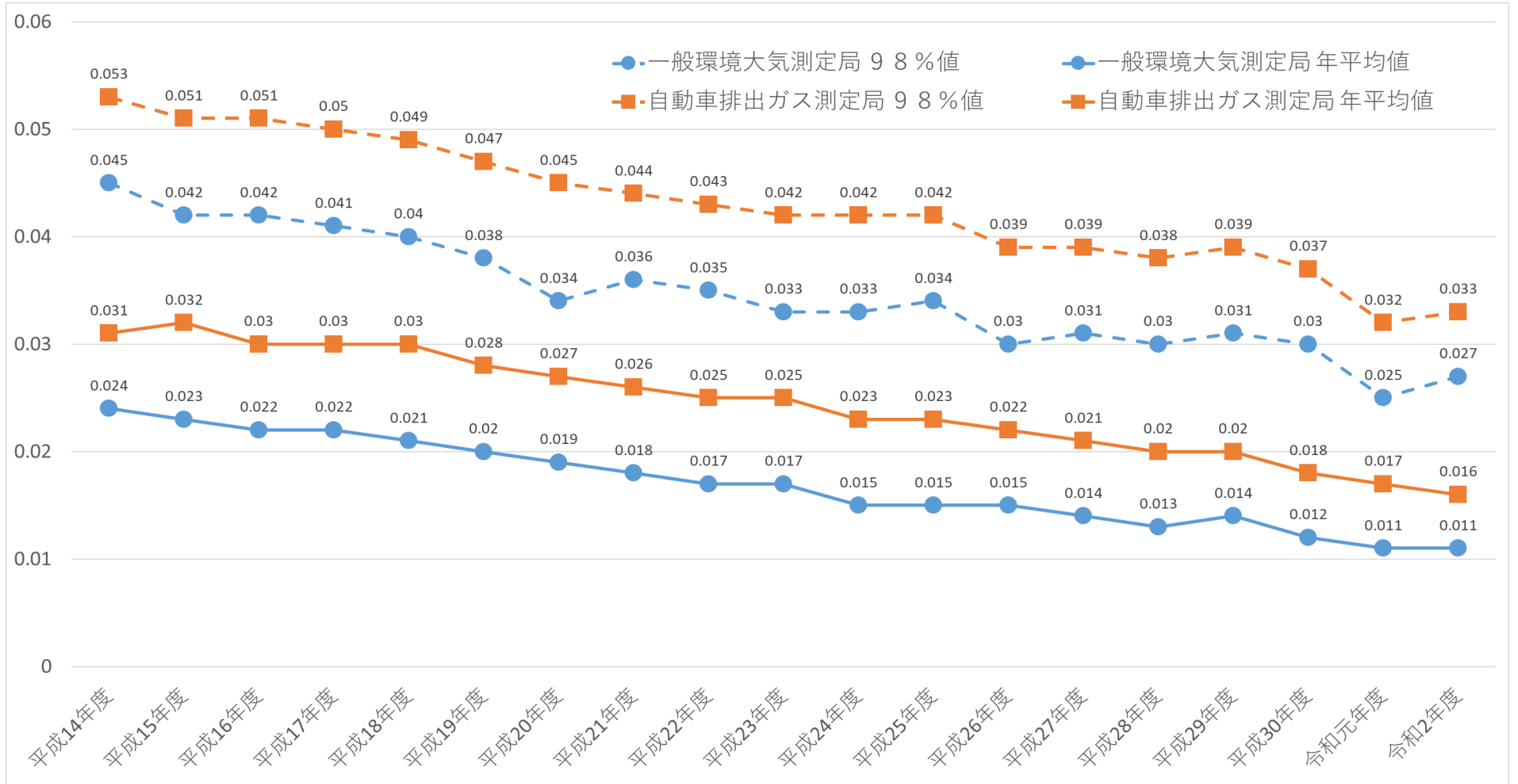


表3-2-2 二酸化窒素濃度の推移

(単位:ppm)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般環境 大気測定局	98%値	0.045	0.042	0.042	0.041	0.040	0.038	0.034	0.036	0.035	0.033
	年平均値	0.024	0.023	0.022	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017
自動車排出 ガス測定局	98%値	0.053	0.051	0.051	0.050	0.049	0.047	0.045	0.044	0.043	0.042
	年平均値	0.031	0.032	0.030	0.030	0.030	0.028	0.027	0.026	0.025	0.025

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般環境 大気測定局	98%値	0.033	0.034	0.030	0.031	0.030	0.031	0.030	0.025	0.027
	年平均値	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013	0.014	0.012	0.011	0.011
自動車排出 ガス測定局	98%値	0.042	0.042	0.039	0.039	0.038	0.039	0.037	0.032	0.033
	年平均値	0.023	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.018	0.017	0.016

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

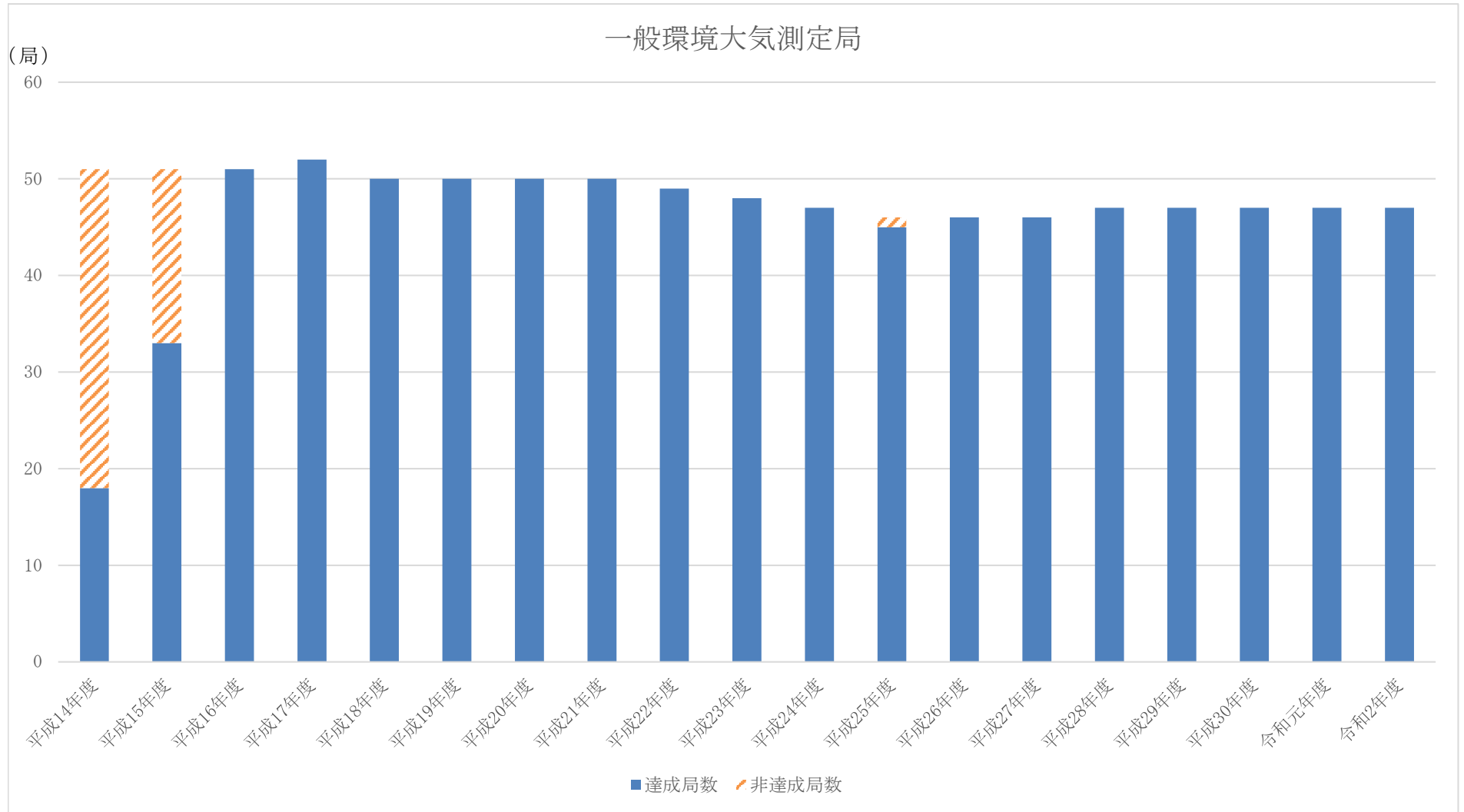
※ 98%値：対策地域内の各測定局の日平均値のうち低い方から98%番目に相当する値を平均した値
 年平均値：対策地域内の各測定局の日平均値の1年間の平均値を平均した値

3 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況

平成15年度までの浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成率は非常に低い状況であったが、車種規制の強化などにより大幅に改善され、おおむね環境基準を達成している。

令和2年度の対策地域内の有効測定局における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局では47局のうち47局（100%）、自動車排出ガス測定局では25局のうち25局（100%）で環境基準を達成している。

図 3 - 2 - 3 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況



自動車排出ガス測定局

(局)

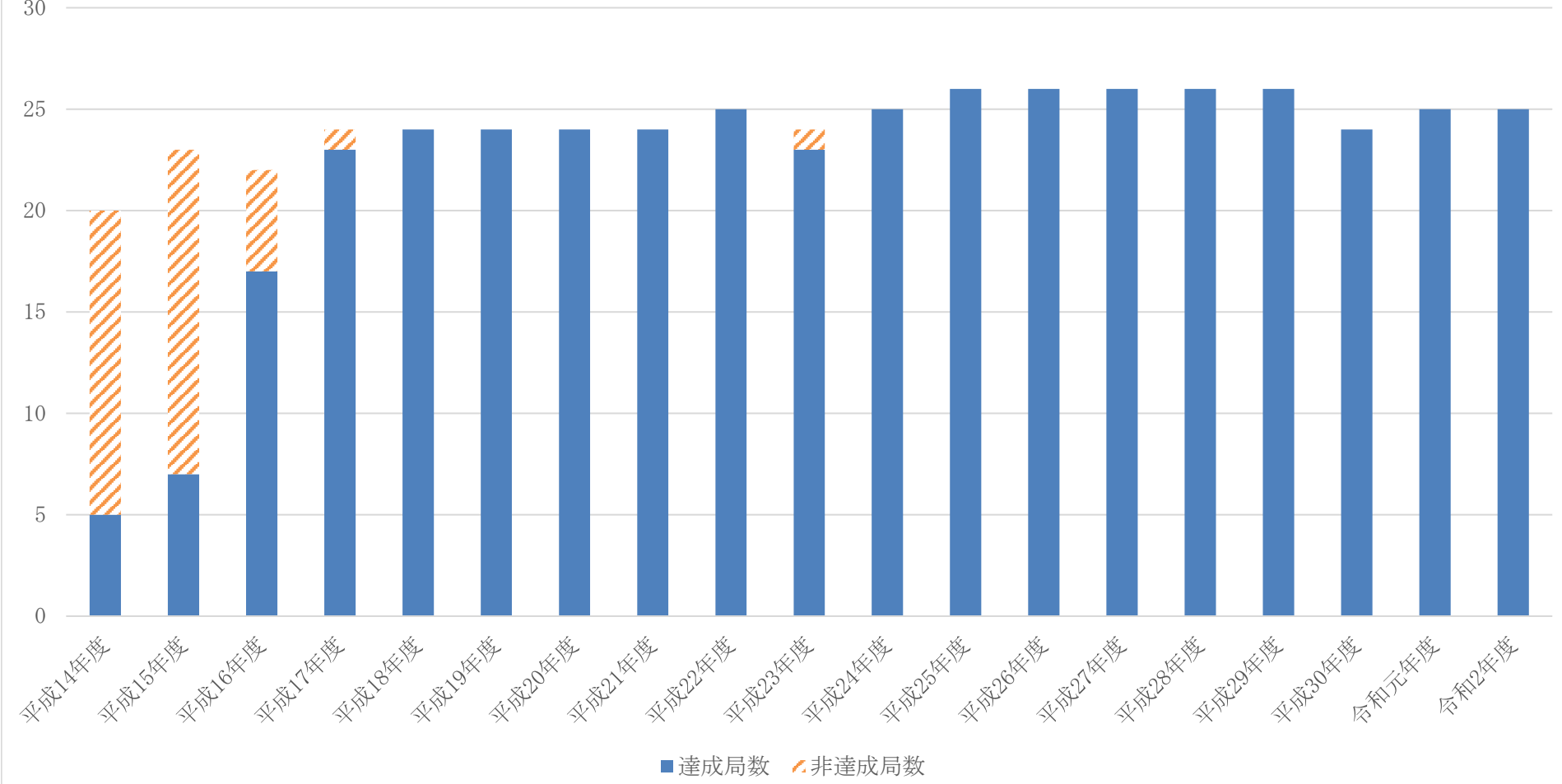


表 3 - 2 - 3 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般環境 大気測定局	達成局数	18	33	51	52	50	50	50	50	49	48
	非達成局数	33	18	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	35.3	64.7	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出 ガス測定局	達成局数	5	7	17	23	24	24	24	24	25	23
	非達成局数	15	16	5	1	0	0	0	0	0	1
	達成率(%)	25.0	30.4	77.3	95.8	100	100	100	100	100	95.8

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般環境 大気測定局	達成局数	47	45	46	46	47	47	47	47	47
	非達成局数	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	100	98.2	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出 ガス測定局	達成局数	25	26	26	26	26	26	24	25	25
	非達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

4 浮遊粒子状物質に係る汚染状況の推移

浮遊粒子状物質濃度は、減少傾向で推移している。

令和2年度の対策地域内の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質濃度の日平均值年間2%除外値は $0.039\text{mg}/\text{m}^3$ 、年平均値は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局の日平均值年間2%除外値は $0.039\text{mg}/\text{m}^3$ 、年平均値は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

図 3 - 2 - 4 浮遊粒子状物質濃度の推移

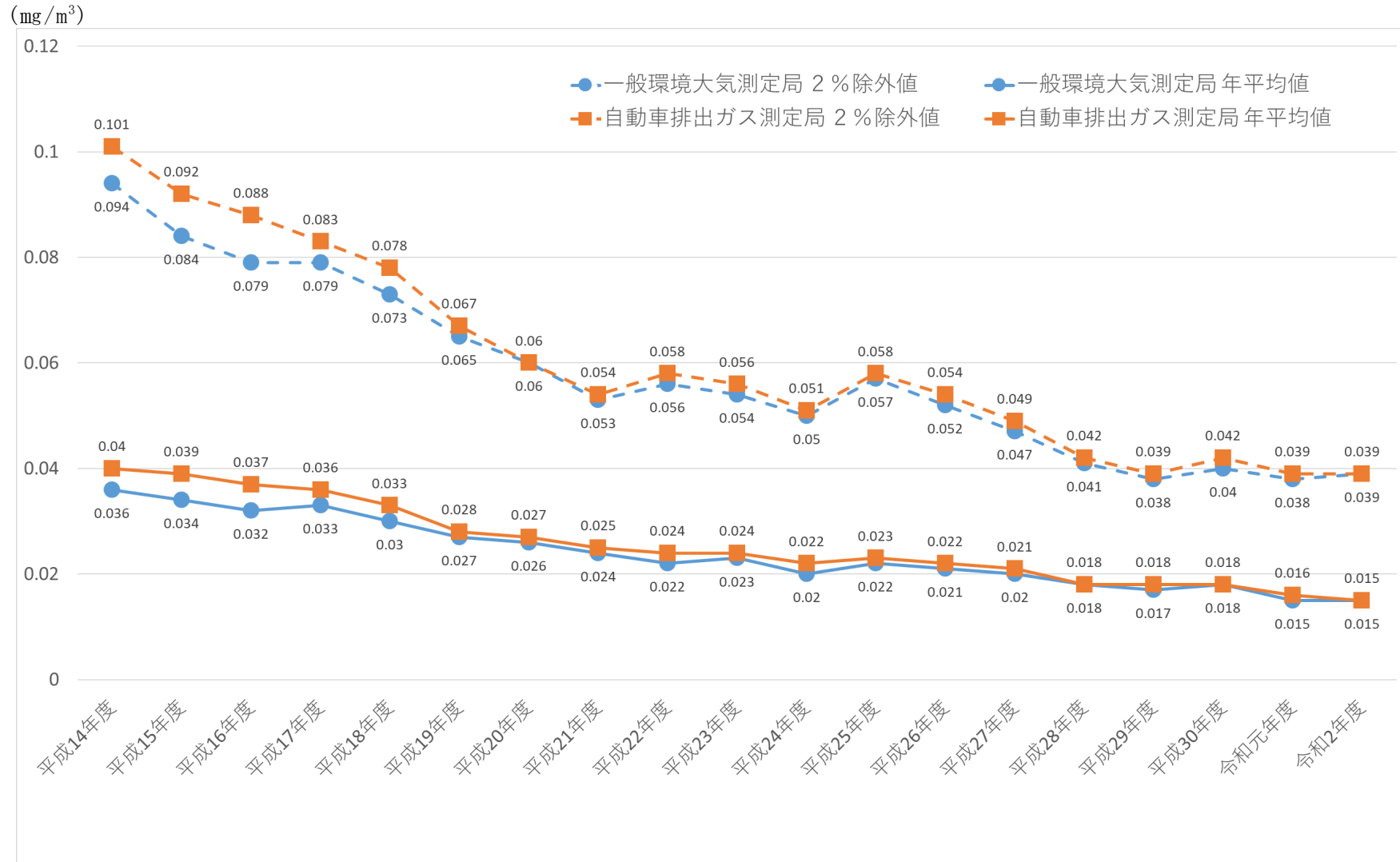


表 3 - 2 - 4 浮遊粒子状物質濃度の推移

(単位:mg/m³)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般環境 大気測定局	2%除外値	0.094	0.084	0.079	0.079	0.073	0.065	0.060	0.053	0.056	0.054
	年平均値	0.036	0.034	0.032	0.033	0.030	0.027	0.026	0.024	0.022	0.023
自動車排出 ガス測定局	2%除外値	0.101	0.092	0.088	0.083	0.078	0.067	0.060	0.054	0.058	0.056
	年平均値	0.040	0.039	0.037	0.036	0.033	0.028	0.027	0.025	0.024	0.024
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般環境 大気測定局	2%除外値	0.050	0.057	0.052	0.047	0.041	0.038	0.040	0.038	0.039	
	年平均値	0.020	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.018	0.015	0.015	
自動車排出 ガス測定局	2%除外値	0.051	0.058	0.054	0.049	0.042	0.039	0.042	0.039	0.039	
	年平均値	0.022	0.023	0.022	0.021	0.018	0.018	0.018	0.016	0.015	

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

※ 2%除外値：対策地域内の各測定局の日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した日平均値のうちの最高値を平均した値
 年平均値：対策地域内の各測定局の日平均値の1年間の平均値を平均した値

第3節 道路・鉄道等の状況

1 道路

対策地域の主要道路は、東京を核として放射状に東北自動車道、関越自動車道、常磐自動車道の高速自動車国道、首都高速川口線、高速6号三郷線及び高速埼玉大宮線をはじめ、一般国道としては、4号、17号、122号、254号、299号及び407号がある。また、これらと交差する東西方向には、東京外かく環状道路及び首都圏中央連絡自動車道の県内区間が供用されているほか、首都高速埼玉新都心線があり、一般国道としては、16号、125号、140号、298号、462号及び463号がある。

これらの幹線が基本的な骨格を形成し、これを補完する主要地方道、一般県道及び市町村道が有機的に結ばれて道路網が形成されている。

2 鉄道

対策地域の鉄道は、東京を核とする放射方向の路線と環状方向の路線で構成される。前者には、JR東日本の東北新幹線、上越新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、北海道新幹線、北陸新幹線、東北本線、高崎線、京浜東北線及び埼京線、東武鉄道の伊勢崎線、日光線及び東上線、西武鉄道の池袋線、新宿線及び西武秩父線、東京地下鉄の有楽町線・副都心線、埼玉高速鉄道線、首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）並びに埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）があり、後者には、JR東日本の武蔵野線、川越線及び八高線、東武鉄道の野田線及び越生線、秩父鉄道の秩父本線並びに西武鉄道の狭山線及び山口線がある。

第4節 自動車登録台数

令和2年度末における対策地域内の自動車登録台数は、次のとおりである。

表 3 - 4 - 1 自動車登録台数（対策地域内）（令和 2 年度末）

車 種		保 有 台 数（台）	
軽乗用車、軽貨物車		1,228,620	指定自動車以外 計 3,209,962
乗用車	ディーゼル車以外	1,981,342	
	ディーゼル車	61,956	指定自動車 計 439,330
バス		8,804	
小型貨物車		167,560	
普通貨物車		128,459	
特種(殊)車		72,551	
合 計		3,649,292	

（市区町村別自動車保有車両数、市区町村別軽自動車車両数。乗用車は県全体の保有台数割合から推計）

第5節 低公害車の導入状況

平成22年度末及び令和2年度末における県内の低公害車の導入状況は、次のとおりである。

表3-5-1 低公害車の導入状況 (単位:台)

		車 種	平成22年度	令和2年度
低 公 害 車	電 動 車	電気自動車	205	5,707
		プラグインハイブリッド車	5	7,398
		燃料電池車	0	280
		ハイブリッド自動車	74,781	512,638
		メタノール自動車	1	1
		天然ガス自動車	1,831	629
		クリーンディーゼル自動車	—	—
		低燃費かつ低排出ガス認定車*4	1,223,325	—
		合 計	1,300,148	526,653

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

※ クリーンディーゼル自動車及び令和2年度の低燃費かつ低排出ガス認定車の登録台数データなし

*4：低燃費かつ低排出ガス認定車

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成12年3月13日運輸省告示第103号）に基づく低排出ガス認定車

第6節 県内の貨物輸送量等

1 自動車による貨物輸送状況等（「交通関係統計資料」による。）

令和2年度の埼玉県における営業用自動車の輸送トン数は123,521千トン（全自動車輸送トン数中の59%）、自家用自動車の輸送トン数は84,741千トン（全自動車輸送トン数中の41%）である。

2 輸送機関ごとの輸送状況（「貨物地域流動調査」による。）

(1) 自動車貨物流動状況

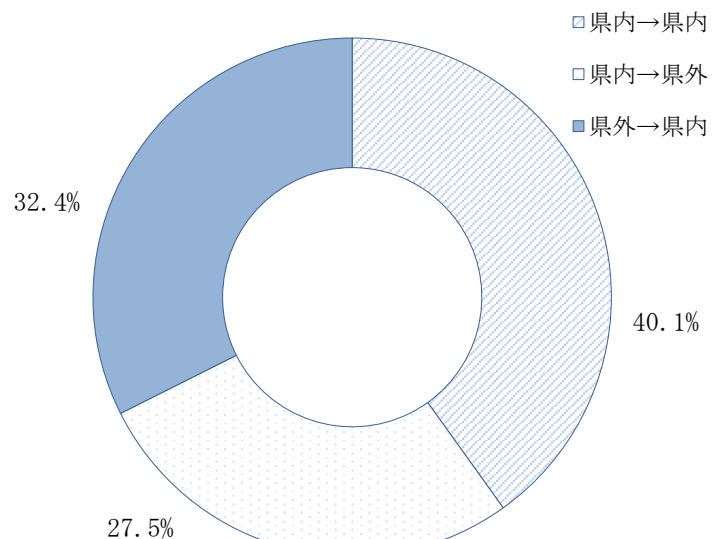
令和2年度の埼玉県における自動車による貨物の方向別流動量は、県内→県内109,789千トン（40.1%）、県内→県外75,526千トン（27.5%）、県

外→県内88,735千トン(32.4%)である。

(2) 鉄道貨物流動状況

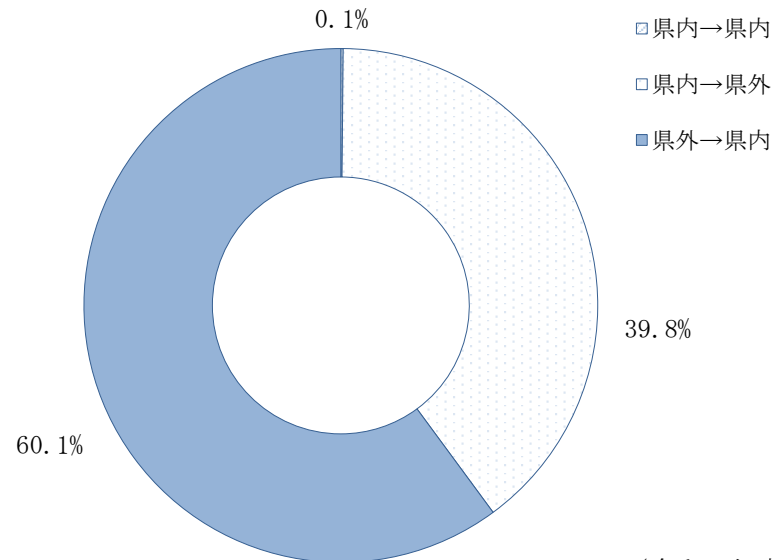
令和2年度の埼玉県における鉄道による貨物の方向別流動量は、県内→県内3千トン(0.1%)、県内→県外823千トン(39.8%)、県外→県内1,244千トン(60.1%)である。

図 3 - 6 - 1 自動車貨物流動状況(割合)



(令和 2 年度)

図 3 - 6 - 2 鉄道貨物流動状況(割合)



(令和 2 年度)

表 3 - 6 - 1 輸送機関ごとの貨物輸送量及び区分ごとの割合

(令和 2 年度)

区 分	自動車		鉄 道		合 計	
	輸送量 (千トン)	区分ごとの割合 (%)	輸送量 (千トン)	区分ごとの割合 (%)	輸送量 (千トン)	区分ごとの割合 (%)
県内→県内	109,789	40.1	3	0.1	109,792	39.8
県内→県外	75,526	27.5	823	39.8	76,349	27.7
県外→県内	88,735	32.4	1,244	60.1	89,979	32.5
合 計	274,050	100	2,070	100	276,120	100

3 輸送機関ごとの構成比（「貨物地域流動調査」による。）

令和2年度の埼玉県における全貨物流動量の状況については、自動車274,050千トン（99.3%）、鉄道2,070千トン（0.7%）であり、県内→県内の貨物流動状況については自動車がほぼ100%を占め、県内→県外の貨物流動状況については自動車98.9%、鉄道1.1%である。また、県外→県内の貨物流動状況については自動車98.6%、鉄道1.4%である。

なお、輸送割合をみると、年度にかかわらず貨物輸送量のほとんどを自動車が占めている。

図3-6-3 輸送機関ごとの貨物輸送量の推移

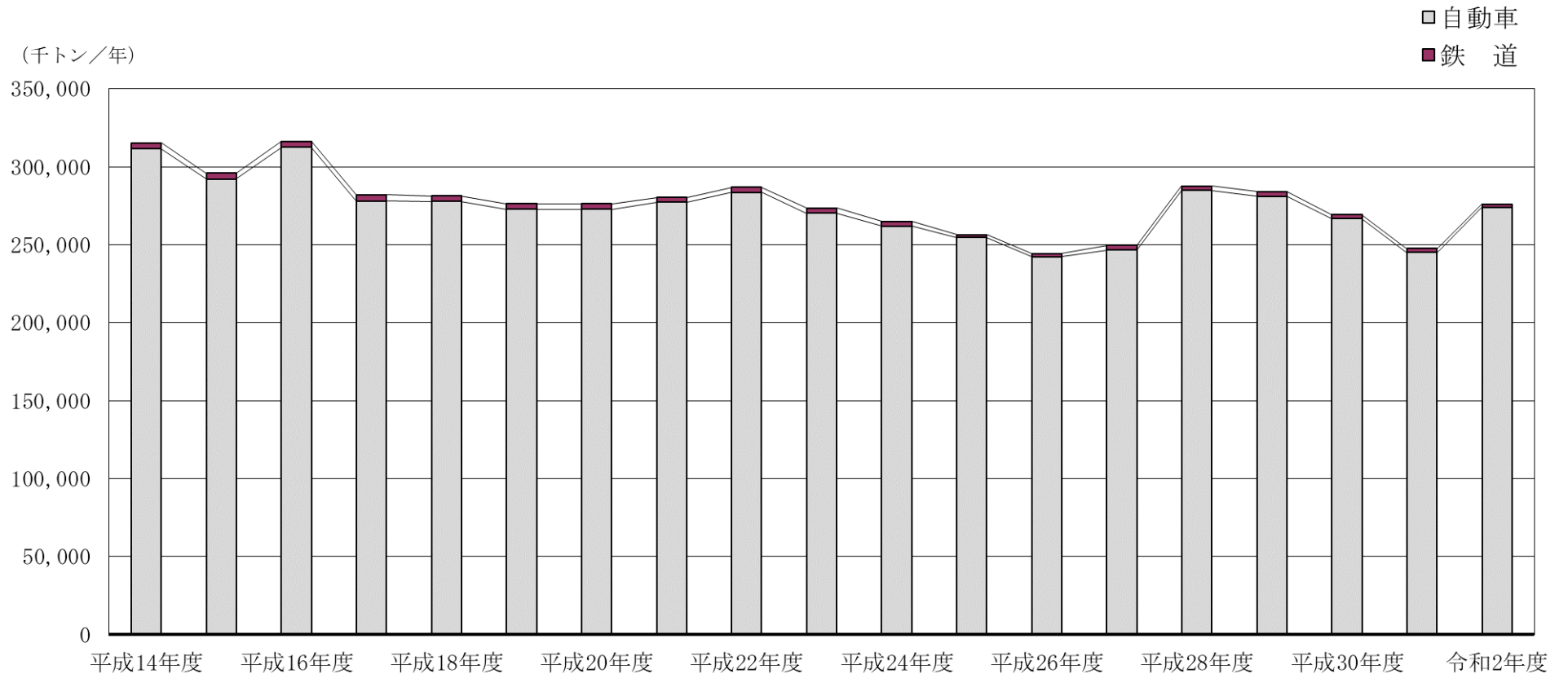


図3-6-4 輸送機関ごとの貨物流動状況(割合) 県内→県内

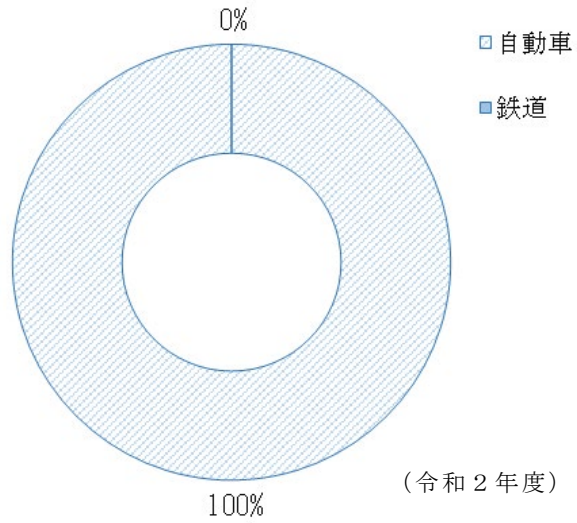


図3-6-5 輸送機関ごとの貨物流動状況(割合) 県内→県外

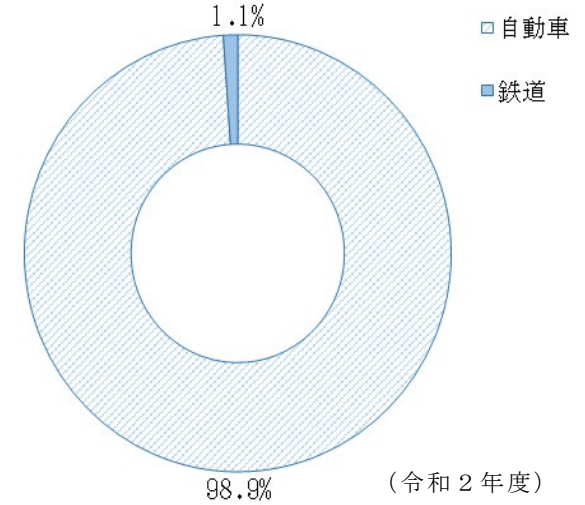


図3-6-6 輸送機関ごとの貨物流動状況(割合) 県外→県内

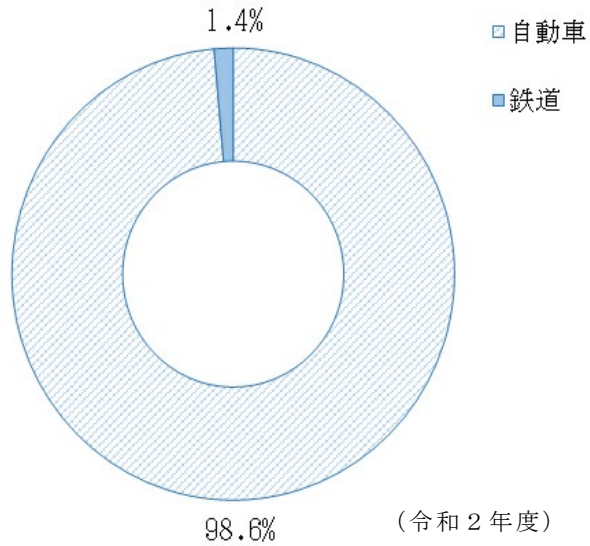


表 3 - 6 - 2 輸送機関ごとの貨物輸送量及び輸送機関割合

(令和 2 年度)

区 分	自動車		鉄 道		合 計	
	輸送量 (千トン)	構成比 (%)	輸送量 (千トン)	構成比 (%)	輸送量 (千トン)	構成比 (%)
県内→県内	109,789	100	3	0.0	109,792	100
県内→県外	75,526	98.9	823	1.1	76,349	100
県外→県内	88,735	98.6	1,244	1.4	89,979	100
合 計	274,050	99.3	2,070	0.7	276,120	100

第7節 県内の人員輸送量等（「旅客地域流動調査」による。）

令和2年度の埼玉県における旅客輸送人員とその内訳は、表3-7-1のとおりである。

輸送機関別の構成比は、自動車が13.7%で、鉄道が86.3%を占めている。

県内→県外及び県外→県内の流動では、鉄道が9割以上を占めている。県内→県内の流動では自動車が3割弱を占めている。

なお、輸送人員の経年変化をみると、鉄道がほぼ横ばいで推移しているのに対し、自家用乗用車は平成15年度から20年度まで年々増加していたが、平成21年度に減少した。平成21年以後は、自動車（平成22年度より自家用自動車を除く。）及び鉄道は横ばいで推移している。

表 3 - 7 - 1 輸送機関ごとの旅客数

(令和 2 年度)

区 分	自動車		鉄 道		その他		合 計	
	旅客数 (千人)	割合 (%)	旅客数 (千人)	割合 (%)	旅客数 (千人)	割合 (%)	旅客数 (千人)	割合 (%)
県内→県内	205,718	27.0	555,413	73.0	0	0.0	761,131	100
県内→県外	5,861	1.4	411,447	98.6	8	0.0	417,316	100
県外→県内	7,388	1.8	409,961	98.2	8	0.0	417,357	100
合 計	218,967	13.7	1,376,821	86.3	16	0.0	1,595,804	100

※ 自家用自動車は含まない。

図 3-7-1 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）県内→県内

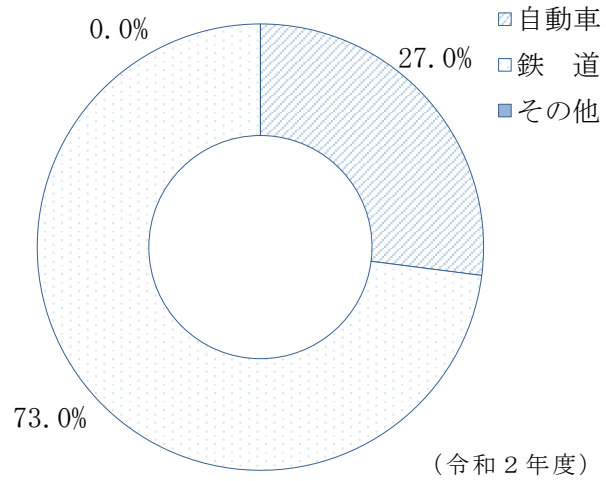


図 3-7-2 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）県内→県外

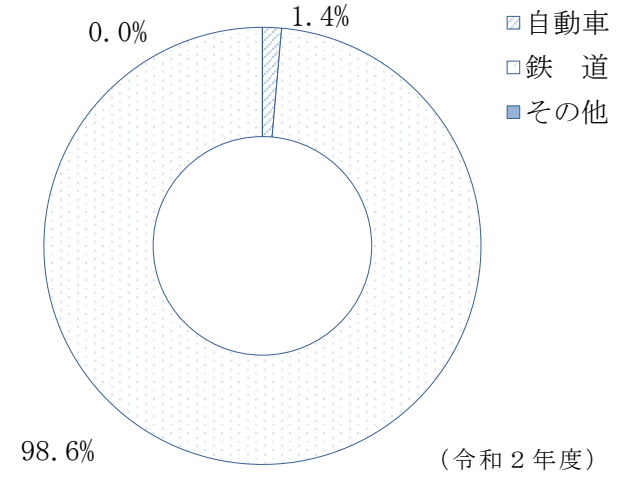


図 3-7-3 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）県外→県内

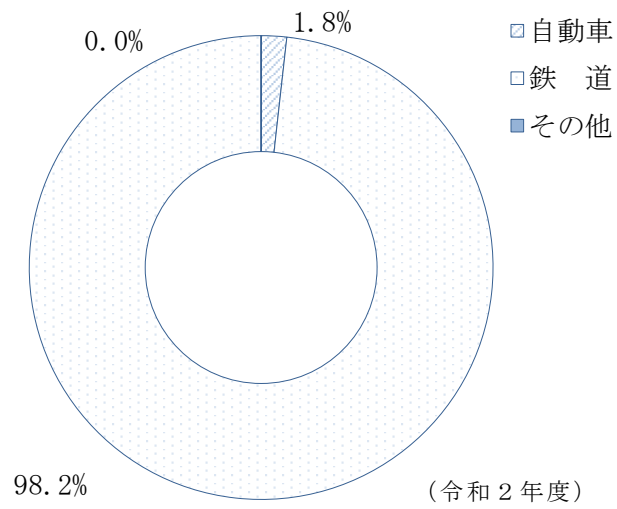
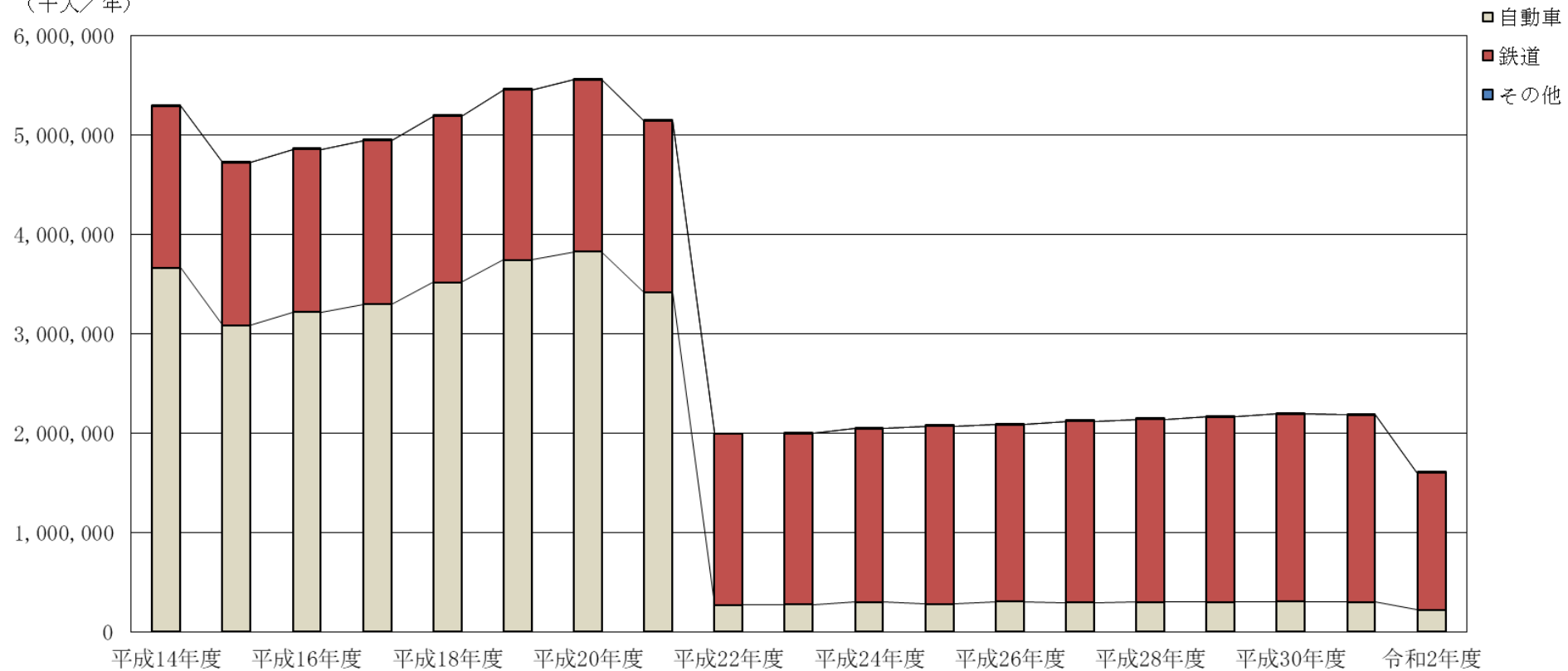


図 3-7-4 輸送機関ごとの人員輸送量の推移

(千人/年)



※ 平成 22 年度以降の自動車は自家用を含まない。

第8節 道路交通の状況等

平成27年度の主要路線及び県内全道路の混雑時平均旅行速度、当該路線の交通量観測地点における12時間交通量、24時間交通量及び大型車混入率は表3-8-1のとおりである。

表 3 - 8 - 1 主要路線における混雑時平均旅行速度等の状況

(平成 27 年度)

主要路線	混雑時平均 旅行速度* ⁵ (km/h)	交通量観測地点	交通量 (台)		大型車混入率 (12時間) (%)
	平日		12時間	24時間	
東北自動車道	75.4	一般国道122号浦和第一IC～一般国道16号岩槻IC	63,293	95,066	31.0
関越自動車道	85.3	一般国道16号川越IC～一般国道468号(圏央道)鶴ヶ島JCT	68,700	94,660	23.9
高速6号三郷線	49.2	三郷JCT～八潮出入口	52,724	83,286	26.4
高速川口線	49.9	新井宿出入口～安行出入口	57,098	86,239	28.1
一般国道4号	22.9	越谷市大間野町5丁目10番地先	28,526	43,702	20.1
一般国道16号	19.6	川越市新宿町1丁目8番地先	25,006	38,051	22.1
一般国道17号	19.7	さいたま市中央区円阿弥7丁目7番地11先	46,689	72,577	24.3
一般国道463号	22.5	新座市中野1丁目1番地先	36,337	53,415	27.7
主要地方道 さいたま栗橋線	26.7	北足立郡伊奈町栄4丁目80	27,583	39,168	26.7
県全体* ⁶	27.3				

(平成 27 年度道路交通センサスより作成)

* 5 : 同一観測地点の平均値 (上下合計)

* 6 : 全観測地点の平均値 (上下合計)

第4章 計画達成の方途

自動車単体規制*⁷及び車種規制*⁸など自動車排出ガスの削減対策*⁹により、第2章第3節に掲げるとおり、令和8年度において最終目標達成のために必要な自動車排出窒素酸化物の総量は11,639トン／年、及び自動車排出粒子状物質の総量は476トン／年になると推計される。

令和2年度の自動車排出窒素酸化物の総量は8,529トン／年、自動車排出粒子状物質の排出量の総量は406トン／年と推計されている。また、平成19年以降、大気汚染常時監視測定局での窒素酸化物及び粒子状浮遊物質の濃度は環境基準を達成している。

そのため、これまで実施してきた自動車排出ガスの削減対策を継続して実施していくことで計画の達成を継続するものとする。

なお、自動車以外の発生源対策についても、関係機関と連携を図り、窒素酸化物及び粒子状物質の排出低減対策を推進していく。

※ 以下に示す各対策にあつては、計画達成の方途の実施主体を「国」、「地」（県、市町村）、「関係道路団体」（東日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)）及び「民」（民間事業者）として示す。

*7：自動車単体規制

自動車排出ガスによる大気汚染問題の解消に向けて、環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）達成のための規制に基づいた自動車の走行燃費向上や排出される汚染物質の量を削減させるための技術的な規制のこと。

*8：車種規制

法の対策地域内で、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を満たしていないトラック、バス等（ディーゼル車、ガソリン車及びLPG車）及びディーゼル乗用車は、猶予期間（初度登録からの経過年数）経過後は登録ができなくなる規制のこと。対策地域内に使用の本拠の位置を有する使用過程車と新車について適用される。

*9：削減対策

自動車単体規制、車種規制、埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）によるディーゼル車の運行規制及び低公害車の普及等。

第1節 自動車単体対策の強化等

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を直接的に低減するものとして、以下の対策を行う。

1 ディーゼル重量車の新たな目標値の早期達成等

平成17年の中央環境審議会の第八次答申に示されたポスト新長期規制が、車両総重量12トン超のディーゼル車は平成21年から、また、車両総重量3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車は平成22年から適用された。

また、平成22年の中央環境審議会の第十次答申を踏まえ、車両総重量3.5トンを超えるディーゼル重量車の新たな排出ガス許容限度目標値が平成28年末（トラックは平成29年末、車両総重量7.5トン以下の小型自動車及び普通自動車は平成30年末）から適用された（国）。

〔新車ディーゼル重量車に対する排出ガス対策の概要〕

ポスト新長期規制

- ・ 21年規制 平成21年10月1日以降の新車から適用
ディーゼル車（車両総重量3.5トン超12トン以下を除く。）が対象
- ・ 22年規制 平成22年10月1日以降の新車から適用
ディーゼル車（車両総重量3.5トン超12トン以下）が対象

2016年規制

- ・ 28年規制 平成28年10月1日以降の新車から順次適用
ディーゼル車（車両重量が3.5トン超）が対象
車両総重量7.5トン超（けん引自動車を除く。） 平成28年10月1日以降
車両総重量7.5トン超けん引自動車 平成29年10月1日以降
車両総重量3.5トン超7.5トン以下 平成30年10月1日以降
車両総重量7.5トン超（けん引自動車を除く。） 平成29年9月1日以降
車両総重量7.5トン超けん引自動車 平成30年9月1日以降
車両総重量3.5トン超12トン以下 平成31年10月1日以降

2 車両検査・点検整備の徹底化対策

検査機器の更新等を通じて検査精度の向上を図り、車両検査体制を充実強化する（国）。

また、「マイカー点検教室」を実施し、広く県民に対して点検整備の確実な実施についての啓発活動を行う（国、民）。

3 技術開発の推進

ディーゼル車の燃料改善、排出ガス低減技術の研究等、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の低減に関連する技術の研究開発等を推進するとともに、補助制度又は融資制度により、その普及に努める（国、民）。

4 過積載車両・整備不良車両等の違反車両への対策

定期的に街頭検査を実施し、過積載車両、整備不良車両及び不正改造車両を排除する（国、地）。

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止総合対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進する（地）。

また、過積載違反の指導取締りを行うとともに、過積載違反の下命及び容認、過積載要求行為等の背後責任の追及に努める。さらに、整備不良車両に対する指導取締りを強化する（国、地）。

第2節 車種規制の実施等

法に基づく車種規制の適正かつ確実な実施を図るとともに、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」という。）に適合した車への早期の転換を促進するために、以下の対策を行う。

車種規制の確実な実施を図るために、平成14年8月1日以降の車検時において、指定自動車に対して、排出基準への適合性、使用可能最終日等を自動車検査証に記載し、自動車使用者に周知を継続的に実施する（国）。

〔車種規制の概要〕

規制対象車

- ・普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車及びディーゼル乗用車のうち、対策地域内に使用の本拠の位置を有する車。

排出基準

- ・窒素酸化物及び粒子状物質の最大限の排出抑制を図る観点から、ガソリン車への代替が可能な乗用車、トラック及びバス（3.5トン以下のクラス）については、当面ガソリン車への代替を図るべくガソリン車並みの排出基準に、ガソリン車への代替が可能でないトラック、バス（3.5トン超のクラス）については、法施行時における最新のディーゼル車並みの排出基準に設定する。
- ・排出基準非適合車は、平成14年10月1日以降、対策地域内において登録ができなくなった。なお、既に使用している車（使用過程車）については、その車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて定められる猶予期間を超えると車検に通らなくなり、対策地域内では使用できなくなった。

排出基準適合車への早期の転換を促進するために、対策地域内における排出基準適合車への買換えに当たっては、国又は県による補助制度又は融資制度な

どの支援措置等を講ずる（国、地）。

各事業者に対しては、事業者の判断の基準となるべき事項に基づいて、排出基準適合車への積極的な転換を指導し、併せて排出基準適合車への転換を促進する（国、地）。

国、県、市町村及び関係道路団体は、公用車等について排出基準適合車への代替を率先して行うよう努める（国、地、関係道路団体）。

対策地域内への流入車についても、排出基準適合車とするよう、関係団体等を通じて自動車使用者に促す。

また、公共事業や物品の調達等において物品等を輸送する際に、これらの対策が率先して行われるよう努める（国、地）。

対策地域内に車両の使用の本拠である営業所があるにもかかわらず、規制逃れのために対策地域外に使用の本拠があるかのように偽装して自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」への対策・取締りを推進する（国、地）。

第3節 条例に基づく施策の推進等

埼玉県生活環境保全条例により自動車から排出される大気汚染物質の削減を図るとともに、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年条例第9号）により大気汚染防止に影響がある地球温暖化対策を推進するものとして、以下の対策を実施する。

1 ディーゼル車の運行規制

トラックやバス等のディーゼル車のうち、粒子状物質に係る県の排出基準を満たさないものは、県内での運行が禁止されている。この運行規制の確実な実施を図るため、自動車使用者又は荷主に対して周知するとともに指導を行う。

なお、県外から流入するディーゼル車についても規制の対象とする（地）。

(1) 運行規制が適用されるディーゼル車

ア 貨物自動車（トラック、バン等）

イ 乗合自動車（大型バス、マイクロバス）

ウ 特種用途自動車（乗用車をベースに改造したものは除く。）

※ ただし、乗用車や知事が指定した粒子状物質減少装置（DPF等）を装着したディーゼル車は運行規制の適用が除外される。

(2) 荷主等の義務

反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者は、貨物又は旅客の運送等の委託を受ける事業者が規制を遵守するように、県の排出基準を満たす自動車を使用していることを確認する等適切な措置を講じなければなら

ない。

2 アイドリング・ストップの実施

駐停車時におけるアイドリング・ストップを行うよう、自動車、原動機付自転車等の運転者に対して指導を行う（地）。

また、自動車等の使用者に対しても、運転者がアイドリング・ストップを行うよう、適切な措置を講ずるよう指導する（地）。

さらに、収容能力が20台又は面積が500㎡以上の自動車駐車場等の設置者及び管理者に対し、看板の設置などにより、アイドリング・ストップの実施を駐車場の利用者に周知するよう指導する（地）。

3 燃料に関する規制

次に掲げる燃料は、自動車及び大型・小型特殊自動車の燃料として、県内において使用し、又は販売することを禁止し、指導を行う（地）。

(1) 重油

(2) 重油を混和した燃料

(3) 日本産業規格に定める軽油以外の軽油

4 自動車公害監察員による指導

自動車公害監察員を配置し、事業所への立入検査、路上検査による違反車両、重油混和燃料の取締り等を実施する（地）。

5 低燃費車*¹⁰の導入義務

県内で200台以上の自動車を使用する事業者に対し、令和7年3月31日までに、低燃費車の台数を40%以上とすることを義務付けていることから、関係事業者に対して周知・指導を徹底して行う（地）。

*10：低燃費車

温室効果ガスを排出しない、又は当該ガスの排出量が相当程度少ない自動車として知事が告示で定めた自動車のこと（平成22年埼玉県告示第485号。最終改正令和2年3月31日）。

第4節 低公害車の普及促進

国のグリーン成長戦略*¹¹（令和2年12月策定、令和3年6月具体化）等に基づき、乗用車については、2035年までに新車販売で電動車*¹²100%を実現する等の電動化目標を設定し、支援を行うことで、一層の普及を推進する（国、地）。併せて電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池車を運行するため新たに必要となるインフラ施設の整備拡充のための各種支援措置等を講ずる（国）。

公用車について、特殊な用途に供する自動車を除き、電動車の積極的な導入

を図る（国、地）。

＊11：グリーン成長戦略

2050年カーボンニュートラルに向け、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策。

＊12：電動車

電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び燃料電池車（FCV）。

低公害車の普及策

・公的部門による率先導入

県が新たに導入する公用車は、原則として電動車とし、電動車により難しい場合は、環境性能がより高い自動車を導入する。

・民需への本格的普及支援

電気自動車等の導入促進（車両導入支援措置の拡充及び税制・金融支援の活用）及び燃料等供給インフラの整備（重点地域に対する優先的支援及び税制・金融支援の活用）を図る。

・物流業者におけるグリーン経営^{*13}の推進

グリーン経営の普及及びISO14001の認証、エコアクション21認証制度^{*14}及びグリーン経営認証制度^{*15}への支援を図る。

＊13：グリーン経営

環境負荷の少ない事業運営のこと。

＊14：エコアクション21認証制度

全ての事業者が、環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境省が定めるガイドラインに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている者に対して認証・登録を行い、環境改善の努力を客観的に証明し、公表することにより、取組意欲の向上を図り、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度。

＊15：グリーン経営認証制度

トラック、バス、ハイヤー、タクシー運送事業等におけるグリーン経営について、認証機関が定めるグリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して認証・登録を行い、事業者の環境改善の努力を客観的に証明し、公表することにより、取組意欲の向上を図り、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度。

・その他の施策

産業界における電動車を含む低公害車導入への積極的な取組、次世代低公害車の開発、安全基準の策定、性能評価手法、燃料性状等の標準化等、現行の大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発等の技術開発を促進する（国）。

なお、県内の事業所で200台以上の自動車を使用する事業者には、埼玉県地球温暖化対策推進条例により、令和7年3月31日までに低燃費車の台数を40%以上とすることを義務付け、関係事業者に対して周知・指導を徹底する等、自動車からの排出ガス及びCO₂排出量のより一層の削減を図る（地）。（一部再掲）

表4-4-1 低公害車の区分

車種	
低公害車	電気自動車
	プラグインハイブリッド車
	燃料電池車
	ハイブリッド自動車
	メタノール自動車
	天然ガス自動車
	クリーンディーゼル自動車
	低燃費かつ低排出ガス認定車

第5節 エコドライブの普及促進

適正運転（以下「エコドライブ」という。）の普及のため、関係省庁及び地方公共団体が関係業界の自主的な取組を支援するほか、関係省庁、地方公共団体及び関係業界が連携し、エコドライブ講習会等のイベントの開催や自動車の運転者への教育等の普及啓発活動を行う（国、地、民）。

第6節 交通需要の調整・低減

貨物自動車等の交通需要の調整・低減及び公共交通機関の積極的な活用による自家用乗用車の利用抑制を行い、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減するものとして、以下の対策を行う。

1 貨物自動車の効率的運行促進対策

総合物流施策大綱（令和3年6月閣議決定）を踏まえて、関係機関と連携し、各種施策を総合的に推進する（国）。

2 鉄道利用輸送促進対策

物資輸送に関連して、国内貨物輸送の大部分をトラック輸送に依存している中で、輸送効率が優れ、環境負荷がより少ない鉄道及び海運への転換「モーダルシフト*16」の推進及び共同輸配送等について促進を図る（国）。

また、平成28年4月の交通政策審議会で答申された埼玉高速鉄道線や東京12号線、東京8号線の延伸等並びに既設鉄道路線の輸送力増強、利便性向上等を促進することにより、鉄道利用の増加を図り、自家用自動車利用の抑制を推進する（地、民）。

*16：モーダルシフト

トラックによる貨物輸送への偏向を、鉄道、船舶等による輸送に転換するなど、輸送のモード（方式）を切り換えること。二酸化炭素の排出を抑制するとともに、自動車公害、特に窒素酸化物による大気汚染及び騒音を防止し、道路の混雑及び渋滞による物流機能のまひを解消しようというねらいがある。

3 物流拠点の整備促進対策等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき、より効率的な物流システムの構築のための物流拠点の整備を推進する。

また、貨物自動車の効率的な運行等を啓発するほか、車両の無公害化を図る等の環境配慮を進める。

さらには、青果物等の流通について、青果物等の流通標準化ガイドラインに基づくパレットの規格の標準化等物流の効率化を進める（国、地、民）。

4 バス輸送増強対策

バス路線の利便性・快適性の向上及びバリアフリー化を図るため、事業者の実施するノンステップバスの導入事業に対する経費の一部を補助することにより乗合バスの利用促進を図り、自家用自動車利用から公共交通機関利用への転換を促進する（国、地、民）。

また、公共交通機関であるバス路線の確保及び充実を図るため、バス運行費について補助を行う（地）。

5 都市内交通円滑化対策

鉄道や道路等の交通基盤整備と平行して、自動車の効率的利用の促進、公共交通機関の利用促進、自転車利用の促進等の交通需要マネジメント*17を推進する（国、地、民）。

交通需要マネジメント施策を普及させるため、市町村職員及び一般市民を対象とした研修会を開催するとともに、市町村及び民間事業者等関係機関と

連携し、モビリティ・マネジメント*¹⁸のモデル事業を実施する（国、地、民）。

自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物自動車への輸送手段の転換（自営転換）を推進する（民）。

サードパーティーロジスティクス*¹⁹の活用により、貨物の輸送効率の向上を図る（民）。

*17:交通需要マネジメント(TDM:Transportation Demand Management)

自動車から公共交通機関への利用転換、徒歩又は自転車の利用促進等の「交通手段の変更」、共同集配送等による「自動車の効率的な利用」、時差通勤・通学による「時間の変更」等により交通需要の調整を行うこと。

*18:モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ(移動)が社会にも個人にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向)に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

*19:サードパーティーロジスティクス

事業者に代わって、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物の輸送に係るサービスを提供すること。

第7節 交通流対策の推進

交通の分散や道路機能の分化を図るとともに、交通の流れの円滑化を促進することにより、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減するとともに、沿道環境の改善及び保全に配慮した各種の対策を行う。

なお、主な対策については、次のとおりである。

1 幹線道路網整備推進対策

首都圏を環状に結ぶ東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道等広域幹線道路の建設を推進する（国、関係道路団体）。

表 4 - 7 - 1 幹線道路整備計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間
首都圏中央連絡自動車道	入間市大字木蓮寺～ 幸手市大字木立	58.4km	昭和60年度～
一般国道17号（新大宮上尾 道路（与野～上尾南））	さいたま市中央区円阿弥6丁目～ 上尾市堤崎	8.0km	令和6年度～
	さいたま市中央区円阿弥1丁目～ 中央区円阿弥6丁目		平成29年度～

（埼玉県調べ）

2 幹線道路のバイパス建設推進対策

都市内における大型車を中心とした通過交通の排除や適切な誘導を図るため、バイパス道路の建設を推進する（国、地）。

表 4 - 7 - 2 幹線道路バイパス整備計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間
一般国道4号(東埼玉道路)	吉川市川藤～春日部市水角	8.7km	平成20年度～
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田	20.1km	平成2年度～
一般国道17号(本庄道路)	深谷市岡～上里町勅使河原	12.6km	平成15年度～
一般国道254号(和光富士見バイパス)	和光市新倉～富士見市下南畑	6.9km	昭和59年度～
一般国道299号(飯能日高バイパス)	日高市台～飯能市飯能	1.5km	平成18年度～
一般国道407号(鶴ヶ島日高バイパス)	鶴ヶ島市高倉～日高市森戸新田	2.8km	平成21年度～
一般国道125号(栗橋大利根バイパス)	久喜市佐間～加須市北大桑	3.9km	平成19年度～
主要地方道さいたま菖蒲線	上尾市原市～上尾市平塚	0.9km	平成18年度～
主要地方道練馬所沢線	所沢市下安松	0.4km	平成3年度～
主要地方道飯能寄居線	日高市新堀～日高市北平沢	2.7km	平成7年度～
一般県道加須幸手線	加須市大桑～久喜市八甫	2.4km	平成8年度～
都市計画道路川越北環状線	川越市小室～川越市寺山	1.8km	平成13年度～
都市計画道路飯能所沢線	所沢市松が丘～所沢市山口	1.9km	平成8年度～
都市計画道路三郷流山線	三郷市彦糸～吉川市道庭	1.0km	平成19年度～
都市計画道路越谷吉川線	越谷市大成町～吉川市吉川	1.0km	平成16年度～

(埼玉県調べ)

3 現道拡幅・線形改良推進対策

渋滞及び走行速度の低下を来している幹線道路においては、車線数の増設、道路の拡幅、道路線形の改良等を進める（国、地）。

表 4 - 7 - 3 拡幅計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間	事業内容
一般国道17号(与野大宮道路)	さいたま市中央区下落合～中央区上落合	1.5km	平成6年度～	4車線化
一般国道125号(行田バイパス)	羽生市須影～行田市小見	6.1km	平成20年度～	4車線化

(埼玉県調べ)

4 立体交差化推進対策

幹線道路において、著しい渋滞を来している交差点の立体交差化を進める。

また、踏切遮断による交通渋滞が著しい幹線道路等の渋滞解消を図るための立体交差化を進める（国、地）。

表 4 - 7 - 4 交差点立体交差化

路 線 名	事 業 区 間	事業延長	事業期間	事業内容
都市計画道路三谷橋大間線	鴻巣市（J R 高崎線）	0.6km	平成12年度～	交差か所 1 か所
主要地方道羽生外野栗橋線	羽生市（東武伊勢崎線）	1.9km	平成元年度～	交差か所 1 か所
主要地方道東松山桶川線	北本市（JR高崎線）	0.7km	平成20年度～	交差か所 1 か所
一般県道岩殿観音南戸守線	東松山市（東武東上線）	2.0km	昭和63年度～	交差か所 1 か所
都市計画道路大場大枝線	春日部市（東武伊勢崎線）	1.0km	平成17年度～	交差か所 1 か所

（埼玉県調べ）

5 交差点改良推進対策

渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、右・左折専用車線の設置等の交差点改良を行う（国、地）。

6 ETCの導入

料金所渋滞対策として、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC^{*20}）を導入し、その普及促進を図る（関係道路団体）。

*20：ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC：Electronic Toll Collection System）

料金所ゲートに設置したアンテナと、車両に装着した車載器との間で無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行い、料金所をノンストップで通行することができるシステム。

7 総合的な駐車対策

違法駐車による渋滞等の交通障害が集中する地域について、違法駐車の前除活動を強化し、特に悪質、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両の指導取締りを強化し、駐車監視員活動ガイドライン内での放置駐車に対する巡回活動を徹底する（地）。

また、行政と民間の適正な役割分担の下に、駐車場の整備を促進するほか、駐車場への誘導・案内システム等の更なる整備拡大を図り、既存駐車場の有効利用を図る（地）。

〔関連事業概要〕

駐車場案内システムの整備拡大 ・さいたま新都心駐車場案内システム
・大宮都心駐車場案内システム

8 自転車道、歩道等の整備及び交通需要マネジメントの推進

徒歩や自転車の利用促進のために、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車通行空間、歩道、横断歩道橋及び駐輪場等の整備を進めるとともに、時差通勤などの交通需要マネジメントについても推進する（国、地、民）。

9 道路工事等の平準化対策

道路工事等が特定の時期に集中することで発生する交通渋滞を避けるために、道路工事調整会議の開催、工事抑制区間の設定、道路のむやみな掘り返しの防止、年末・年度末等一般交通が輻輳^{ふくそう}する期間の工事抑制等により、工事の平準化等を図り、円滑な道路交通を確保する（国、地）。

また、高速道路における舗装工事等については、適切な工事時間帯の選定、短期集中工事の実施による工事の実施、積極的な広報の展開による道路利用者への周知を十分に行う（関係道路団体）。

10 交通管制システムの高度化

光ビーコン*21、交通情報板及び交通調査用テレビカメラ等を整備し、交通管制センターのコンピュータシステムにより、道路交通を有機的・一元的に管理する新交通管理システム（UTMS）を推進し、渋滞の緩和、自動車交通総量の削減を図る（国、地）。

*21：光ビーコン

近赤外線を使用して、走行車両の感知機能及び近赤外線車載通信機を搭載した車両との間での双方向通信機能を持つ路側端末。

第8節 局地汚染対策の推進

交差点における自動車排出ガス環境濃度調査等の実施により、汚染実態の把握に努めるとともに、局地的な汚染のメカニズム等についての調査研究を実施し、地域の実情に応じた効果的な施策を進める（地）。

第9節 普及啓発活動の推進

事業者及び県民が法に規定された責務について十分理解を深めるとともに、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止について、協力を促すために、以下の対策を行う。

1 自動車使用自粛協力要請対策

事業者に対して、車両の有効利用の促進、モーダルシフトの推進、情報化の推進、物流施設の高度化・拠点の整備等による貨物自動車等の使用自粛について協力を働きかけるとともに、県民に対しても公共交通機関や自転車利用によるマイカー使用の自粛を呼びかけるなど、自動車の使用・利用の抑制を柱とする自動車交通量対策を、県内市町村との緊密な連携の下に推進する（地）。

2 啓発推進対策

大気汚染防止推進月間の催し等を通じて大気汚染問題についての普及啓発を行う（国、地）。

事業者に対しては、事業者の判断の基準となるべき事項についての周知徹底等を行う（国、地）。

自動車による大気汚染問題についての県民の意識等の把握に努めるとともに、自動車による大気汚染問題の実態とその防止対策への協力について広く県民に呼びかける（地）。

環境教育等の推進によって環境保全思想の啓発を図り、県民・事業者の自動車による大気汚染に対する自発的な防止行動の積極的な展開を促進する（地）。

交通安全運動を通じて、大気汚染問題につながる無謀運転及び迷惑運転等の防止を呼びかける（地）。

電動車の試乗体験の実施、電気自動車やプラグインハイブリッド車の特性の周知等、電動車の魅力を発信し県全域への普及拡大を図る（国、地、民）。

エコドライブについては、関係省庁及び地方公共団体が関係業界の自主的な取組を支援するほか、関係省庁、地方公共団体及び関係業界が連携し、エコドライブ講習会等のイベントの開催や自動車の運転者への教育等の普及啓発活動を推進する（国、地、民）。（再掲）

「マイカー点検教室」を実施し点検整備の確実な実施についての啓発活動を行う（国、民）。（再掲）

第5章 その他重要事項

前章に示した各種施策に基づいて計画の達成を図るに当たり、以下に示す事項にも留意しつつ、より実効性のある窒素酸化物及び粒子状物質削減対策の推進を図る。

第1節 地方公共団体間の連携

窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染は、発生源となる自動車の地域間移動や汚染物質の移流などにより、広域的な問題となっている。そのため、対策地域間の連携を確保し、相互の十分な調整を図りつつ、計画の達成に努める（地）。

第2節 総量削減計画の進行管理

総量削減計画の達成のための各種施策について、各種調査資料等を必要に応じ相互に提供するなど関係機関と緊密な連携を図りつつ、施策の実施状況の把握等の進行管理を行うとともに、必要に応じその後の施策の在り方を見直す。また、総量削減計画の進行管理については、その結果を公表する（国、地）。

第3節 調査研究

大気汚染の状況を的確に把握するため、環境の変化に対応して自動車排出ガス測定局の整備及び充実を図るなど、大気の常時監視測定体制の整備を進めるとともに、発生源である自動車について、的確な対策を講ずるため、国等の測定結果の活用など実態の把握に努める（地）。

また、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量の一層の削減を図るための諸施策に関する調査検討を進める（地）。

第4節 地球温暖化対策との連携

次世代自動車を含む低公害車の普及促進やエコドライブの普及促進、交通需要の調整・低減などの施策は、これらの施策が自動車排出窒素酸化物等による

大気汚染を防止するための施策であるとともに、地球温暖化対策の推進にも資するものであるという視点を持ち、推進する（国、地、民）。

告示

埼玉県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
なないろ在宅診療所	一般社団法人在宅医療普及協会	春日部市大枝六一三―一二	令和六年三月一日
戸田わらびみみはなのどくりニック	石井 健太	蕨市錦町一―二―一ビバモール蕨錦町一階	令和六年三月一日
所沢メンタルクリニック	医療法人三笠会	所沢市南住吉二―四フラワ―ハイム一	令和六年二月一日
医療法人社団啓守会 ふじみ野心臓リハビリテーションクリニック	医療法人社団啓守会	ふじみ野市駒林元町二―一―三九プリベントT・Sビル三階	令和六年三月一日
三田麻酔科医院	三田 範勝	熊谷市中央一―一四〇リツキーハイツ一〇二号室	令和六年三月一日
蕨駅前こころのクリニック	太田 学	蕨市塚越一―三―一MTビル五A	令和六年三月十五日

訪問看護ステーション多聞	訪問看護ステーションリボン埼玉	めぐ訪問看護ステーション羽生	めぐ訪問看護ステーション行田	kokoe mi 訪問看護ステーション行田	SOMP Oケア ふじみ野 訪問看護	サニー訪問看護ステーション	クスのアオキ萱場薬局	児玉くるみ薬局	クスのアオキ上之薬局	スギ薬局 北朝霞店	わかば薬局 上尾川店
m	特定非営利活動法人ドットコム	めぐ株式会社	株式会社 Any 行田	SOMP Oケア株式会社	One Asia 株式会社	株式会社クスのアオキ	株式会社クスのアオキ	合同会社 DK	株式会社クスのアオキ	株式会社スギ薬局	株式会社アイア イフアーマシーズ
羽生市下新田四一―二	北本市中丸四―六六一―プラザ ンドール北本二〇五号	羽生市中岩瀬一六九―一グラ ンアクシズ二F	行田市持田五―一七―五	ふじみ野市南台一―一五―一 二	所沢市弥生町一八七八―六メ ゾン弥生一〇五	深谷市萱場一二―二五	本庄市児玉町上真下三二六― 一	熊谷市上之土地区画整理事業 地内八〇街区九番	朝霞市朝志ヶ丘一―三―一七	上尾市川二―四―二サンライ ズカワ二階	
令和五年十二月一日	令和六年二月一日	令和六年二月十九日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和六年二月一日	令和六年三月一日	令和六年三月一日	令和六年三月一日	令和六年三月一日	令和六年三月一日	令和六年三月一日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
長嶋 努		長嶋鍼灸室	比企郡嵐山町むさし台 一―八―九	令和六年四月一日
児玉 克代		在宅マッサージ治療院 福寿	さいたま市北区東大成町二―三四三―二	令和六年三月一日
中西 孝一		飯能駅前接骨院	飯能市柳町二三―五	令和六年一月四日
鳴川 英明		さくら整骨院	F ふじみ野市上福岡一―二―一七上福岡ビル一	令和六年一月九日
深澤 正晃		ラクテル鍼灸整骨院 光が丘	○犬丸ビル一階	令和六年二月十四日

二 指定施術機関

医療法人修志会りあん訪問看護ステーション春日部	医療法人修志会	春日部市中央六―一―二七ふじのダイヤビル三階北側	令和六年二月一日
訪問看護ステーション ふーが	合同会社 訪問看護ステーション ふーが	所沢市中富南四―一―二エス ティ所沢センタースクエア二号棟一〇三	令和六年一月十五日
霞	株式会社Will Age	○六	令和五年四月一日
彩訪問看護リハビリステーション朝霞	医療法人修志会	草加市高砂二―一八―二四ノースビル三〇二号	令和六年二月一日

告示

埼玉県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
草加八潮医師会 訪問看護ステーション	所在地	草加市中央一―五― 二二保健センター内 一階	草加市中央一―一― 一二松ロイヤルビル六 階
訪問看護ステーション きゅあひが とこ	所在地	所沢市東所沢和田三 ―五―一―ハンビー タウン三〇二	所沢市東所沢和田三 ―一―一―四ラ・メゾ ン東所沢一〇五
壮幸会 行田訪 問看護ステーション	所在地	行田市持田三九三― 三	行田市持田三七六
心の訪問看護ステーション向日 葵	所在地	深谷市常磐町五五― 六八	深谷市小前田二八二 二―三

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
山下 俊憲	施術所	施術所	山下接骨院	豊岡接骨院
村山 未有	所在地	所在地	狭山市入間川二 二二―一	入間市豊岡一―三 ―七ハストラ―レ新 井一〇一
富澤 哲	所在地	所在地	熊谷市中央二―四 五―一〇三	熊谷市籠原南一― 七〇 一―B号室
施術所	施術所	施術所	南埼玉郡宮代町本 田五―三―一〇	南埼玉郡宮代町本 田五―三―一〇― 一〇一

告示

埼玉県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人勇誠会 北町クリニック	戸田市笹目北町五―一〇	令和六年一月十九日
所沢メンタルクリニック	所沢市東住吉九―五あらいビル三F	令和六年一月三十一日
住吉薬局	草加市住吉一―五―六	令和六年二月一日
三郷天神歯科クリニック	三郷市ピアラシテイ一丁目一番地一	令和五年十二月三十一日
クリハラ歯科	草加市八幡町一五三八幡ビル一階	令和六年一月三十日
鳥塚歯科医院	比企郡小川町大塚一―一六八―一	令和六年一月二十九日
ノーベルデンタルクリニック	桶川市若宮一―四―五二埼北SSビル二F	令和四年十二月三十一日

薬局マツモトキヨシ 加須店	加須市向川岸町五―一三	令和六年一月三十 一日
訪問看護ステーション アリスの夢	所沢市小手指南四―一三―四	令和六年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
田村 泉葵		はっとりはり・ きゆう接骨院 (本郷院)	さいたま市北区本郷 町六一	令和六年一月二十 六日
浅見 真志		飯能駅前接骨院	飯能市柳町二三―五	令和六年一月四日

告 示

埼玉県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚一二三―	令和六年三月三十一日
波多野歯科医院	草加市高砂一―三―一―三F	令和六年三月四日
さくら歯科医院	吉川市吉川一五〇八―	令和六年三月十五日

告示

埼玉県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
医療法人中神内科ク リニック	本庄市児玉町八幡山三 二一	令和六年一月一日
早川医院	五 坂戸市中小坂八九九一	令和六年二月一日

告 示

埼玉県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	たいよう薬局	所在地	鴻巣市広田八 四一―一七	開設者名	株式会社薬商	サービスの種類	居宅療養管理 指導	指定年月日	令和六年一月一 日
	たいべい薬局上柴 店	深谷市上柴町 西六―一九― 一五		合資会社田部 井薬局		介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	令和五年四月一 日	

告示

埼玉県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市持田三七六	介護療養型医療施設	平成十六年四月三十日
医療法人大久保病院	加須市砂原二八六一	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護療養型医療施設	令和四年三月三十一日
医療法人清和会 新所沢清和病院	所沢市神米金一四一―三	介護療養型医療施設 介護予防通所リハビリテーション	令和三年七月三十一日

あねとす病院	医療法人若葉会 若葉病院	医療法人尚寿会 大生病院	静風荘病院		訪問看護ステーション アリスの夢	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院
深谷市人見一九 七五	坂戸市戸宮六〇 九	狭山市水野六〇 〇	新座市堀ノ内一 九―二八		所沢市小手指南 四―一三―四	所沢市北野三一 ―一―一
介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護予防訪問看 護	訪問看護 介護療養型医療 施設
平成二十三年五月 一日	平成二十年四月一 日	平成二十六年一月 三十一日	平成二十三年五月 三十一日		令和六年三月三十 一日	平成二十六年四月 三十日

告示

埼玉県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
波多野歯科医院	草加市高砂一―三 ―一紅藤ビル三F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和六年三月四日

告 示

埼玉県告示第三百五号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十三号（埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十七条第二項第四号等の知事が定める手順）は、廃止する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百六号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十六号（介護保険法施行条例第百三条第四項等の費用）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第三百九十八条第四項、第四百三十条第四項、第五百三十八条第四項」を「第四百三十八条の十四第四項、第四百三十八条の四十六第四項、第五百五十六条の二第四項」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十七号（介護保険法施行条例第一百五十四条第三項第三号等の知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第三百九十八条第三項第三号及び第四号、第四百三十条第三項第三号及び第四号」を「第四百三十八条の十四第三項第三号及び第四号、第四百三十八条の四十六第三項第三号及び第四号」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八号

平成二十四年埼玉県告示第七百五十号（介護保険法施行条例第三百九条第二項第四号等の知事が定める手順）は、廃止する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九号

平成二十四年埼玉県告示第七百五十一号（介護保険法施行条例附則第五条第三項の知事が定めるもの）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

題名中「附則第五条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

告示中「附則第五条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

告示

埼玉県告示第三百十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定に基づき、令和六年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定めた。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

係数	数値
医療費指数反映係数	〇
一般納付金所得係数	一・一一七七〇六六八四七一六四
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九七五五一
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一〇九二九四七四三五六二五
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九三一一八六
介護納付金納付金所得係数	一・〇八四一四一〇五二九一〇〇
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九七八八七二二

告 示

埼玉県告示第三百十一号

平成十六年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行う施設の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

告示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 六三一台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 六三一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 総面積 二二八平方メートル

（変更後）位置 図面省略 総面積 二五七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 総容量 五八・三二立方メートル

（変更後）位置 図面省略 総容量 一一一・三五立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和六年十一月十三日

ニ 届出年月日

令和六年三月十二日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百六者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百二十者

ハ 変更年月日

令和五年十二月三十一日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十三日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百四十二者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百六十二者

ハ 変更年月日

令和五年十一月五日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十三日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計三十八者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計四十三者

ハ 変更年月日

令和五年十一月三十日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十三日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

B E N I B A N A W A L K 桶川

埼玉県桶川市下日出谷東二丁目十五番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニ―株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後） ユニ―株式会社 代表取締役 榊原健

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニ―株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計三十者

（変更後） ユニ―株式会社 代表取締役 榊原健

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十九者

ハ 変更年月日

令和五年十月三十一日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十九日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニ―株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後） ユニ―株式会社 代表取締役 榑原健

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十一者

（変更後） UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十者

ハ 変更年月日

令和五年十一月十七日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十九日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 榎原健

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計六十七者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 榎原健

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計六十五者

ハ 変更年月日

令和五年十月三十一日外

ニ 届出年月日

令和六年三月十九日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ八潮大曾根店

埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一、千百五十一番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

ハ 変更年月日

令和六年三月一日

ニ 届出年月日

令和六年三月二十一日

二 縦覧期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十九日から令和六年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した熊谷中央土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	浅見 五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
	矢田堀 房雄	同 上奈良千三百六十二番地
	鈴木 康夫	同 玉井千六十八番地
	持田 英昭	同 千十番地
	富岡 清	同 中奈良二千三百五十九番地
	鈴木 正一	同 玉井千十九番地
	中島 とよ子	同 千四百五十三番地
	鯨井 邦夫	同 千八百九番地一
	中島 忠行	同 千八百四十三番地二
	田口 清	同 代千二百三十八番地二
	持田 朝光	同 玉井千百二番地
	森田 竹一	同 久保島千十番地
	持田 隆夫	同 玉井千四百八十五番地
	並木 善明	同 七十四番地一
	石関 久男	同 千四百五十番地
	渡辺 芳信	同 九十二番地

告示

埼玉県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、解散認可した熊谷中央土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	内田 享一	埼玉県熊谷市玉井百七十七番地
同	鯨井 正男	同 同 千八百十八番地
同	富田 健一	同 同 千六百八十一番地一
同	島野 進	同 同 千九十四番地一

告示

埼玉県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前渠用水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	茂木 恵子	埼玉県深谷市矢島七百十二番地
理事	島田 久美子	同 熊谷市妻沼台二十五番地二

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

令和五年埼玉県告示第千二百十一号で公示した公共測量は、令和六年二月二十九日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

令和五年埼玉県告示第千二百九十三号で公示した公共測量は、令和六年三月四日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

令和五年埼玉県告示第千八十二号で公示した公共測量は、令和六年二月六日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業地域

さいたま市見沼区、川越市、熊谷市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、入間市、久喜市、比企郡ときがわ町

三 作業期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十一年関東地方整備局告示第二百十三号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第九十三号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県東松山市六軒町五番地一

三 都市計画事業の種類及び名称

平成二十一年関東地方整備局告示第二百十三号小川都市計画道路事業三・四・

二環状一号線

四 事業施行期間

平成二十一年四月十七日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第九条第二項の規定により、令和六年国土交通省告示第二百六十九号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）において指定の告示のあつた中川・綾瀬川特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定めたので告示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県南部ブロック

(さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、八潮市、三郷市、吉川市、伊奈町、松伏町)

降雨波形：中央集中型
 生起確率：10年に1度
 24時間総雨量：271.7mm
 最大降雨強度（1時間）：73.8mm/h
 最大降雨強度（10分間）：155.6mm/h

時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	4.1	6	0-10	6.6	12	0-10	87.0	18	0-10	6.5
	10-20	4.1		10-20	6.8		10-20	52.3		10-20	6.3
	20-30	4.2		20-30	6.9		20-30	38.9		20-30	6.2
	30-40	4.2		30-40	7.1		30-40	31.6		30-40	6.1
	40-50	4.3		40-50	7.2		40-50	26.9		40-50	6.0
	50-60	4.3		50-60	7.4		50-60	23.6		50-60	5.9
1	0-10	4.3	7	0-10	7.6	13	0-10	21.1	19	0-10	5.8
	10-20	4.4		10-20	7.7		10-20	19.1		10-20	5.7
	20-30	4.4		20-30	7.9		20-30	17.6		20-30	5.6
	30-40	4.5		30-40	8.2		30-40	16.3		30-40	5.5
	40-50	4.5		40-50	8.4		40-50	15.2		40-50	5.5
	50-60	4.6		50-60	8.6		50-60	14.3		50-60	5.4
2	0-10	4.6	8	0-10	8.9	14	0-10	13.5	20	0-10	5.3
	10-20	4.7		10-20	9.1		10-20	12.8		10-20	5.2
	20-30	4.8		20-30	9.4		20-30	12.2		20-30	5.2
	30-40	4.8		30-40	9.8		30-40	11.6		30-40	5.1
	40-50	4.9		40-50	10.1		40-50	11.2		40-50	5.0
	50-60	4.9		50-60	10.5		50-60	10.7		50-60	5.0
3	0-10	5.0	9	0-10	10.9	15	0-10	10.3	21	0-10	4.9
	10-20	5.1		10-20	11.4		10-20	9.9		10-20	4.8
	20-30	5.1		20-30	11.9		20-30	9.6		20-30	4.8
	30-40	5.2		30-40	12.5		30-40	9.3		30-40	4.7
	40-50	5.3		40-50	13.1		40-50	9.0		40-50	4.7
	50-60	5.3		50-60	13.9		50-60	8.7		50-60	4.6
4	0-10	5.4	10	0-10	14.7	16	0-10	8.5	22	0-10	4.6
	10-20	5.5		10-20	15.7		10-20	8.3		10-20	4.5
	20-30	5.6		20-30	16.9		20-30	8.0		20-30	4.5
	30-40	5.7		30-40	18.3		30-40	7.8		30-40	4.4
	40-50	5.8		40-50	20.0		40-50	7.7		40-50	4.4
	50-60	5.9		50-60	22.2		50-60	7.5		50-60	4.3
5	0-10	6.0	11	0-10	25.1	17	0-10	7.3	23	0-10	4.3
	10-20	6.1		10-20	29.0		10-20	7.1		10-20	4.2
	20-30	6.2		20-30	34.8		20-30	7.0		20-30	4.2
	30-40	6.3		30-40	44.5		30-40	6.8		30-40	4.1
	40-50	6.4		40-50	64.5		40-50	6.7		40-50	4.1
	50-60	6.5		50-60	155.6		50-60	6.6		50-60	4.1

埼玉県北部ブロック

(熊谷市、行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)

降雨波形：中央集中型 生起確率：10年に1度 24時間総雨量：206.0mm 最大降雨強度（1時間）：64.8mm/h 最大降雨強度（10分間）：172.3mm/h											
時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	3.0	6	0-10	4.8	12	0-10	69.8	18	0-10	4.6
	10-20	3.0		10-20	4.9		10-20	38.3		10-20	4.6
	20-30	3.0		20-30	5.0		20-30	27.8		20-30	4.5
	30-40	3.0		30-40	5.1		30-40	22.4		30-40	4.4
	40-50	3.1		40-50	5.2		40-50	19.0		40-50	4.3
	50-60	3.1		50-60	5.3		50-60	16.6		50-60	4.3
1	0-10	3.1	7	0-10	5.4	13	0-10	14.8	19	0-10	4.2
	10-20	3.2		10-20	5.5		10-20	13.5		10-20	4.1
	20-30	3.2		20-30	5.7		20-30	12.4		20-30	4.1
	30-40	3.2		30-40	5.8		30-40	11.5		30-40	4.0
	40-50	3.3		40-50	6.0		40-50	10.8		40-50	3.9
	50-60	3.3		50-60	6.2		50-60	10.1		50-60	3.9
2	0-10	3.4	8	0-10	6.3	14	0-10	9.6	20	0-10	3.8
	10-20	3.4		10-20	6.5		10-20	9.1		10-20	3.8
	20-30	3.4		20-30	6.7		20-30	8.7		20-30	3.7
	30-40	3.5		30-40	7.0		30-40	8.3		30-40	3.7
	40-50	3.5		40-50	7.2		40-50	7.9		40-50	3.6
	50-60	3.6		50-60	7.5		50-60	7.6		50-60	3.6
3	0-10	3.6	9	0-10	7.8	15	0-10	7.3	21	0-10	3.5
	10-20	3.7		10-20	8.1		10-20	7.1		10-20	3.5
	20-30	3.7		20-30	8.5		20-30	6.8		20-30	3.5
	30-40	3.8		30-40	8.9		30-40	6.6		30-40	3.4
	40-50	3.8		40-50	9.3		40-50	6.4		40-50	3.4
	50-60	3.9		50-60	9.8		50-60	6.2		50-60	3.3
4	0-10	3.9	10	0-10	10.4	16	0-10	6.1	22	0-10	3.3
	10-20	4.0		10-20	11.1		10-20	5.9		10-20	3.3
	20-30	4.0		20-30	11.9		20-30	5.8		20-30	3.2
	30-40	4.1		30-40	12.9		30-40	5.6		30-40	3.2
	40-50	4.2		40-50	14.1		40-50	5.5		40-50	3.2
	50-60	4.2		50-60	15.7		50-60	5.4		50-60	3.1
5	0-10	4.3	11	0-10	17.7	17	0-10	5.2	23	0-10	3.1
	10-20	4.4		10-20	20.5		10-20	5.1		10-20	3.1
	20-30	4.4		20-30	24.7		20-30	5.0		20-30	3.0
	30-40	4.5		30-40	32.1		30-40	4.9		30-40	3.0
	40-50	4.6		40-50	48.6		40-50	4.8		40-50	3.0
	50-60	4.7		50-60	172.3		50-60	4.7		50-60	2.9

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―二八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市玉井字向玉井上三百二十九番九外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百五十四・二三八立方メートル

浸透効果量 〇・〇一六五八七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百三十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―一三―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北大桑字川端百三十八番一外三十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百六十二・四七五立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県行田市大字持田字東谷三百四十七番一外四十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百六・八九立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百三十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―二二―二二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市南蓮沼字下沼三百十六番一外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百二十三・四立方メートル

告示

埼玉県告示第三百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡新田百十六番二

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更認可の年月日

令和六年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第四条第三項第二号」を「第十三条第三項第二号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イの知事が別に定める建築物を次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イの知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第十六号金額の欄イ及び同項第一百十八号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第一百十八号金額の欄イ及び同項第一百二十号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百一十一号金額の欄イ及び同項第二百二十三号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十三号金額の欄イ及び同項第二百二十五号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百三十九号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十七号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（一）を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（一）に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百一十一号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十三号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

令和六年埼玉県告示第三百三十五号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改め、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十七号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により同令の施行の日の前日において同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項又は第五百五十八条の二第一項の規定により現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者から払い込まれる現金の収納及び保管に係るこの告示による改正前の別表第一第四項第一号、第七項第一号、第八項第一号、第十二項第一号及び第十五項第一号の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項中「専門員の職にある」を「職員である」に改め、同項第一号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第五百五十八条第三項（政令第五百五十八条の二第六項）を「第二百四十三条の二の四第四項（法律第二百四十三条の二の五第三項）に改め、同表第五項中「専門員の職にある」を「職員である」に改め、同表第七項第一号、第八項第一号、第十二項第一号及び第十五項第一号中「政令第五百五十八条第三項（政令第五百五十八条の二第六項）を「第二百四十三条の二の四第四項（法律第二百四十三条の二の五第三項）に改める。」

告 示

埼玉県告示第三百四十三号

狭山市から狭山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転免許証申請自動受付装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年10月1日（火）から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部
運転免許課免許登録係 電話048-832-0110 内線702-267

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月17日（金）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月16日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月17日（金）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年5月17日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年5月10日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和6年4月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Automatic Processing Device for Driver's License Application.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m.
May 17, 2024 By mail; 5:00 p.m. May 16, 2024 In person; 9:55 a.m. May
17, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年三月二十九日

埼玉県川越県税事務所長 黒澤

純

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社小寺	代表取締役 小寺 崇夫	埼玉県朝霞市浜崎三丁目十番十三号	令和六年二月二十九日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

上尾環状線	路線名
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) 同郡同町大字小室字丸山一〇二六番三地先まで 北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇二五番一地先から	供用開始の区間
令和六年三月二十九日	供用開始の期日
令和二年十一月六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長九四・一三メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
五番一地先まで	上尾市大字原市字七番耕地一三三三番 七地先から同市大字平塚字八ツ山八五	上尾市大字原市字七番耕地一三二四番 二地先から同市大字平塚字西原八四〇 番二地先まで	区 間
九・八〇〇六八・七二	八・二〇〇一八・一一	敷地の幅員 (メートル)	
一一三〇・五〇	八七六・一〇	延長 (メートル)	
旧Aの一部は上尾市道として引き継ぐ。			備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市大井武蔵野一三一四番四 地先から入間郡三芳町大字上富字八 軒家二〇五五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和六年三月二十九日
備 考	令和四年十一月二十二日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十二号で告示した道 路予定区域の一部供用開始で ある。延長一九五・五九メー トル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

旧新別	旧 A	旧新別
<p>旧新 B</p> <p>比企郡小川町大字伊勢根字宮前五〇番一地从先から同郡同町大字上横田字小萩一九五二番一地从先まで</p>	<p>比企郡小川町大字高谷字高橋二七番一地从先から同郡同町大字上横田字妻子ヶ谷戸九一九番八地从先まで</p>	<p>区間</p>
<p>一四・〇六〓三六・〇三</p>	<p>一〇・三六〓二一・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八八一・六一</p>	<p>一、〇三〇〇・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。 旧道部分は小川町道として引き継ぐ。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
野堂字水元二〇九番七地先まで	児玉郡神川町大字熊野堂字水元二〇二番二地先から同郡同町大字熊野堂字水元二〇九番七地先まで	区 間
一 二 ・ 四 三	一 二 ・ 〇 〇	敷地の幅員 (メートル)
	一 〇 五 ・ 〇 〇	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 矢納浄法寺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
阿久原字平八一七番一五地先まで	児玉郡神川町大字下阿久原字平八七九番一地从り同郡同町大字下	区 間
一三・四一 ） 一二・八九	一三・四一 ） 一二・一四	敷地の幅員 (メートル)
六九・八〇		延 長 (メートル)
歩道整備工事による。		備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市中央一丁目一六三六番一地从先から 同市小松台二丁目七〇五番二四地先まで	羽生市中央一丁目一六三六番一地从先から 同市中央一丁目一五三五番八地先まで	区 間
一〇・五五〇 三四・九四	一四・九七〇 二二・七七	敷地の幅員 (メートル)
二六六一・六六	二〇二・四八	延 長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市南七丁目一八番七地先から 同市小松台二丁目七〇五番二四地先まで	羽生市南七丁目一八番七地先から 同市南三丁目一九四番一地先まで	区 間
二二・八五〇 三四・九四〇	一〇・五五〇 一八・一一〇	敷地の幅員 (メートル)
一三四三・四八〇	九二九・六七〇	延 長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市小松台一丁目五二六番一〇地先まで	羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市下岩瀬五二六番一〇地先まで	区 間
二五・六三〇 二五・九八	二〇・一八〇 二五・九八	敷地の幅員 (メートル)
二四三・九九	九一三・八五	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市大字桑崎三九三番四地先まで	羽生市大字桑崎三九二番一地先から 同市大字桑崎三九三番四地先まで	区 間
二〇・八三ゝ 二九・八六	二〇・八三ゝ 二〇・八三	敷地の幅員 (メートル)
三二・三一・二八	二九・四〇	延 長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県議会告示第一号

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県議会議長 齊藤 邦明

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例(以下「条例」という。)の規定により、議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの(以下「議会等」という。)に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会等に対して申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))において識別できるものに限る。)をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第三条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会

等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第五条 条例第三条第五項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第六条 条例第四条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 議会等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 条例第四条第一項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第九条 条例第四条第五項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十条 議会等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十一条 議会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十二条 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

4 前二項に規定する電子署名の名義は埼玉県議会議長とする。
(その他の手続等への準用)

第十三条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等(条例第三条から第八条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県議会議長 齊藤 邦明

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「新型コロナウイルス感染症等重大な」を削る。

第十二条第一項中「配偶者」の下に「（この項において、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三十一条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第三十一条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第二項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 8,244 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 40,480 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 619 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 110,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,530 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 75,680 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
江南中継ポンプ所
高倉中継ポンプ所

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 487 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉薬品株式会社 埼玉県さいたま市見沼区御町1丁目43番地
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 374,000 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 931 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケント・コーポレーション 埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9
番24号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 265,100 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 839 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 29,260 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1,056 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 48,950 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 63 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
ユアサ・フナシヨク株式会社 千葉県船橋市宮本4丁目18番6号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 762,300 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,280,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,425,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
48,690,400円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,477,200円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
87,120,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年2月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社栃木工場
栃木県佐野市築地町715番地
- 5 随意契約に係る契約金額
38,720,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年四月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和六年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和六年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県教委告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第八項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として次のとおり指定し、令和六年四月一日から施行する。

平成十八年埼玉県教委告示第十八号（教育行政相談に関する事務を行う職員の指定）は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局参事付報道・広聴広報担当

埼玉県公安委員会告示第43号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

別表中

「

道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

を

「

道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
	月曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

に改める。

」

告示

埼玉県監査委員告示第三号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日下部 伸 三

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年埼玉県監査委員告示第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年埼玉県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規程は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

令和5年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	日本肥料株式会社	72粒状消石灰	A1				
	菱光石灰工業株式会社	ネオショット	A1				
		72菱印特選消石灰	A1				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

A1ーアルカリ分

正 誤

埼玉県告示第百八十号（令和六年三月五日第四百九十五号）中訂正

ページ 行

二 前から十五

誤

埼玉県利根地域振興センター

正

埼玉県東部地域振興センター

正 誤

埼玉県告示第二百四十三号（令和五年三月三日第三百九十二号）中訂正

ページ 行

一 前から二から三

誤

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四
条第二号の規定により、

正

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五
条第二号の規定により、

正 誤

埼玉県告示第九百四十三号（令和五年九月一日第四百四十四号）中訂正

ページ 行

一 前から二から三

誤

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四
条第二号

正

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五
条第二号

正 誤

埼玉県人事委員会規則一―七十六（令和五年三月二十八日第三百九十九号）中訂

正

ページ 行
一 四

誤

七十六

正

七十六

正 誤

埼玉県労働委員会告示第一号（令和五年三月二十八日第三百九十九号）中訂正

ページ

行

一 前から七

誤

規定

正

規程